

改正 勞働基準法施行規則

366.1-R66イウ



•1200800296836•

勞務行政研究所 編

X

複写

改正施行規則
届出様式
解説例規

改訂版

6
7
8
9
40
1
2
3
4
5
6
7
8
9
5

始



366.1
R667

勞務行政研究所編

【改訂版】

改正
勞働基準法施行規則

附・關係通牒届出様式

勞務行政研究所



U 1378

はしがき

昭和二十二年九月一日、労働基準法が施行されてから早や二年有餘を経た。その間この法律が、施行規則と相俟つて封建的な労働条件の改善に多大の貢献をなしてきたことは周知の通りであるが、その運営においては、十全であつたとは言ひ得ない。

今回、労働基準法に基く監督を机上から現場へと移し、能率的な運営を一段と圖るとともに諸手續の簡素化という要請から施行規則の一部改正が計られたのも、そのためといえよう。

改正は二十四年の九月十二日と十九日に労働省案の發表をみて以來十月に入り三回の公聴會を経て同月十一日中央労働基準審議會の最終審議の結果、十一月十六日附で施行令一部改正の省令公布となり、同日施行をみた。

先に本研究所は、労働基準法の三部作として「労働基準法の詳解」(松岡三郎著)と、本研究所編になる「完修労働基準法施行規則」並にこの法律が要求する許可、認可、認定等、諸届諸申請の記載要領を平易且實際的に解説した「基準法届出様式の實務解説」(労働省労働基準局監督

課編著)を刊行し、この法の實務運営上に資してきたのであるが、今次の改正により、まず「完
修労働基準法施行規則」の改訂版をここに企圖するに至つた。
従来、規則全文と様式とが混淆して見難く引用上に不便が思われたので、第一部を施行規則、
第二部を様式として新たに改篇し、面目の一新を計つた。なお、末尾に從來掲載しなかつた解釋
例規及び新舊條文對照表(解説附)を附して、法運営上の疑義に對する解明の手がかりに資した。
必ずやこの一書が運用上の便に資するものあるを確信する。

昭和二十五年二月二十日

勞務行政研究所

目次

第一部 労働基準法施行規則全文	一	第四章 足場	七九
第一編 總則	五八	第五章 墜落防止	八一
第一章 安全管理	五八	第六章 崩壊落下の豫防	八二
第二章 衛生管理	六〇	第七章 電氣	八三
第三章 安全装置	六三	第八章 保護具その他	八四
第四章 性能検査	六五	第九章 火災及び爆發の防止	八五
第五章 就業制限及び禁止	六六	第十章 乾燥室	八八
第六章 健康診断	六八	第十一章 内圧容器	九〇
第七章 雜則	七〇	第十二章 適用の除外	九二
第二編 安全基準	七三	第三編 衛生基準	九三
第一章 原動機及び動力傳導装置	七三	第一章 有害物	九三
第二章 機械装置	七五	第二章 保護具その他	九三
第三章 通路及び作業床	七六	第三章 高氣壓	九四
		第四章 氣積、換氣	九五
		第五章 採光、照明	九六
		第六章 氣温、濕度	九六
		第七章 休養	九七
		第八章 清潔	九七
		第九章 食堂及炊事場	九八
		第十章 救急用具	九九

第十一章 雜 則	100
第四編 特別安全基準	100
第一章 汽罐及び特殊汽罐	100
第一節 總 則	100
第二節 汽罐又は特殊汽罐の條件	105
第一款 總 則	105
第二款 銅板製蒸氣罐及び銅板製 温水罐の附屬設備	105
第三款 鑄鐵製蒸氣罐及び鑄鐵製 温水罐の附屬設備	110
第四款 特殊汽罐の附屬設備	111
第三節 汽 罐 室	111
第四節 管 理	113
第五節 汽 罐 士	114
第六節 汽罐熔接士	116
第二章 場 重 機	118
第一節 總 則	118
第二節 構造設備	123
第三節 管 理	125
第四節 起重機運転士	127

第三章 アセチレン熔接装置	128
第一節 總 則	128
第二節 構造設備	130
第三節 管 理	133
第四節 熔 接 士	134
第四章 映寫技術者	135
第五章 軌道装置及び手押車輛	137
第一節 總 則	137
第二節 構造設備	138
第三節 管 理	141
第四節 手押車輛	143
附 則	143
第三 女子年少者労働基準規則	144
第四 技能者養成規程	151
第五 事業附屬寄宿舎規程	159
第一章 總 則	159
第二章 第一種寄宿舎安全衛生基準	159
第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準	164

第六 技能者養成指導員資格 檢定規則	166
第二部 届出様式	169
様式の新設改廢一覽表	171
第一 労働基準法施行規則の部	171
第二 労働安全衛生規則の部	178
第三 女子年少者労働基準規 則の部	180
第四 技能者養成規程の部	181
第五 事業附屬寄宿舎規程の部	183
第六 技能者養成指導員資格 檢定規則の部	188
附 解釋例規その他	191
解釋例規第一號	191
解釋例規第二號	191
労働基準法	192

労働基準法の施行に関する件
解説附新舊條文對照表 191

第一部 施行規則全文

第一 労働基準法施行規則

(昭和二二・八・三〇厚生省令第二三號)
(改正昭和二二・二・二六労働省令第二六號)

第一條 労働基準法(以下法という)第八條第十七號の事業又は、事務所は、次に掲げるものとする。

- 一 辯護士、辯理士、計理士、税務代理人、公證人、執行吏、司法書士、代書、代願及び獣醫師の事業
- 二 派出婦會、速記士會、筆耕者會その他派出の事業
- 三 法第八條第一號乃至第十五號の事業の該當しない法人又は團體の事業又は事務所

第二條 法第十二條第五項の規定による賃金の總額に算入すべきものの範圍は法第二十四條第一項但書の規定による労働協約の別段の定に基いて支拂われる通貨以外のものとする。

前項の場合における評價額は、これを労働協約においてあわせ定めなければならない。

前項により定められた評價額を不適當と認められた場合においては、都道府縣労働基準局長は、これに代るべきものを定めることができる。

第三條 試の使用期間中に平均賃金を算定すべき事由が発生した場合においては、法第十二條第三項の規定にかかわらず、その期間中の日數及びその期間中の賃金は、同條第一項及び第二項の期間並びに賃金の總額に算入する。

第四條 法第十二條第三項第一號乃至第三號の期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前三箇月以上にわたる場合又は雇入れの日以前賃金の算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府縣労働基準局長の定めるところによる。

第五條 使用者は、法第十五條第一項の規定に基いて、次の事項について労働条件を明示しなければならない。

- 一 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 二 法第八十九條第一項第一號乃至第九號に規定する事項
- 三 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる場合に

は、寄宿舎規則に定める事項

第六條 使用者は、法第十八條第二項の規定に基いて、労働者の貯蓄金を管理しようとする場合には、様式第一號によつて所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第七條 使用者は、法第十九條第一項但書後段又は法第二十條第一項但書前段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第二號法第二十條第一項但書後段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長の認定を受けなければならない。

第八條 法第二十四條第二項但書の規定による臨時に支拂われる賃金、賞與に準ずるものは、次に掲げるものとする。

- 一、一箇月を超える期間中の出勤成績によつて支給される精動手當
- 二、一箇月を超える一定期間の繼續勤務に對して支給される勤續手當
- 三、一箇月を超える期間にわたる事由により算定される獎勵加給又は能率手當

様式第六號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受け又はこれに届け出なければならない。

第十四條 法第三十三條第二項の規定による命令は、様式第七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを発行。

第十五條 法第三十四條第二項の但書の規定による許可は、様式第八號によつて所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第十六條 使用者は、法第三十六條の協定をする場合には、時間外又は休日の労働をさせる必要がある具體的事由、業務の種類、労働者の數並びに延長すべき時間又は労働させるべき休日について、協定しなければならない。

前項の協定は、三箇月を超えてこれを定めてはならない。

第十七條 前條の規定による協定は、様式第九號によつて、これを所轄労働基準監督署長に届出なければならない。

第十八條 法第三十六條但書の規定による労働時間の延長が二時間を超えてはならない業務は、次のもの

第九條 法第二十五條の規定により使用者が支拂期日前に既往の労働に對する賃金を支拂うべき場合は同條に規定する場合の外次に掲げるものとする。

- 一 労働者の収入によつて生計を維持する者の出產、疾病又は災害の場合
- 二 労働者又はその収入によつて生計を維持する者の婚禮又は葬儀の場合
- 三 労働者又はその収入によつて生計を維持する者がやむを得ない事由によつて、一週間以上にわたつて歸郷する場合

第十條 削除

第十一條 法第三十一條第一號の認定は、様式第四號、同條第三號の許可は様式第五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第十二條 常時十人に満たない労働者を使用する使用者が法第三十二條第二項又は法第三十五條第二項による定をした場合には、法第六條の規定に準じて、これを労働者に周知させなければならない。

第十三條 使用者は、法第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は延長した場合に、

とする。

- 一 多量の高熱物體を取扱ふ業務及び著るしく暑熱なる場所における業務
- 二 多量の低温物體を取扱ふ業務及び著るしく寒冷なる場所における業務
- 三 ラヂウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務
- 四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著るしく飛散する場所における業務
- 五 異常な氣壓下における業務
- 六 さく岩機、鋸打機等の使用によつて身體に著るしい振動を興える業務
- 七 重量物の取扱等重激な業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄磷、弗素、鹽素、鹽酸、硝酸、亞硫酸、硫酸、二硫化炭素、青酸、ペンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸氣又は瓦斯を飛散する場所における業務

十 前各號の外、中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務

第十九條 法第三十七條第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各號の金額に法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間數若しくは休日労働時間數又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間數を乗じた金額とする。

一 時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その全額を一日の所定労働時間數で除した金額、但し日によつて所定労働時間數が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間數で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間數で除した金額、但し、週により所定労働時間數が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間數で除した

金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間數で除した金額、但し月によつて所定労働時間數が異なる場合には、一年における一月平均所定労働時間數で除した金額

五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各號に準じて算定した金額

六 出来高拂制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高拂制その他の請負制によつて計算された賃金の總額を當該賃金算定期間における總労働時間數で除した金額

七 労働者のうける賃金が前各號の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各號によつてそれぞれ算定した金額の合計額

休日手当その他前項各號に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

第二十條 法第三十三條若しくは第三十六條の規定によつて延長した労働時間又は休日の労働時間が午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合には、使用者はその時間の労働については、前條各號の金額にその労働時間數を乗じた金額の五割以上の率で計算し、割増賃金を支拂わなければならない。

第二十一條 法第三十七條第二項の規定によつて、家族手当及び通勤手当の外、次に掲げる賃金は同條第一項の割増金の基礎となる賃金には算入しない。

一 別居手当

二 子女教育手当

三 臨時に支拂われた賃金

四 一箇月を超える期間毎に支拂われる賃金

第二十二條 労働者が出張その他事業場外で労働する場合で労働時間を算定し難い場合には、通常の労働時間労働したものみなす。但し、使用者が豫め別段の指示した場合はこの限りでない。

第二十三條 使用者は、宿直又は日直の勤務で斷續的

な業務について、様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二條の規定にかかわらず使用することができる。

第二十四條 使用者が一團として入坑及び出坑する労働者に關し、その入坑開始から入坑終了までの時間について様式第十一號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、法第三十八條第二項の規定の適用については、入坑終了から出坑終了までの時間を、その團に屬する労働者の労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、法第三十九條の規定による年次有給休暇について、繼續一年間の期間満了後、直ちに労働者が請求すべき時季を聽かなければならない。但し、使用者は、期間満了前においても、年次有給休暇を與えることができる。

法第三十九條第三項の規定による平均賃金は、有給休暇を與える前に、又は與えた直後の賃金支拂日に支拂わなければならない。

第二十六條 使用者は、法第八條第四號の事業に従事

する労働者で特殊日勤又は一晝夜交替の勤務に就く者については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ又は四週間で平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

前項の規定によつて一晝夜交替の勤務に就く者については、夜間繼續四時間以上の睡眠時間を與えなければならぬ。

第一項の特殊日勤の勤務に就く者を使用する使用者は、その員數及び勤務の態様について様式第十二號によつて豫め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならぬ。

第二十七條 使用者は、法第八條第八號（常時十人以上の労働者を使用する販賣又は配給の事業を除く。）第十號（映畫の製作の事業を除く。）第十三號及び第十四號の事業にあつては、法第三十二條の労働時間にかかわらず一日について九時間、一週間について五十四時間まで労働させることができる。

使用者は、法第八條第十三號の事業にあつては、四週間で平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が五十四時間を超えない定をした場合には、前項の規定にかかわらずその定によつて労働させることができる。

第二十八條 使用者は、法第八條第十一號の事業に従事する労働者で、屋内勤務者三十人未満の郵便局において郵便、電信又は電話の業務に従事する者については四週間で平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

第二十九條 使用者は、警察官、警察吏員、消防吏員又は常備消防職員については、一日について十時間、一週間について六十時間まで労働させ、又は四週間で平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定によつて労働させることができる。

第三十條 第二十六條、第二十八條及び第二十九條の

規定の適用を受ける女子については、法第三十六條の規定はこれを適用しない。

第三十一條 法第八條第四號、第八號、第九號、第十號、第十一號、第十三號、第十四號及び第十六號の事業については、法第三十四條第二項の規定は、これを適用しない。

第三十二條 使用者は、第二十八條に掲げる者及び法第八條第四號の事業又は郵便の事業に従事する労働者で、長距離輸送の列車又は船舶に乘務する車掌、荷扱手その他これに準ずる者についてはその員數及び勤務の態様について、様式第十三號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、休暇時間を與えないことができる。

第三十三條 警察官、警察吏員、消防吏員、常備消防職員、監獄官吏及び少年院教官については、法第三十四條第三項の規定は、これを適用しない。

第三十四條 法第四十一條第三號の規定による許可は、従事する労働の態様及び員數について、様式第十四號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第三十五條 法第七十五條第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一 負傷に基因する疾病
- 二 重激なる業務に因る筋肉、腱、關節の疾病並びに内臓脱
- 三 高熱、刺戟性の瓦斯若しくは蒸氣、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
- 四 ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
- 五 暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六 暑熱な場所における業務又は高熱物體を取扱う業務に因る二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物體を取扱う業務に因る二度以上の凍傷
- 七 粉塵を飛散する場所における業務に因る塵肺症及びこれに伴う肺結核
- 八 地下作業に因る眼球震盪症
- 九 異常氣壓下における業務に因る潜函病その他の疾病

- 十 製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎
- 十一 さく岩機、鉄打機等の使用により身體に著しい振動を與える業務に因る神経炎その他の疾病
- 十二 強烈な騒音を發する場所における業務に因る耳疾患
- 十三 電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙
- 十四 鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその續發症
- 十五 水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその續發症
- 十六 マンガン又はその化合物に因る中毒及びその續發症
- 十七 クロム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
- 十八 亜鉛その他の金屬蒸氣に因る金屬熱
- 十九 砒素又はその化合物に因る中毒及びその續發症
- 二十 燐又はその化合物に因る中毒及びその續發症
- 二十一 硝氣又は亞硫酸ガスに因る中毒及びその續發症
- 二十二 硫化水素に因る中毒及びその續發症
- 二十三 二硫化炭素に因る中毒及びその續發症
- 二十四 一硫化炭素に因る中毒及びその續發症
- 二十五 青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその續發症その他の疾病
- 二十六 鹽酸、苛性アルカリ、鹽素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物その他腐蝕性又は刺戟性の物に因る腐、蝕潰瘍及び炎症
- 二十七 ベンゼン又はその同族體並びにそのニトロ及びアミノ酸導體に因る中毒並びにその續發症
- 二十八 アセトン又はその他の溶劑に因る中毒並びにその續發症その他の疾病
- 二十九 前二號以外の脂肪族又は芳香族の炭水化合物に因る中毒及びその續發症その他の疾病
- 三十 煤煙、礦物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、濕疹その他皮膚疾患
- 三十一 煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、礦物油、パラフィン又はこれらの物資を含む物に因る

- る原發性上皮癌
 - 三十二 第十四號乃至第三十一號に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び粘膜の疾患
 - 三十三 患者の檢診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の恐れある業務に因る各種傳染性疾患
 - 三十四 濕潤地における業務に因るワイル氏病
 - 三十五 屋外労働に起因する恙蟲病
 - 三十六 動物又はその屍體、獸毛、革その他の動物性の物及びぼろその他の古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
 - 三十七 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病
 - 三十八 その他業務に起因することの明かな疾病
- 第三十六條** 法第七十五條第二項の規定による療養の範圍は、次に掲げるものにして、療養上相當と認められるものとする。
- 一 診療
 - 二 藥劑又は治療材料の支給
 - 三 處置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
 - 五 看護
 - 六 移送
 - 第三十七條 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附屬建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には使用者は遅滞なく醫師に診断させなければならぬ。
 - 第三十八條 労働者が業務上負傷し又は疾病にかつたため、所定時間の一部についてのみ労働し、これに對し賃金を支拂われる場合には、使用者は、平均賃金とその部分との差額の百分の六十の休業補償を支拂わなければならない。
 - 第三十九條 療養補償及び休業補償は毎月一回以上これをを行わなければならない。
 - 第四十條 障害補償を行ふべき身體障害の等級は、別表第一による。
 - 別表第一に掲げる身體障害が二以上ある場合には、重い身體障害の該當する等級による。
 - 次に掲げる場合には前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は各々の

身體障害の該當する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 一級

二 第八級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 二級

三 第五級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 三級

別表第一に掲げるもの以外の身體障害がある者については、その障害程度に應じ別表第一に掲げる身體障害に準じて、障害補償を行わなければならない。既に身體障害のある者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該當する障害補償の金額より既にあつた障害の該當する障害補償の金額を差引いた金額の障害補償を行わなければならない。

第四十一條 使用者は、法第七十八條の規定による重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、様式第十五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

以上ある場合は遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。

第四十五條 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、遺族補償を受ける権利を失う。前項の場合には、使用者は前三條の規定による順位のものよりその死亡者を除いて遺族補償を行はなければならない。

第四十六條 使用者は法第八十二條の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第二によつて残餘の補償金額を一時に支拂うことができる。

第四十七條 傷害補償は労働者の負傷又は疾病がなおつた後遅滞なく、これを行わなければならない。遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後、遅滞なくこれを行い又は支拂わなければならない。分割補償は、第一回の補償を行つた月より起算して毎年當月に、これを行わなければならない。

第四十八條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故發生の日又は診断によつて疾病の發生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の發生した日

第四十二條 遺族補償を受けるべき者は労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事實上婚姻と同様の關係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にし、實父母を後にする。

第四十三條 前條の規定に該當する者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。その収入によつて生計を維持していた者とする。前項の規定に該當する者がない場合には、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前條の規定に該當しない者並びに労働者の兄弟姉妹で前項の規定に該當しない者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。前二項の規定にかかわらず、労働者が遺言又は使用者に對してした豫告でこれらの者の中の特定の者を指定した場合にはこれに従う。

第四十四條 遺族補償を受けるべき同順位者が二人とするとする。

第四十九條 使用者は、法第八十九條の規定に該當するに至つた場合には、就業規則を作成し、労働協約がある場合にはこれを添付して、様式第十六號によつて遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第五十條 法第九十二條第二項の規定による就業規則の變更命令は、様式第十七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第五十一條 労働基準監督署の位置、名稱及び管轄區域は、別表第三に定めるところによる。

第五十二條 法第一百一條第四項の規定によつて、労働基準監督官が携帯すべき證票は、様式第十八號に定めるところによる。

第五十三條 労働者名簿には、様式第十九號によつて、法第七十七條第一項に規定する事項の外、次の事項を記入しなければならない。

- 一 性別
- 二 本籍及び住所
- 三 従事する業務の種類

- 四 雇入又は雇入更新年月日、契約期間の定あるものはその期間、その他雇入に關する主要な事項
- 五 解雇又は退職の年月日、その事由、その他解雇又は退職に關する重要な事項
- 六 死亡の年月日及びその原因

第五十四條 使用者は、法第八條の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金臺帳に記入しなければならない。

- 一 氏名
- 二 性別
- 三 生年月日
- 四 雇入年月日
- 五 従事する業務
- 六 賃金計算期間
- 七 労働日數
- 八 労働時間數
- 九 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期

間については午後十一時から午前六時までの間に労働させた場合には、その延長時間數、休日労働時間數及び深夜労働時間數

- 十 基本給手當その他賃金の種類毎にその額
 - 十一 法第二十四條第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合にはその額
- 前項第九號の労働時間數は當該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間數を以てこれに代えることができる。
- 第一項第十號の賃金の中に通貨以外のもので支拂われる賃金がある場合にはその評價總額を記入しなければならない。
- 日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く）については、第一項第三號、第四號及び第六號は記入することを要しない。
- 法第四十一條各號の一に該當する労働者については、第一項第八號及び第九號は、これを記入することを要しない。

第五十五條 法第八條の規定による賃金臺帳は、常時使用する労働者（一箇月を超えて引續き使用される日日雇い入れられる者を含む。）については様式第二十號、日日雇入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については様式第二十一號によつて、これを調製しなければならない。

第五十六條 法第九條の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は、次の通りとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日
- 二 賃金臺帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入、解雇又は退職に關する書類については労働者の解雇、退職又は死亡の日
- 四 災害補償に關する書類については、災害補償を終つた日
- 五 賃金その他労働關係に關する重要な書類については、その完結の日

第五十七條 使用者は、次の各號の一に該當する事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

らな。

- 一 法第八條に該當するに至つた場合（様式第二十號）
- 二 削除
- 三 削除
- 四 次の各號に該當する事實があつた場合。但し（イ）又は（ロ）の場合で休業八日未滿（事故發生當時負傷又は疾病の性質上休業八日以上を要する見込のものを除く。）のものについては、毎月一回報告すれば差し支えない。（様式第二十六號）
 - （イ）労働者が業務上の疾病にかかり、死亡し又は療養のため休業した場合
 - （ロ）労働者が就業中又は事業場、寄宿舎その他の附屬建設物内で負傷し、窒息し又は急性中毒にかかつた場合で、死亡し又は療養のため休業した場合
- （ハ）五人以上の労働者が就業中又は事業場、寄宿舎その他の附屬建設物内で食中毒にかかつた場合
- 五、遺族補償（全額拂及び分割拂を含む。以下同

- 六 遺族補償の支拂を完了した場合(様式第二十號)
 - 七 削除
 - 八 削除
 - 九 削除
 - 十 削除
 - 十一 使用者が事業主を廢止し又は讓渡しようとする場合その他法第八條に該當しないことになる場合(様式第三十一號の二)
- 第五十八條 使用者は、次の各號に掲げる事項について、毎年一回それぞれに定める様式によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 一 適用事業の現状に関する事項(毎年四月一日現在について同月三十日まで)。様式第二十三號)
 - 二 削除
 - 三 削除
 - 四 削除
 - 五 削除
 - 六 削除
 - 七 削除
 - 八 災害補償の實施に関する事項(毎年一月一日から十二月三十一日までの分について翌年一月三十一日までに。様式第三十九號)
- 第五十九條 労働基準法及びこれに基く命令に定める

別表第一

身體障害等級表

等級	身體障害
第一級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一、三、四〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 兩眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不隨となつたもの 六 兩上肢を肘關節以上で失つたもの 七 兩上肢の用を全廢したもの 八 兩下肢を膝關節以上で失つたもの 九 兩下肢の用を全廢したもの
第二級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一、九〇日分)	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 兩眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 兩上肢を脚關節以上で失つたもの 四 兩下肢を膝關節以上で失つたもの

許可、認可及び認定の申請書は、各二通これを提出しなければならない。

第五十九條の二 この命令の定める許可、認可若しくは認定の申請、届出、労働者名簿又は賃金臺帳に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

附則

第六十條 この省令は昭和二十二年九月一日からこれを施行する。

第六十一條 この省令施行前に通貨以外のもので支拂われた賃金で、法第十二條第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價については、この省令施行後定めた労働協約を準用する。但し、労働協約によつて別段の定をした場合には、その定による。

第六十二條 第二十九條及び第三十條の規定は、この省令施行の日から一年以内限り、監督官吏、又は矯正院教官にこれを準用する。

第六十三條 工場法又は職業法に基いて調製した従前の様式による名簿を使用する使用者は新たに名簿を調製するまで、これを第五十三條の労働者名簿にかえることができる。

第六十四條 この省令施行の際、現に労働協約を締結している使用者は、この省令施行の日から六箇月以内に様式第三十一號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

<p>第三級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一、〇五〇日分)</p>	<p>第四級 (労働基準法第十二條の平均賃金の九二〇日分)</p>	<p>第五級 (労働基準法第十二條の平均賃金の七九〇日分)</p>
<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢したるもの 三 精神に著しい障害を残し終身勞務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身勞務に服することができないもの 五 十指を失つたもの</p>	<p>一 兩眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の缺損その他に因り兩耳を全く聾したるもの 四 一上肢を肘關節以下で失つたもの 五 一下肢を膝關節以上で失つたもの 六 十指の用を廢したるもの 七 兩足をリスフラン關節以上で失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 一上肢を腕關節以上で失つたもの 三 一下肢を足關節以上で失つたもの 四 一上肢の用を全廢したるもの</p>

<p>第六級 (労働基準法第十三條の平均賃金の六七〇日分)</p>	<p>第七級 (労働基準法第十二條の平均賃金の五六〇日分)</p>
<p>一 兩眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の缺損その他に因り兩耳の聴力が耳鼓に接しなければ大聲を解することができないもの 四 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大關節中の二關節の用を廢したるもの 六 一下肢の三大關節中の二關節の用を廢したるもの 七 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指を失つたもの</p>	<p>一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 鼓膜の中等度の缺損その他に因り兩耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な勞務の外服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な勞務の外服することができないもの 五 一手の拇指及び示指を失つたもの又は拇指若しくは示指を併せ三</p>

第八級
 (労働基準法第十二條の平均賃金の四五〇日分)

- 一 指以上を失つたもの
- 二 一手の五指又は拇指及び示指を併せ四指の用を廢したるもの
- 三 一足をリスフラン關節以上で失つたもの
- 四 十趾の用を廢したるもの
- 五 女子の外貌に著しい醜狀を残すもの
- 六 兩側の辜丸を失つたもの
- 七 一眼が失明し又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
- 八 脊柱に運動障害を残すもの
- 九 神経系統の機能に著しい障害を残し輕易な勞務の外服することができないもの
- 一〇 一手の拇指を併せ二指を失つたもの
- 一一 一手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を併せ三指以上の用を廢したるもの
- 一二 一下肢を五センチメートル以上短縮したるもの
- 一三 一上肢の三大關節中の一關節の用を廢したるもの
- 一四 一下肢の三大關節中の一關節の用を廢したるもの
- 一五 一上肢に假關節を残すもの

第九級
 (労働基準法第十二條の平均賃金の三五〇日分)

- 一 一下肢に假關節を残すもの
- 二 一足の五趾を失つたもの
- 三 脾臟又は一側の腎臟を失つたもの
- 四 兩眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 五 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
- 六 兩眼に半盲症、視野狹窄又は視野變狀を残すもの
- 七 兩眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの
- 八 鼻を缺損しその機能に著しい障害を残すもの
- 九 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 一〇 鼓膜の全部の缺損その他に因り一耳を全く聾したるもの
- 一一 一手の拇指を失つたもの、示指を併せ二指を失つたもの又は拇指及び示指以外の三指を失つたもの
- 一二 一手の拇指を併せ二指の用を廢したるもの
- 一三 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの
- 一四 一足の五趾の用を廢したるもの
- 一五 生殖器に著しい障害を残すもの

第十級 (労働基準法第十二條の平均賃金の二七〇日分)	<ol style="list-style-type: none"> 一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三 十四齒以上に對し齒科補綴を加えたもの 四 鼓膜の大部分の缺損その他に因り一耳の聽力が耳殼に接しなければ大聲を解することができないもの 五 一手の示指を失つたもの又は拇指及び示指以外の二指を失つたもの 六 一手の拇指の用を廢したるもの、示指を併せ二指の用を廢したるもの又は拇指及び示指以外の三指の用を廢したるもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したるもの 八 一足の第一趾又は他の四趾を失つたもの 九 一上肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を残すもの 一〇 一下肢の三大關節中の一關節の機能に著しい障害を残すもの
-------------------------------	--

第十二級 (労働基準法第十二條の平均賃金の一四〇日分)	<ol style="list-style-type: none"> 一 兩眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 兩眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの 三 一眼の眼瞼に著しい缺損を残すもの 四 鼓膜の中等度の缺損その他に因り一耳の聽力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 五 脊柱に畸形を残すもの 六 一手の中指又は環指を失つたもの 七 一手の示指の用を廢したるもの又は拇指及び示指以外の二指の用を廢したるもの 八 一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廢したるもの 九 胸腹部臓器に障害を残すもの
--------------------------------	---

第十三級
(労働基準法第十二條の平均賃金の九〇日分)

- 第三趾以下の三趾を失つたもの
- 一 一足の第一趾又は他の四趾の用を癱したるもの
- 二 局部に頑固な神経症状を残すもの
- 三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの
- 四 女子の外貌に醜状を残すもの
- 一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの
- 二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野變状を残すもの
- 三 兩眼の眼瞼の一部に缺損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 四 一手の小指を失つたもの
- 五 一手の拇指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手の示指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の示指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したるもの
- 九 一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの
- 一〇 一足の第二趾の用を癱したるもの、第二趾を併せ二趾の用を癱したるもの又は第三趾以下の三趾の用を癱したるもの

第十四級
(労働基準法第十二條の平均賃金の五〇日分)

- 一 一眼の眼瞼の一部に缺損を残し又は睫毛禿を残すもの
- 二 三齒以上に對し齒科補綴を加えたもの
- 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 五 一手の小指の用を癱したるもの
- 六 一手の拇指及び示指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手の拇指及び示指以外の指の末關節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を癱したるもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一、視力の測定は萬國式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 二、指を失つたものとは拇指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいう。
- 三、指の用を癱したるものとは、指の末節の半分以上を失い又は掌指關節若しくは第一指關節(拇指にあつては指關節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四、趾を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五、趾の用を癱したるものとは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末關節以上を失つたもの又は趾趾關節若しくは第一趾關節(第一趾にあつては趾關節)に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第二

分割補償の残餘額一時拂表

種別	障害補償	區分					
		第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	
遺族補償	第一級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	九一九日分	六九九日分	四七三日分	二四〇日分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第二級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第三級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第四級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第五級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第六級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第七級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第八級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第九級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十一級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十二級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十三級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十四級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十五級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十六級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十七級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十八級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第十九級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
遺族補償	第二十級	既に支拂つた	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分
		年分のとき	一、〇〇五分分	八二五五分分	六二一日分	四二〇日分	二一三分分

別表第三

北海道						縣都道府名		稱位		管轄區域	
室蘭	北見	瀧川	帯廣	旭川	岩見澤	小樽	函館	札幌	稱位	管轄	區域
室蘭市	北見市	空知郡瀧川町	帯廣市	旭川市	岩見澤市	小樽市	函館市	札幌市	札幌市	函館市、松前郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、山越郡、瀬棚郡	石狩郡、厚田郡、濱益郡、千歳郡
室蘭市、有珠郡、幌別郡、白老郡、虻田郡の内虻田町、豊浦村、洞	北見市、網走市、網走郡、常呂郡、斜里郡、紋別郡の内上湧別村、下湧別村、生田原村、遠軽町、丸瀬布村、白瀧村	雨龍郡、空知郡の内砂川町、瀧川町、江部乙村、音江村、歌志内町、赤平町、苫別町、奈井江町、樺戸郡の内新十津川村	帯廣市、河東郡、河西郡、廣尾郡、中川郡、十勝郡、足寄郡、上川郡の内新得町、清水町	旭川市、上川郡の内東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村、東旭川村、神樂村、東神楽村、神居村、永山村、當麻村、北布村、愛別村、上川村、東川村、美瑛村、空知郡の内上富良野村、中富良野村、富良野村、山部村、東山村、南富良野村、勇拂郡の内占冠村	岩見澤市、夕張市、樺戸郡の内月形村、浦臼村、空知郡の内北村、栗澤郡、幌向村、三笠町、美瑛町、夕張郡	小樽市、忍路郡、積丹郡、美園郡、古平郡、余市郡					

岩手						
田名部	盛岡	宮古	釜石	花巻	一關	二戸
下北郡田名部町	盛岡市	宮古市	釜石市	稗貫郡花巻町	一關市	二戸郡
下北郡	盛岡市、岩手郡、紫波郡、九戸郡の内葛巻町、江刈村	宮古市、下閉伊郡の内山田町、岩泉町、田老町、崎山村、小本村、田野村、有藤村、安家村、小川村、大川村、花輪村、茂市村、刈屋村、川井村、門馬村、小國村、津軽石村、重茂村、豊間根村、大澤村、織笠村、船越村	釜石市、氣仙郡の内唐丹村、上閉伊郡の内大槌町、甲子村、鶴住居村、栗橋村、金沢村	稗貫郡、和賀郡、江刺郡、上閉伊郡の内遠野町、綾織村、小友村、鱒澤村、宮守村、達曾部村、附馬牛村、松崎村、土淵村、青笹村、小郷村、胆澤郡の内水澤村、金ヶ崎町、佐倉河村、眞城村、姉體村、小山村、南都田村、若柳村、永岡村、相去村	一關市、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡の内盛町、高田町、氣仙町、大船渡町、世田米町、末崎村、小友村、廣田村、米崎村、矢作村、竹駒村、横田村、下有住村、日頃市村、立根村、猪川村、赤崎村、綾里村、越喜來村、吉浜村、胆澤郡の内前沢村、白山村、古城村、衣川村	二戸郡、下閉伊郡の内普代村、九戸郡の内久慈町、輕米町、長内村、宇部村、野田村、山根村、山形村、大川目村、夏井村、待濱村、中野村、種市村、大野村、小輕米村、晴山村、江刺家村、伊保内村、戸田村

青森				北海道								
三本木	五所川原	八戸	弘前	青森	江差	浦河	稚内	留萌	倶知安	名寄	釧路	
上北郡三本木町	北津輕郡五所川原町	八戸市	弘前市	青森市	檜山郡江差町	浦河郡浦河町	宗谷郡稚内町	留萌郡留萌町	虻田郡倶知安町	上川郡名寄町	釧路市	
上北郡	北津輕郡、西津輕郡	八戸市、三戸郡	弘前市、中津輕郡、南津輕郡	青森市、東津輕郡	檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、太櫓郡	沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、浦河郡、襟似郡、幌泉郡	宗谷郡、枝幸郡、禮文郡、利尻郡	増毛郡、留萌郡、苫前郡	壽都郡、歌棄郡、磯谷郡、岩内郡、古宇郡、島牧郡、虻田郡の内狩太村、眞狩村、京極村、留壽都村、喜茂別村、倶知安町	中川郡、天鹽郡、紋別郡の内紋別町、渚滑村、瀧ノ上村、上渚滑村、興部村、西興部村、雄武村、上川郡の内劍淵村、和寒村、士別村、上士別村、風連村、多寄村、温根別村、名寄町、下川村	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡	爺村、勇拂郡の内苦小牧町、厚真村、安平村、鶴川村、穂別村、

福島			山形						本	大	
會	平	郡	福	楯	新	酒	鶴	米	山	本	大
津		山	島	岡	庄	田	岡	澤	形	莊	曲
若松市	平市	郡山市	福島市	北村山郡楯岡町	最上郡新庄町	酒田市	鶴岡市	米澤市	山形市	由利郡本莊町	仙北郡大曲町
若松市、北會津郡、大沼郡、南會津郡、耶麻郡の内磐梯村、翁島村、千里村、月輪村、長瀬村、猪苗代町、吾妻村、河沼郡の内坂下町、	平市、石城郡	郡山市、安達郡の内熱海町、玉ノ井村、本宮村、荒井村、青田村、仁井田村、岩根村、和木澤村、大山村、白岩村、安積郡、田村郡	福島市、信夫郡、伊達郡、安達郡の内二本松町、油井村、鹽澤村、澁川村、上川崎村、下川崎村、嶽下村、杉田村、石井村、大平村、小濱村、太田村、木幡村、針道村、戸澤村、新殿村、旭村、山木屋村、相馬郡の内大館村、飯曾村	北村山郡	最上郡	酒田市、飽海郡	鶴岡市、東田川郡、西田川郡	米澤市、東置賜郡、南置賜郡、西置賜郡	山形市、東村山郡、西村山郡、南村山郡	由利郡	仙北郡

秋田				宮城					
横	大	能	秋	瀬	氣	大	古	石	仙
手	館	代	田	峰	仙	河	川	卷	臺
平鹿郡横手町	北秋田郡大館町	能代市	秋田市	栗原郡藤里村	本吉郡氣仙沼町	柴田郡大河原町	志田郡古川町	石巻市	仙臺市
平鹿郡、雄勝郡	北秋田郡、鹿角郡	能代市、山本郡	秋田市、南秋田郡、河邊郡	栗原郡の内築館町、若柳町、岩ヶ崎町、高清水町、一迫町、藤澤村、藤里村、玉澤村、志波姫村、宮野村、富野村、澤邊村、金成村、萩原村、有賀村、大岡村、畑岡村、姫松村、富野村、尾松村、鳥矢崎村、津久毛村、金田村、長崎村、花山村、文字村、栗駒村、登米郡の内佐沼町、米山村、登米町、米谷町、石森町、新田村、石越村、北方村、南方村、米山村、寶江村、上沼村、浅水村、錦織村、米川村	本吉郡の内志津川町、氣仙沼町、柳津町、津谷町、横山村、戸倉村、入谷村、歌津村、小泉村、大谷村、階上村、松岩村、新月村、鹿折村、唐桑村、大島村	刈田郡、柴田郡、伊具郡	玉造郡、志田郡、加美郡、栗原郡の内長岡村、宮澤村、遠田郡の内富永村、田尻町、沼邊村、北浦村、中坪村、小牛田町、不動堂村、大貫村	石巻市、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡の内十三濱村、遠田郡の内涌谷町、六涌谷村、籠獄村、南郷村、登米郡の内吉田村、豊里村	仙臺市、鹽釜市、亶理郡、宮城郡、名取郡、黒川郡

茨城						
龍ヶ崎	水海道	太田	古河	下館	土浦	日立
稻敷郡龍ヶ崎町	結城郡水海道	久慈郡太田町	猿島郡古河町	眞壁郡下館町	土浦市	日立市
稻敷郡の内江戸崎町、君賀村、沼里村、鳩崎村、安中村、木原村、 君原村、奥野村、岡田村、牛久村、馴柴村、八原村、長戸村、根本 村、柴崎村、大田村、高田村、大須賀村、阿波村、古渡村、龍ヶ崎	下野郡、高井村、稻戸井村、山王村、幸原村、結城郡の内大花羽村、石 菅原村、岡田村、飯沼村、三妻村、大生村、水海道町、豊田村、石 野村、菅生村、内守谷村、小絹村、大井澤村、大野村、守谷町、高 平村、豊村、谷井田村、三島村、久賀村、上郷村、北相馬郡の内坂 橋村、筑波郡の内眞瀬村、福岡村、十和村、谷原村、小張村、七郷 中川村、筑波郡の内眞瀬村、福岡村、十和村、谷原村、小張村、七郷 猿島郡の内沓掛村、弓馬田村、飯島村、神大寅村、岩井町、七郷村 久慈郡、那珂郡の内隆郷村、檜澤村、山方村、鹽田村、小瀬村、八 里村、長倉村、静村、大場村、上野村、大宮町、大賀村、玉川村、野口村	久慈郡、那珂郡の内隆郷村、檜澤村、山方村、鹽田村、小瀬村、八 里村、長倉村、静村、大場村、上野村、大宮町、大賀村、玉川村、野口村	猿島郡の内古河町、境町、新郷村、勝鹿村、香取村、五霞村、岡郷 村、櫻井村、七重村、長田村、幸島村、八俣村、猿島村、逆井山村、 生子村、中結城郡、森戸村、長須村、結城郡の内江川村、山川村、 上山川村、中結城郡、名崎村	眞壁郡、西茨城郡、結城郡の内結城町、絹川村、豊賀美村、瓢飼村 宗道村、總上村、玉村、西豊田村、大形村、安静村、下結城村	土浦市、新治郡、東茨城郡の内竹原村、堅倉村、小川町、稻敷郡の 内阿見町、舟島村、朝日村、筑波郡の内谷田町、北條町 筑波町、小野川村、葛城村、鳥名村、旭村、田水山村、菅間村、田 井村、小田村、大穂村、高道祖村、作岡村、吉沼村	日立市、多賀郡

茨城					福島				
水戸	富岡	相馬	喜多方	白川	須賀川	白川	須賀川	白川	須賀川
水戸市	双葉郡富岡町	相馬郡中村町	耶麻郡喜多方町	西白川郡白河町	岩瀬郡須賀川町	西白河郡、東白川郡	岩瀬郡、石川郡	西白河郡、東白川郡	岩瀬郡、石川郡
水戸市、東茨城郡の内上野村、下大野村、上中妻村、大場村、酒門 村、石川村、吉田村、中妻村、中野村、河和村、飯富村、山根村、 小松村、淵崎村、下中妻村、岩船村、澤山村、伊勢畑村、磯濱村、大貫 町、那珂郡、西郷村、内那珂村、湯村、平磯村、前渡村、勝田村、佐野村、戸田町、 芳野村、石神村、額田村、瓜連町、菅谷町、神崎村、五臺町、柳河村、國田村、戸田町、	双葉郡	福浦村、上眞野村、高平村、原町、石神村、太田村、大壘村、小高町 立木村、内中村、大野村、飯豊村、八幡村、山上村、玉野村、日 野村、上眞野村、駒ヶ嶺村、新地村、福田村、入澤村、鹿島町、眞	耶麻郡の内喜多方町、松山町、上三宮村、加納村、熱湯村、岩月村 開柴村、北山村、大鹽村、檜原村、熊倉村、慶徳村、堂島村、姥堂 朝倉村、木村、早山都村、新郷村、奥川村、野澤町、郡岡村、河沼郡の 内尾野村、新郷村、千咲村、登世島村、臨合村、野澤町、郡岡村、河沼郡の 上野尻村、新郷村、千咲村、登世島村、臨合村、野澤町、郡岡村、河沼郡の	西白河郡、東白川郡	岩瀬郡、石川郡	西白河郡、東白川郡	岩瀬郡、石川郡	西白河郡、東白川郡	岩瀬郡、石川郡
							若宮村、金上村、日橋村、堂島村、渡川村、勝常村、廣瀬村、川西 村、八幡村、柳津町、高寺村、片門村、東松村		

群馬						
利根	邑	桐生	伊勢崎	前橋	高崎	眞岡
利根郡沼田町	邑樂郡館林町	桐生市	伊勢崎市	前橋市	高崎市	芳賀郡眞岡町
利根郡	邑樂郡	勢多郡の内新里村、黒保根村、東村、新田郡の内笠懸村、相生村、	伊勢崎市、太田市、佐波郡、新田郡の内世良田村、綿打村、木崎町、	前橋市、勢多郡の内上川淵村、下川淵村、南橋村、富士見村、芳賀郡、	高崎市、碓氷郡、北甘楽郡、群馬郡の内倉賀野町、岩鼻村、大類村、	上野郡の内今市町、日光町、河内郡の内豊岡村、大澤村、鹽谷郡の内藤原町、三依村、栗山村、船生村、玉生村

栃木						
大田原	鹿沼	佐野	栃木	足利	宇都宮	鉾田
那須郡大田原町	上都賀郡鹿沼町	佐野市	栃木市	足利市	宇都宮市	鹿島郡鉾田町
那須郡の内大田原町、親園村、野崎村、佐久山村、上江川村、大内村、	上都賀郡の内鹿沼町、菊澤村、北犬飼村、北押原村、南押原村、西	佐野市、安蘇郡	栃木市、下都賀郡	足利市、足利郡、上都賀郡の内足毛町	宇都宮市、河内郡の内横川村、平石村、瑞穂野村、本郷村、薬師寺	鹿島郡、東茨城郡の内上野合村、白河村、橋村、行方郡

千葉								秩父	忍		
東金	佐原	茂原	木更津	館山	銚子	松戸	市川	千葉	秩父郡秩父町	北埼玉郡忍町	
山武郡東金町	香取郡佐原町	長生郡茂原町	木更津市	館山市	銚子市	松戸市	市川市	千葉市	秩父郡秩父町	北埼玉郡忍町	
山武郡	香取郡	長生郡、夷隅郡	木更津市、君津郡	館山市、安房郡	銚子市、海上郡、匝瑳郡	松戸市、東葛飾郡の内土村、柏町、小金町、流山町、八木村、田中村、新川村、梅郷村、福田村、野田村、旭村、七福村、川間村、木間瀬村、二川村、關宿村、布佐町、湖北村、我孫子町、宮勢村、風早村、手賀村	市川市、船橋市、東葛飾郡の内鎌ヶ谷村、大柏村、行徳町、南行徳町、浦安町	千葉市、千葉郡、印旛郡、市原郡	秩父郡の内秩父町、皆野町、野上町、吉田町、小鷹野町、横瀬村、芦ヶ久保村、高篠村、原谷村、尾田村、長若村、上吉田村、倉尾村、三田川村、兩神村、大高村、荒川村、久那村、浦山村、影森村、日野澤村、金澤村、大田村、國神村、三澤村		北埼玉郡

埼玉							多野	吾妻	
所澤	春日部	川越	熊谷	大宮	川口	浦和	多野郡藤岡町	吾妻郡中之條町	
入間郡所澤町	南埼玉郡春日部町	川越市	熊谷市	大宮市	川口市	浦和市	多野郡藤岡町	吾妻郡中之條町	
名栗村、吾野村	入間郡の内所澤町、豊岡町、入間川町、飯能町、三芳村、柳瀬村、三ヶ島村、元狭山村、宮寺村、金子村、東金子村、藤澤村、入間村、堀倉村、高萩村、高麗川村、高麗村、東吾野村、水富村、原市場村	南埼玉郡、北葛飾郡、北足立郡の内草加町、谷塚町、新田村、安行村	熊谷市、大里郡、兒玉郡、秩父郡の内矢納村	川越市、比企郡、入間郡の内芳野村、古谷村、南古谷村、高階村、福岡村、大井村、鶴瀬村、南畑村、福原村、奥富村、大東村、山田村、三芳野村、勝呂村、坂戸町、入西村、大家村、川角村、毛呂山越、町生野村、梅園村、名細村、鶴ヶ島村、霞ヶ關村、柏原村、秩父郡の内槻川村、大河原村、大綱村	大宮市、北足立郡の内馬宮村、植水村、指扇村、平方町、大谷村、大石村、上尾町、上平村、伊奈村、加納村、桶川町、川田谷村、馬室村、常光村、鴻巣町、田間宮村、箕田村、小谷村、吹上町、七里村、春岡村、原市町、片柳村、北本宿村	川口市、北足立郡の内戸塚村、大門村、野田村	浦和市、浦和市北足立郡の内蔵町、與野町、志木町、内間木村、戸田町、大和町、朝霞町、大和田町、土合町、美笹村、大久保村、片山村	吾妻郡	多野郡

神奈川県											
相模原	厚木	小田原	平塚	戸塚	横須賀	鶴見	川崎	横濱	三鷹	青梅	立川
高座郡相模原町	愛甲郡厚木町	小田原市	平塚市	横濱市戸塚区	横須賀市	横濱市鶴見区	川崎市	横濱市中区	北多摩郡三鷹町	西多摩郡青梅町	立川市
津久井郡、高座郡の内相模原町、大和村、座間町、新磯村、大野村	愛甲郡、高座郡の内綾瀬村、海老名町、有馬村	小田原市、足柄上郡、足柄下郡	平塚市、中郡、藤澤市、高座郡の内澁谷村、六會村、小田村、御所見村、寒川町、茅ヶ崎町	横濱市の内戸塚区、鎌倉市、鎌倉郡	横須賀市、三浦郡	横濱市の内鶴見区	川崎市	横濱市の内神奈川區、西區、中區、南區、保土ヶ谷區、磯子區、港北區	北多摩郡の内三鷹町、武蔵野町、田無町、調布町、保谷村、狛江村、神代村、清瀬村、久留米村	西多摩郡	立川市、北多摩郡の内府中町、小金井町、國分寺町、昭和町、谷保村、西府村、多摩村、東村山町、小平村、拜島村、村山村、大和村、砂川村

東京													
八王子	龜戸	向島	足立	王子	板橋	中野	澁谷	大森	品川	三田	上野	飯田橋	中央
八王子市	東京都江東區	東京都墨田區	東京都足立區	東京都北區	東京都板橋區	東京都中野區	東京都澁谷區	東京都大田區	東京都品川區	東京都港區	東京都千代田區	東京都文京區	東京都中央區
八王子市、南多摩郡	東京都の内江戸川區、江東區	東京都の内墨田區、葛飾區	東京都の内足立區、荒川區	東京都の内北區	東京都の内板橋區、練馬區、豊島區	東京都の内中野區、杉並區	東京都の内澁谷區、世田谷區	東京都の内大田區	東京都の内品川區、目黒區	東京都の内港區	東京都の内台東區	東京都の内新宿區、文京區	東京都の内中央區、千代田區、大島、小笠原島、三宅島、八丈島

福井		石川				富山				糸魚川	
敦賀	福井	穴水	大聖寺	七尾	小松	金澤	出町	魚津	高岡	富山	兩津
敦賀市	福井市	鳳至郡穴水町	江沼郡大聖寺町	七尾市	小松市	金澤市	東礪波郡出町	下新川郡魚津町	高岡市	富山市	佐渡郡兩津町
敦賀市、敦賀郡、三方郡、遠敷郡、大飯郡	福井市、足羽郡、吉田郡、坂井郡	鳳至郡、珠洲郡	江沼郡	七尾市、羽咋郡、鹿島郡	小松市、能美郡の内大杉谷村、新丸村、西尾村、金野村、中海村、寺井野町、根上町、湊村、國府村、吉田村、栗生村、久常村、山上村、川北村	金澤市、石川郡、河北郡、能美郡の内鳥越村、尾口村、白峰村	東礪波郡、西礪波郡	中新川郡、下新川郡	高岡市、射水郡、氷見郡	富山市、上新川郡、婦負郡	佐渡郡
											西頸城郡糸魚川町
											西頸城郡

新潟							
十日町	小出	新津	新發田	柏崎	三條	高田	長岡
中魚沼郡十日町	北魚沼郡小出町	中蒲原郡新津町	新發田市	柏崎市	三條市	高田市	長岡市
中魚沼郡、東頸城郡の内山平村、松代村、松之山村	北魚沼郡、南魚沼郡	中蒲原郡の内新飯田村、須田村、庄瀬村、白井村、大郷村、鷺巻村、根岸村、白根村、小林村、茨會根村、小須戸町、小倉村、金津村、新津町、新開村、五泉町、橋田村、菅名村、大蒲原村、七谷村、十全村、村松町、川内村、川東村、巢本村、東蒲原郡	新發田市、北蒲原郡、岩船郡	柏崎市、刈羽郡	三條市、西蒲原郡の内彌彦村、國上村、地藏堂町、粟生津村、吉田町、燕町、小池村、島上村、南蒲原郡	高田市、東頸城郡の内安塚村、下保倉村、保倉村、旭村、蒲田村、奴奈川村、大島村、菱里村、小黒村、牧村、沖見村、中頸城郡	長岡市、三島郡、古志郡
							新潟市、中蒲原郡の内横越村、大江山村、會野木村、兩川村、龜田町、西蒲原郡の内坂井輪村、内野村、赤塚村、角田村、松野尾村、蜂岡村、浦濱村、間瀬村、岩室村、米納津村、漆山村、和納村、巻町、豊郷村、會根村、升湯村、中野小屋村、黒崎村、味方村、四ッ合村、大原村、月湯村、道上村、松長村、小中川村、小吉村
							麻溝村、上溝村、田名町

静岡				岐阜								
濱松	静岡	沼津	清水	岐阜八幡	大井	關	多治見	高山	大垣	岐阜	大町	篠ノ井
濱松市	静岡市	沼津市	清水市	郡上郡八幡町	惠那郡大井町	武儀郡關町	多治見市	高山市	大垣市	岐阜市	北安曇郡大町	更級郡篠ノ井町
濱松市、濱名郡、引佐郡、磐田郡の内二俣町、光明村、龍川村、熊村、上阿多古村、下阿多古村、敷地村、野部村、龍山村、浦川町、山香村、佐久間村	静岡市、安倍郡	沼津市、駿東郡	清水市、庵原郡	郡上郡	惠那郡	武儀郡、加茂郡	多治見市、土岐郡、可兒郡	高山市、大野郡、吉城郡、益田郡	大垣市、安八郡、不破郡、海津郡、養老郡、揖斐郡	岐阜市、稲葉郡、羽鳥郡、山縣郡、本巢郡	北安曇郡、南安曇郡の内穂高町、豊科町、西穂高村、小倉村、烏川村、高家村、倭村、有明村、梓村、北穂高村、温村、明盛村、三田村、南穂高村	更級郡、埴科郡

長野							山梨						
伊那	小諸	中野	飯田	上田	岡谷	長野	松本	鹽山	諏澤	谷村	甲府	大野	武生
伊那郡	小諸	中野	飯田	上田	岡谷	長野	松本市	東山梨郡鹽山町	南巨摩郡諏澤町	南都留郡谷村町	甲府市	大野郡大野町	南條郡武生町
上伊那郡伊那町	北佐久郡小諸町	下高井郡中野町	飯田市	上田市	岡谷市	長野市	松本市	東山梨郡	南巨摩郡、西八代郡	南都留郡、北都留郡	甲府市、東八代郡、西山梨郡、中巨摩郡、北巨摩郡	大野郡	南條郡、今立郡、丹生郡
上伊那郡	北佐久郡、南佐久郡	上高井郡、下高井郡、下水内郡	飯田市、下伊那郡	上田市、小縣郡	岡谷市、諏訪市、諏訪郡	長野市、上水内郡	松本市、東筑摩郡、西筑摩郡、南安曇郡の内安曇村、奈川村						

		三重					愛知					
大津	木本	上野	桑名	宇治山田	津	松阪	四日市	新城	古知野	西尾	刈谷	瀬戸
大津市	南牟婁郡木本町	上野市	桑名市	宇治山田市	津市	松阪市	四日市市	南設楽郡新城町	丹羽郡古知野町	幡豆郡西尾町	碧海郡刈谷町	瀬戸市
大津市、滋賀郡、栗太郡、野州郡、高島郡	南牟婁郡	上野市、阿山郡、名賀郡	桑名市、桑名郡、員辨郡	宇治山田市、度會郡、志摩郡	津市、河藝郡、安濃郡、一志郡	松阪市、飯南郡、多氣郡、北牟婁郡	四日市市、鈴鹿市、三重郡、鈴鹿郡	南設楽郡、北設楽郡	丹羽郡の内布袋町、古知野町、岩倉町、犬山町、千秋村、大日村、樂田村、羽黒村、池野村、城東村、扶桑村	幡豆郡	碧海郡	瀬戸市、東春日井郡の内品野町、旭村、水野村、愛知郡の内長久手村、幡山村

		愛知					静岡			
津島	半田	一宮	岡崎	豊橋	名古屋南	名古屋北	島田	磐田	吉原	三島
津島市	半田市	一宮市	岡崎市	豊橋市	名古屋市瑞穂區	名古屋市中區	志太郡島田町	磐田市	吉原市	三島市
津島市、海部郡	半田市、知多郡	一宮市、葉栗郡、中島郡、丹羽郡の内丹陽村	岡崎市、額田郡、東加茂郡、西加茂郡	豊橋市、豊川市、八名郡、渥美郡、寶飯郡	名古屋市の内南区、昭和區、瑞穂區、熱田區、中川區、港區、愛知郡の内鳴海町、豊明村	名古屋市の内北区、東區、西區、中區、中村區、千種區、春日井市、西春日井郡、東春日井郡の内守山町、小牧町、高藏寺町、坂下町、篠岡村、味岡村、志段味村、愛知郡の内猪高村、天白村、日進村、東郷村	志太郡、榛原郡	小笠郡、周智郡、磐田市、磐田郡の内掛塚町、今井村、三川村、廣瀬村、岩田村、富岡村、池田村、井通村、十東村、御野村、南御野村、於保村、福田村、長野村、袖浦村、大藤村、向笠村、田原村、豊濱村、袋井町、久努村、上淺羽村、東淺羽村、西淺羽村、幸浦村	富士宮市、吉原市、富士郡	三島市、熱海市、伊東市、賀茂郡、田方郡

		大阪									
浪速港	西野田	淀川	布施	岸和田	堺	古市	守口	和泉大津	茨木	神戸東	
大阪市西區	大阪市此花區	大阪市東淀川區	布施市	岸和田市	堺市	南河内郡古市町	守口市	泉大津市	三島郡茨木町	神戸市葦合區	
大阪市の内西區、浪速區、港區、南區、大正區	大阪市の内此花區、西淀川區、福島區	大阪市の内東淀川區、池田市、豐中市、豐能郡	布施市、八尾市、中河内郡の内高安村、南高安村、孔合衛村、枚岡町、繩手村、三野郷村、大戸村、英田村、盾津村、曙川村、若江村、玉川町	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南郡	堺市、泉北郡の内福泉町、取石町、久世村、上神谷村、東陶器村、西陶器村、美木多村	南河内郡、中河内郡の内柏原町、長吉村、瓜破村、矢田村、松原村、三宅村、惠我村、布忍村、天美村	守口市、北河内郡、枚方市	泉大津市、泉北郡の内高石町、信太村、和泉町、忠岡町、八坂町、北池田村、北松尾村、南池田村、南横山村、横山村、南松尾村	高槻市、三島郡、吹田市	神戸市の内灘區、葦合區、生田區	

		京都							滋賀			
天満	阿倍野	大阪城東	園部	南山城	丹後	舞鶴	福知山	京都市下	京都市上	八日市	長濱	彦根
大阪市の北區	大阪市の天王寺區	大阪市の天王寺區	船井郡園部町	久世郡大久保村	中郡峰山町	舞鶴市	福知山市	京都市中京區	京都市右京區	神崎郡八日市町	長濱市	彦根市
大阪市の内北區、都島區、旭區、大淀區	大阪市の内住吉區、西成區、阿倍野區、東住吉區、中河内郡の内巽村、加美村	大阪市の内東區、東成區、天王寺區、城東區、生野區	北桑田郡、南桑田郡、船井郡	宇治郡、久世郡、綴喜郡、相樂郡	與謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡	舞鶴市、加佐郡の内岡田上村、岡田中村、岡田下村、八雲村、由良村、神崎村	福知山市、天田郡、何鹿郡、加佐郡の内河守上村、河守町、河西村、河東村、有路下村、有路上村	京都市の内下京區、東山區、伏見區、乙訓郡	京都市の内上京區、中京區、左京區、右京區、愛宕郡、葛野郡	神崎郡、蒲生郡、甲賀郡	長濱市、坂田郡、東淺井郡、伊香郡	彦根市、愛知郡、犬上郡

和歌山						奈良			
倉吉	米子	鳥取	新宮	田邊	橋本	御坊	和歌山	大淀	櫻井
東伯郡倉吉町	米子市	鳥取市	新宮市	田邊市	伊都郡橋本町	日高郡御坊町	和歌山市	吉野郡大淀町	磯城郡櫻井町
東伯郡	米子市、西伯郡、日野郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡	新宮市、東牟婁郡	田邊市、西牟婁郡	伊都郡、那賀郡の内池田村、長田村、粉河町、名手町、王子村、狩宿村、調月村、東上名手村、麻生津村、龍門村、安樂川村、奥安樂川村、調月村、東貴志村、中貴志村、西貴志村、丸柄村、田中村、山崎村、根來村、上岩出村、岩出村、小倉村、鞆淵村	有田郡、日高郡	和歌山市、海南市、海草郡、那賀郡の内中野上村、南野上村、長谷毛原村、眞國村、志賀野村、細野村	龍門村、宇智郡	磯城郡、宇陀郡、吉野郡の内小川村、四郷村、高見村

兵庫											
葛城	奈良	淡路	相生	但馬	西脇	高砂	西宮	伊丹	姫路	尼崎	神戸西
北葛城郡高田町	奈良市	洲本市	相生市	城崎郡豊岡町	多可郡西脇町	加古郡高砂町	西宮市	伊丹市	姫路市	尼崎市	神戸市長田區
北葛城郡、南葛城郡、高市郡	奈良市、生駒郡、山邊郡、添上郡	洲本市、津名郡、三原郡	相生市、赤穂郡、佐用郡	城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝來郡	多可郡、加西郡、加東郡、多紀郡、氷上郡	加古郡、印南郡、明石郡	西宮市、芦屋市、武庫郡、川邊郡の内小濱村	伊丹市、尼崎市の内舊園田村、川邊郡の内長尾村、川西町、多田村、東谷村、中谷村、六瀬村、西谷村	姫路市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、宍粟郡	尼崎市(舊園田村を除く)	神戸市の内兵庫區、長田區、須磨區、垂水區、明石市、有馬郡、美藝郡

		廣島							
宇部	下關	廿日市	府中	可部	三三	尾道	三原	福山	吳市
宇部市	下關市	佐伯郡廿日市町	苜品郡府中町	安佐郡可部町	双三郡三三町	尾道市	三原市	福山市	吳市
宇部市、厚狭郡の内厚東村、二俣瀬村、小野村、吉敷郡の内東岐波村	下關市、豊浦郡	佐伯郡の内井口村、五日市町、石内村、河内村、八幡村、観音村、廿日市町、平良村、原村、宮内村、地御前村、大野村、玖波町、小方村、大竹町、木野村、栗谷村、砂谷村、水内村、上水内村、玖島村、友和村、幾原村、津田町、四和町、吉永村、嚴島町	苜品郡、神石郡、甲奴郡	安佐郡、山縣郡	双三郡、高田郡、比婆郡	尾道市、世羅郡、御調郡	三原市、豊田郡、賀茂郡の内竹原町、下野村、東野村、莊野村、賀永町、安藝津町	福山市、深安郡、沼隅郡	志和村、郷田村、坂城村、下三永村、西高尾村、東高尾村、造賀村、東志和村、西志和村、西志和村

		岡山						鳥取			
廣島	新見	和氣	笠岡	津山	玉野	倉敷	岡山	益田	濱田	出雲	松江
廣島市	阿哲郡新見町	和氣郡和氣町	小田郡笠岡町	津山市	玉野市	倉敷市	岡山市	美濃郡益田町	濱田市	出雲市	松江市
廣島市、佐伯郡の内大柿町、深江村、飛渡瀬村、鹿川村、中村、高田村、三高村、沖村、安藝郡の内戸坂村、中山村、温品村、府中町、船越町、海田市町、奥海田村、畑賀村、中野村、瀬野村、熊野町、矢野町、坂村、賀茂郡の内西條町、川上村、原村、吉川村、熊野跡	阿哲郡、川上郡、上房郡	和氣郡、赤磐郡	小田郡、後月郡	津山市、苫田郡、久米郡、英田郡、勝田郡、眞庭郡	津山市、玉野市、兒島郡の内粒江村、藤戸町、郷内村、灘崎村、莊内村、八濱町、甲浦村、小串村、鉾立村、胸上村、山田村、琴ノ浦町、興除村、藤田村	倉敷市、都窪郡、浅口郡、吉備郡、兒島郡の内福田村	岡山市、御津郡、上道郡、邑久郡	美濃郡、鹿足郡	濱田市、那賀郡、邑智郡	出雲市、鏡川郡、安濃郡、瀬摩郡	松江市、八東郡、能義郡、仁多郡、飯石郡、大原郡、隱岐島

愛媛					香川						
高知	三島	宇和島	八幡濱	今治	新居濱	松山	三本松	観音寺	坂出	丸龜	高松
高知市	宇摩郡三島町	宇和島市	八幡濱市	今治市	新居濱市	松山市	大川郡三本松町	三豊郡観音寺町	坂出市	丸龜市	高松市
高知市、香美郡、長岡郡、土佐郡、吾川郡の内伊野町、諸木村、芳原村、西分村、秋山村、仁西村、森山村、弘岡下ノ村、弘岡中ノ村、弘岡上ノ村、八田村、神谷村、三瀬村、明治村、小川村、清水村	宇摩郡の内二名村、川文江町、金生村、上分町、金田村、川瀧村、上山村、新立村、妻島村、三島町、寒川村、豊岡村、長津村、小富士村、燕崎村、天満村、上居村、關川村、富郷村、金砂村	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡	八幡濱市、西宇和郡、東宇和郡、喜多郡	今治市、越智郡(新居濱監督管轄區域を除く)、周桑郡	新居濱市、西條市、新居郡、越智郡の内宮窪大村字友浦の内梶島、明神島、家島、美濃島、鼠島、宇麻郡の内別子山村	松山市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡	大川郡	三豊郡	坂出市、綾歌郡	丸龜市、仲多度郡	高松市、香川郡、木田郡、小豆郡

徳島				山口					
富岡	池田	鳴門	徳島	萩	山口	防府	小野田	岩國	徳山
那賀郡富岡町	三好郡池田町	鳴門市	徳島市	萩市	山口市	防府市	小野田市	岩國市	徳山市
那賀郡、海部郡	美馬郡、三好郡、麻植郡の内木尾平村	鳴門市、板野郡	徳島市、名東郡、名西郡、勝浦郡、阿波郡、麻植郡の内牛島村、森山村、西尾村、鴨島町、學島村、東山村、山瀬町、川田町、三山村、中枝村	萩市、大津郡、阿武郡の内江崎町、須佐町、小川村、宇田郷村、彌富村、福賀村、高俣村、吉部村、奈古町、柴福村、大井村、福川村、明木村、三見村、川上村、六島村、見島村	赤郷村、阿武郡の内篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村、佐々井村、山口市、吉敷郡の内大道村、仁保村、小鯖村、大内村、秋穂町、鑄錢司村、美禰郡の内大田町、綾木村、眞長田村、秋吉村、岩永村、赤郷村、阿武郡の内篠生村、生雲村、地福村、徳佐村、嘉年村、佐々井村	防府市、佐波郡	小野田市、厚狭郡の内吉部村、萬倉村、船木町、厚狭町、生田村、吉田村、王喜村、美禰郡の内共和村、別府村、於福村、伊佐町、大嶺町、東厚保村、西厚保村	岩國市、玖珂郡、大島郡	下松市、徳山市、光市、熊毛郡、都濃郡

長崎			佐賀				福島	行橋
江	佐世保	長崎	伊萬里	武雄	唐津	佐賀		
島原市	保世佐市	長崎市	西松浦郡伊萬里町	杵島郡武雄町	唐津市	佐賀市	京都郡行橋町	
島原市、南高來郡	北松浦郡の内平戸町、大島村、生月町、中野村、獅子村、紐差村、中津良村、津吉村、志々伎村、南田平村、田平村、新御厨町、志佐町、上志佐村、調川村、今福町、福島村、鷹島村、江迎町、鹿町村、小佐々村、佐々町、吉井村、世知原町	長崎市の西松浦郡、西彼杵郡の内茂木町、深堀村、香焼村、蚊焼村、伊王島村、高島村、高濱村、野母村、脇岬村、樺島村、爲石村、川原村、日見村、矢上村、大草村、伊木力村、長興村、時津村、村松村、長浦村、松浦郡、雪ノ浦村、江島郡、平島村、七ツ釜村、多良良村、瀬戸町、南松浦郡、雪ノ浦村、神浦村、黒崎村、三重村、式見村、福田村、南	西松浦郡	杵島郡、藤津郡	唐津市、東松浦郡	佐賀市、佐賀郡、神崎郡、小城郡、三養基郡	八女郡	京都郡、樂上郡

福岡										高知	
門司	直方	田川	小倉	八幡	若松	飯塚	久留米	大牟田	福岡	安藝	須崎
門司市	直方市	田川市	小倉市	八幡市	若松市	飯塚市	久留米市	大牟田市	福岡市	安藝郡安藝町	高岡郡多ノ郷村
門司市	直方市、鞍手郡	田川市、田川郡	小倉市、企救郡	八幡市、遠賀郡	若松市、戸畑市	飯塚市、嘉穂郡	久留米市、三井郡、浮羽郡、三瀬郡、朝倉郡	大牟田市、三池郡、山門郡	福岡市、筑紫郡、早良郡、糸島郡、宗像郡、糟屋郡	安藝郡	高岡郡、吾川郡の内池川村、横島村、大崎村、名野川村

上八川村、下八川村

大分				熊本				諫早				
日田	佐伯	中津	大分	宮地	隅府	本渡	人吉	玉名	八代	熊本	熊原	諫早
日田市	佐伯市	中津市	大分市	阿蘇郡宮地町	菊池郡隅府町	天草郡本渡町	人吉市	玉名郡玉名町	八代市	熊本市	下縣郡熊原町	諫早市
日田市、日田郡、玖珠郡	佐伯市、南海部郡、北海部郡、大野郡の内重岡村、小野市村	中津市、下毛郡、宇佐郡、西國東郡	大分市、別府市、大分郡、速見郡、東國東郡、大野郡の内今市村、直入郡の内阿蘇野村	阿蘇郡	菊池郡、鹿本郡	天草郡	人吉市、球磨郡	荒尾市、玉名郡	八代市、八代郡、葦北郡	熊本市、飽託郡、上益城郡、下益城郡、宇土郡	下縣郡、上縣郡、壺岐郡	諫早市、大村市、東彼杵郡の内千綿村、彼杵町、西彼杵郡の内喜々津村、北高來郡

鹿兒島				宮崎				三重		
岩川	加世田	加治木	鹿屋	川内	鹿兒島	日南	都城	延岡	宮崎	三重
贈映郡岩川町	川邊郡加世田町	始良郡加治木町	鹿屋市	川内市	鹿兒島市	日南市	都城市	延岡市	宮崎市	大野郡三重町
贈映郡	川邊郡	始良郡、伊佐郡	鹿屋市、肝屬郡	川内市、薩摩郡、出水郡	鹿兒島市、鹿兒島郡、日置郡、掛宿郡、熊毛郡	南那珂郡、日南市	都城市、北諸縣郡、西諸縣郡	延岡市、東白杵郡、西白杵郡	宮崎市、宮崎郡、東諸縣郡、兒湯郡	直入郡の内竹田町、玉來町、杉本村、入田村、纏嶽村、宮低村、柏原村、萩村、菅生村、宮城村、城原村、白船村、久住町、都野村、長湯村、下竹田村、大野村の内川登村、田野村、野津市村、戸上村、南野津村、菅尾村、百枝村、三重町、新田村、白山村、今川村、大野村、口村、長谷川村、上緒方村、小富士村、緒方村、上井田村、大野村、西大野村、長谷村、大飼町、千歳村、今市村

(註)

ゴチツク体は保險給付の事務を掌る労働基準監督署を示す。

第二 労働安全衛生規則

(昭和二二・一〇・三一労働省令第九號)
改正昭和二二・二・二六労働省令第三十號

第一編 總 則

第一章 安全管理

第一條 使用者は、左の各號の一に該當する事業にあつては、労働基準法（以下法という。）第五十三條の規定により、安全管理者を選任しなければならない。

一 常時百五十人以上の労働者を使用する法第八條第一號乃至第五號の事業

二 原動機の馬力數合計百以上を使用する事業

第二條 安全管理者は、二以上の事業の安全管理者となることはできない。但し、特別の事由がある場合に、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、この限りでない。

第三條 安全管理者は、當該作業の全般に精通し、左の各號の一に該當する者の中からこれを選任しなければならない。

みなす。

第五條 使用者は、安全管理者に對し、安全に関する措置をなし得る権限を與えなければならない。

第六條 安全管理者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における應急措置又は適當な防止の措置
- 二 安全装置、保護具、消火設備その他危害防止施設の性能の定期的點檢及び整備
- 三 安全作業に関する教育及び訓練
- 四 發生した災害原因の調査及び對策
- 五 消防及び避難の訓練
- 六 第十條の規定による係員その他安全に関する補助者の監督
- 七 安全に関する重要事項の記録及びその保存

第七條 安全管理者を選任したときは、遅滞なく様式第一號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

安全管理者が死亡したとき、又はこれを解任したときは、遅滞なくその後任者を選任しなければならない。

一 舊大學令による大學、若しくは舊專門學校令による專門學校において、産業安全に係る學科を修め、これを卒業した者又はこれと同等以上の能力を有し、二年以上その實務に従事した者

二 舊中等學校令による工業學校において、産業安全に関する學科を修めこれを卒業した者、又はこれと同時に上の能力を有し、五年以上その實務に従事した者

前項の産業安全に関する學科及び實務の範圍は、労働大臣がこれを定める。

第四條 使用者は、安全管理者が傷い、疾病その他の事由によつて職務を行うことができない場合には、前條の資格を有する者の中から代理者を選任しなければならない。

前項の代理者は、豫めこれを選任することができる。代理者が、その職務を行う間、労働基準法及びこの命令の規定の適用については、これを安全管理者と

い。

二人以上の安全管理者を選任したときは、その権限を定めて、所轄労働基準監督署長に、報告しなければならない。

第八條 使用者は、安全に関する事項について、關係労働者の意見を聽くため、適當な措置を講じなければならない。

使用者は、安全に関する委員會を設けた場合には、労働者の選んだ委員を參加させなければならない。使用者は、前項の委員會について、委員會規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

第八條の二 使用者は、所轄労働基準監督署長が災害を防止するため特に必要があると認めて安全管理に必要な規定の作成を命じた場合には、これを作成しなければならない。

第九條 使用者は、建築物につき火元責任者を選任し、且つ火災防止のため、必要な定を作らなければならない。

第十條 使用者は、危害防止の事項を擔當させるため、左の各號に従い、それぞれ當該係員を選任した

なければならない。

- 一 汽罐の取扱主任者
 - 二 アセチレン溶接装置の溶接主任者
 - 三 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者
 - 四 危険物の取扱主任者
 - 五 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター組立、移動若しくは解體の作業主任者
 - 六 溶鑛爐、金屬溶解體又は電氣爐の作業主任者
 - 七 金屬の熱間壓延の作業主任者
 - 八 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者
 - 十 映寫室の作業主任者
 - 十一 發破作業を行う事業の發破係員
- 前項各號の係員を二人以上選任した場合には、それぞれの職務の分掌を定めなければならない。

第二章 衛生管理

第十一條 使用者は、左の各號の一に該當する事業にあつては、法第五十三條第一項の規定により衛生管

理者を選任しなければならない。

- 一 常時五十人以上の労働者を使用する法第八條第一號乃至第五號の事業
 - 二 常時百人以上の労働者を使用する法第八條第六號乃至第十七號の事業
- 前項によつて選任すべき衛生管理者の数は、左の表による。
- やむを得ない事由によつて都道府縣労働基準局長の許可を受けた場合には、前二項によらないことができる。

常時使用する労働者数	衛生管理者	
	醫師である衛生管理者	醫師でない衛生管理者
二百人以下	一人以上	一人以上
五百人以下	一人以上	二人以上
千人以下	一人以上	三人以上
二千人以下	一人以上	四人以上
三千人以下	一人以上	五人以上
三千人を超える場合	二人以上	六人以上

第十二條 都道府縣労働基準局長は、必要であると認める場合には、地方労働基準審議會の議を経て、前條の規定により衛生管理者を選任することを要しない事業で、同一の地域にあるものについて、共同して衛生管理者を選任すべきことを命ずることができ

第十三條 醫師でない衛生管理者及び常時千人（第四十八條第二號に掲げる事務では五百人）以上の労働者を使用する事業における醫師である衛生管理者は、専屬の者でなければならない。

第十四條 衛生管理者は左の各號の一に該當する者でなければならない。

- 一 醫師であつて労働衛生に関する教養を有するもの
- 二 第二十四條の規定による都道府縣労働基準局長の免許を受けた者

第十五條 使用者はその職務遂行に支障ある繁忙な業務を有する者を衛生管理者に選任してはならない。

第十六條 衛生管理者は當該事業における衛生に関する事項を管理する。

衛生管理者を選任した場合には各々その擔任すべき職務を定めなければならない。

使用者は衛生管理者に對し衛生に関する措置をなし得る権限を與えなければならない。

第十七條 衛生管理者が傷い、疾病その他の事由によつて職務を行うことができない場合には使用者はこれに代るべき適當な代理者を置かなければならない

第十八條 醫師である衛生管理者は、少くとも毎月一回醫師でない衛生管理者は、少くとも毎週一回作業場等を巡視し、設備又は作業方法で衛生上有害のおそれのある場合には、應急處置又は適當な豫防の處置をしなければならない。

第十九條 衛生管理者は左の事項を行わなければならない。

- 一 健康に異常ある者の發見及び處置
- 二 労働環境衛生に関する調査
- 三 作業條件、施設等の衛生上の改善
- 四 衛生用保護具、救急用具等の點檢及び整備
- 五 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持のために必要な事項

六 労働者の負傷及び疾病、それに因る死亡、缺勤及び移動に關する統計の作成

七 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

八 その他衛生に關する事項

醫師である衛生管理者は前項の外健康診断を行わなければならない。

第二十條 使用者は、衛生に關する事項について関係労働者の意見を聴くために適當な措置を講じなければならない。

使用者は衛生に關する委員會を設けた場合には労働者の選んだ委員を参加させなければならない。

使用者は前項の委員會について委員會規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

第二十一條 削除

第二十二條 衛生管理者を選任しなければならない事業においては、使用者は、定期の健康診断に關する統計を様式第三號によつて作成し、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二十三條 使用者は、衛生管理者を選任したときは、遅滞なく様式第四號によつて所轄労働基準監督署長

に報告しなければならない。

衛生管理者が死亡したとき又はこれを解任したときは、遅滞なくその後任者を選任しなければならない。

第二十四條 衛生管理者の免許は左の各號の一に該當する者にこれを與える。

一 醫學又は保健衛生に關する舊専門學校令による専門學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者

二 衛生管理者試験に合格した者

三 その他都道府縣労働基準局長において特に適當であると認める者

第二十五條 左の各號の一に該當する者には免許を與えない。

一 満二十歳に満たない者

二 精神病者、ろう者、あ者又はもう者

三 その他都道府縣労働基準局長において不適當と認める者

第二十六條 都道府縣労働基準局長が免許を與える場合は衛生管理者免状を交付する。

第二十七條 衛生管理者第二十五條各號の一に該當し又は衛生管理者としての品位を損する行爲があつた場合には都道府縣労働基準局長は免許を取り消し免

状を返納させることができる。

前項の取消處分を受けた者であつても疾病がなおつた場合又は改しゆんの情顯著な場合には再免許を與えることができる。

第二十八條 衛生管理者試験は都道府縣労働基準局長がこれを行う。

第二十九條 衛生管理者試験は左の各號の一に該當する者でなければこれを受けることができない。

一 舊中等學校令による中等學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者

二 二年以上保健衛生に關する業務に従事した経験のある者。

第三十條 衛生管理者試験は左の科目についてこれを行う。

一 労働基準法

二 労働衛生法規

三 労働生理

四 労働衛生

五 救急處置

第三十一條 舊専門學校令による専門學校卒業者若し

くはこれと同等以上の學力を有する者又は都道府縣労働基準局長の指定する者に對しては前條の試験の一部を免除することができる。

第三十二條 衛生管理者が、その氏名又は本籍都道府縣名に變更を生じた場合には免状を添えて免許を受けた都道府縣労働基準局長にその書き換えを申請しなければならない。

第三十三條 衛生管理者が免状を失い又は損じた場合にその事由を具した場合にはその免状を添え免許を受けた都道府縣労働基準局長に再交付を申請することができる。

第三章 安全装置

第三十四條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第一項の規定により譲渡し貸與し又は設置してはならない。

一 第七十七條の覆を具備しない研ま盤

二 第七十九條の割刃を具備しない丸のこ盤

三 第八十二條の急停止装置を具備しないゴム又は

エポナイトの練りロール機

- 四 第八十三條の緊錠装置を具備しない機械
- 五 第二百三十條の罐體検査に合格しない汽罐又は特殊汽罐
- 六 第三百九十二條の規格を具備しないアセチレン發生器
- 七 耐壓證明書のない内壓容器
- 八 前各號の外、中央勞働基準委員會の議を経て、勞働大臣の指定するもの

第三十五條 前條第七號の耐壓證明書は、勞働省勞働基準局長が指定した者又は都道府縣勞働基準局長が様式第五號によつて、發行したものでなければならぬ。

前項の勞働省勞働基準局長の指定を受けようとする者は、様式第六號による申請書を所轄勞働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

第三十六條 第三十八條第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具に具備する安全装置並びに左に掲げる器具又は安全装置であつて、その性能についての勞働省勞働基準局長の認定のないものは、法第四十六條第一項の規定により、譲渡し又は貸與してはな

らない。

- 一 調帶の纜金具
- 二 動力傳導軸の急停止装置
- 三 壓機又は切斷機の安全装置
- 四 木工用丸のこ盤の反ばつ又は接觸豫防装置
- 五 ゴム又はエボナイトの練りロール機の急停止装置
- 六 前各號の外、中央勞働基準委員會の議を経て、勞働大臣の指定するもの

前項の勞働省勞働基準局長の認定を受けようとする者は様式第七號によつて申請しなければならない。勞働省勞働基準局長は第一項の器具又は安全装置が勞働者の危害防止に有效なものであると認めるときはその認定書を交付する。

第三十七條 溶接による汽罐又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、豫め勞働省勞働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはならない。

前項の認可を受けようとする者は、様式第八號による認可申請書を所轄勞働基準監督署長を経由し、

提出しなければならない。

勞働省勞働基準局長は、第一項の汽罐又は特殊汽罐の溶接に關する設備、設計、施行方法、溶接者の技能及び溶接工作責任者について審査し、差し支えないと認めるときは、その申請者に様式第九號による認可書を交付する。

第三十八條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄勞働基準監督署長の認可を受けなければ、これを設置してはならない。

- 一 汽罐又は特殊汽罐
- 二 揚重機
- 三 アセチレン溶接装置
- 四 前各號の外、中央勞働基準委員會の議を経て、勞働大臣の指定するもの

前各號の機械及び器具の範圍、必要な規格、具備すべき安全装置その他認可の基準については、第四編に規定するところによる。

第四章 性能検査

第三十九條 法第四十七條第一項の規定により、前條

第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具について、性能検査の有効期間が満了した後、引き続き使用しようとするときは、様式第十號による申請書を所轄勞働基準監督署長に提出しなければならない。前項の性能検査は豫め期日を指定してこれを行う。

第四十條 性能検査の有効期間は、第三十八條第一項第一號については一年、同條同項第二號については二年、同條同項第三號については三年とする。但し、所轄勞働基準監督署長は、性能検査の結果によつて、次期の有効期間をその必要な限度内で短縮し、又は一年を限つて延長することができる。

第四十一條 汽罐又は特殊汽罐の性能検査を受けようとするときは、罐體を冷却し、煙道を掃除し、その他検査に必要な準備をしなければならない。

揚重機の性能検査を受けようとするときは、主要部分の分解手入その他検査に必要な準備をしなければならない。

アセチレン溶接装置の性能検査を受けようとするときは發生器から氣罐を分離し、装置の主要部分を分解手入し、その他検査に必要な準備をしなければならない。

第四十二條 法第四十七條第二項の規定により、労働大臣の指定を受けようとする者は、申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

前項の指定を受けようとする者又は指定を受けた者は、性能検査に従事する者の選任については、労働省基準局長の認可を受けなければならない。

労働省労働基準局長は、性能検査に従事する者が、その職務を行うに適當でないと認めるときは、その解任を命ずることができる。

第四十三條 労働大臣の指定を受けた者の性能検査を受けようとする者は、豫めその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働大臣の指定を受けた者は、その行つた性能検査の結果を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五章 就業制限及び禁止

第四十四條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、都道府県労働基準局長の行う技能試験に合格

し免許を受けた者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

一 汽罐のふん火その他取扱の業務

二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務

三 卷上能力五トン以上の記重機運轉の業務

四 アセチレン溶接装置の溶接主任の業務

五 映寫機による上映操作（可燃性フィルムの上映操作を除く。）の業務

前項の規定による免許を受けた者でなければ、當該業務に就いてはならない。

第一項の試験及び免許に関する規定は、第四編各章に定めるところによる。

第四十五條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により技能を選考した上指名した者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

一 第九條火元責任者の業務

二 第十條第三號乃至第十一號の當該係員の業務

三 汽罐修付工事における作業主任者の業務

四 卷上能力五トン未満の起重機運轉の業務

五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター運轉の業務

六 動力による軌條運輸の業務

七 動力による卷上機（電気ホイスト及びエヤーホイストを除く。）運搬機又は索道運轉の任務

八 電気工作物の施工又は高壓（特別高圧を含む。）電線路及びこれに屬する電気機械及び器具の取扱

の業務

九 原動機（十馬力未満及び電動機を除く。）の運轉又はその運轉中における掃除注油又は検査の業務

十 石車の取換及び試運轉の業務

十一 天井走行起重機の玉掛又は合圖の業務

十二 消費量毎時百ガロン以上の液體燃焼器の點火の業務

十三 電弧溶接の業務

十四 動力による土木建築用機械の運轉の業務

十五 前各號の外、中央労働基準委員會議を経て労働大臣の指定する業務

前項の規定により指名された者以外の者は、同項各

號の一に當該する業務に就いてはならない。

所轄労働基準監督署長は、第一項の規定によつて指名された者の技能が不適當であると認めるときはその者の就業を禁止することができる。

第四十六條 使用者は、法第四十九條第一項の規定により、六箇月以上の経験を有する者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

一 運轉中の原動機より中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二 ゴム、エポナイト等粘土性質のロール練りの業務

三 徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横引き用のものを除く。）又は動輪の直徑七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務

四 動力によつて運轉する壓機の金型若しくは切斷機の刃部調整又は掃除の業務

五 操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。）

六 軌道内であつて、道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における單獨の業務

七 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て、労働大臣の指定するもの

前項の経験を有する者以外の者は、同項各號の一に當該する業務についてはならない。

第四十七條 使用者は、左の各號の一に該當する者を就業させてはならない。但し、第二號に掲げる者について、傳染預防の處置をした場合には、この限りでない。

一 再歸熱、麻疹、炭疽、鼻疽、その他これに準ずる傳染病にかかつている者

二 病毒傳ばのおそれある結核、梅毒、かいせんその他の傳染性皮膚疾患、のう漏性結膜炎、著しく傳染のおそれあるトラホームその他これに準ずる傳染性眼疾患にかかつている者又は傳染病の病原體保有者

三 精神分裂病、そううつ病、麻痺性痴ほうその他の精神病の患者であつて就業することが不適當な

者

四 胸膜炎、結核、心臓病、脚氣、關節炎、けんしやう炎、急性泌尿生殖器病その他の疾病にかかつている者であつて労働のために病勢が増悪するおそれある者

五 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病にかかつている者

第六章 健康診断

第四十八條 左の各號の一に該當する場合には雇入れの際に法第五十二條第一項の規定により健康診断を行わなければならない。但し、労働大臣の指定する健康診断を受け三箇月を経過しない者を雇い入れる場合はこの限りでない。

一 常時五十人以上の労働者を使用する事業において常時使用する労働者を雇い入れる場合

二 左に掲げる業務に常時使用する労働者を雇い入れる場合

(イ) 多量の高熱物體を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

(ロ) 多量の低温物體を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

(ハ) ラヂウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務

(ニ) 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

(ホ) 異常氣壓下における業務

(ヘ) さく岩機、鉸打機等の使用によつて身體に著しい振動を與える業務

(ト) 重量物の取り扱い等重激な業務

(チ) ボイラー製造等強裂な騒音を發する場所における業務

(リ) 坑内における業務

(ヌ) 深夜業を含む業務

(ル) 水銀、ひ素、黄りん、ふつ化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害物を取り扱う業務

(ヲ) 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふつ素、鹽素、鹽酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他

これに準ずる有害物のガス、蒸氣又は粉じんを發散する場所における業務

(ワ) 病原體によつて傳染のおそれ著しい業務

(カ) 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て、労働大臣の指定する業務

第四十九條 前條第一號に規定する労働者又は法第八條第一號乃至第五號 第八號及び第十號乃至第十五號の事業において常時使用する労働者については毎年一回以上定期に健康診断を行わなければならない。

前條第二號に規定する労働者については毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。その年において前條の規定による健康診断又は労働大臣の指定する健康診断をうけた者についてはその受けた回数に應じて前二項の規定による健康診断はこれを行わないことができる。

第五十條 前二條の規定による健康診断においては左の項目について検査又は検診を行わなければならない。

一 感覺器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その

他臨床醫學的検査

- 二 身長、體重、視力、色視、聴力の検査
- 三 ツベルクリン皮内反應検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査
- 四 前各號の外業務の種類又は作業の状態によつて労働大臣の指定する検査

前項第二號乃至第四號の検査は醫師においてその必要を認めない場合又はその實施の困難な場合にはこれを省略することができる。

前項後段の場合には様式第十二號によつて事前に又は事後遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならぬ。

第五十一條 事業に附屬する食堂又は炊事場における業務に従事する労働者については雇入れの際に健康診断を行わなければならない。

前項の規定による健康診断の實施が困難な場合にはこれを省略することができる。この場合には前條第三項の規定を準用する。

都道府県労働基準局長は必要であると認める場合には使用者に對して第一項に規定する労働者について

- (イ) 壓機又は切斷機による金屬加工の業務
- (ロ) 金屬の切削又は乾燥研まの業務
- (ハ) 木材の切削加工の業務
- (ニ) 製綿、打綿、麻のりゆう解、起毛又は反毛の業務

三 主として左の業務を行う事業

- (イ) 發電、送電、變電、蓄電又は電路の開閉の業務
- (ロ) 金屬の溶融、精練又は熱處理の業務
- (ハ) 金屬の溶接又は溶斷の業務
- (ニ) 硝子製造の業務
- (ホ) 石炭、亞炭、アスファルト、ピッチ、木材、樟脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製の業務
- (ヘ) 乾燥室を使用する業務
- (ト) 油脂、ろう若しくはパラフィンの製造、精製又はこれ等を用いる業務
- (チ) 塗料の噴霧塗裝又は焼付の業務
- (リ) 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

定期に健康診断による健康診断を行うことを命ずることができる。

第五十二條 使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者が法第五十一條第二項の規定によつて他の醫師の健康診断を求める場合にはその結果を證明する書面を様式第十三號によつて提出しなければならぬ。

第五十三條 健康診断に関する記録は様式第十四號によつて作成しなければならない。

第五十四條 使用者その他健康診断の事務に従事し又は従事した者はその職務上知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

第七章 雜 則

第五十五條 法第五十四條第一項の規定による危険な事業又は衛生上有害な事業は、左の通りとする。

- 一 原動機の馬力數合計三以上を使用する法第八條第一號乃至第三號の事業
- 二 原動機の馬力數合計二以上を使用して、左の業務を行う事業

(ヌ) 火藥、爆藥、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族、ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物の製造又はこれ等を用いる業務

(ル) 金屬カリウム、金屬ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を用いる業務

(ラ) エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ペンゼントルニン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物の製造又はこれ等を用いる業務

(ワ) 第四十八條第二號に掲げる業務

四 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第五十六條 法第五十四條第一項の規定による届出は、様式第十五號による届書に様式第十六號による摘要書及び左の書類を添えて、所轄労働基準監督署

長に提出しなければならない。

一 周囲の状況及び四隣との関係を示す圖面

二 敷地内の作業現場又は建設物の配置等作業の概要を示す圖面

三 作業現場の明細又は建築物各階の平面及び断面圖（原動機、機械、動力傳導装置その他の設備の配置を含む。）

四 特殊な原動機、機械設備等を示す圖面

五 特殊な安全又は衛生に關する装置その他危害防止に關する圖面

六 土木建築事業等にあつては工事豫定表

事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物又は設備の一部を移轉し又は變更しようとする場合における前項による届出は、その部分についてのみ行えば足るものとする。

第五十七條 移動興行場その他の假設建物又は設備で十四日以内に廢止するものについては、法第五十四條第一項の規定にかかわらず、その工事着手迄に、様式第十七號によつて、所轄労働基準監督署長に届け出ればよい。

甲の一、第十六號甲の二、第十六號乙、第十七號、第十九號、第二十二號甲、第二十二號乙、第二十二號丙、第二十六號、第二十七號及び第四十五號を除きこれと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

第二編 安全基準

第一章 原動機及び動力傳導装置

第五十九條 動力傳導装置による危害を防止するため機械毎に電動機を取り付て、又はその全系統を簡略に配置するよう努めなければならない。

第六十條 原動機は別室又は區畫された場所に据え付けなければならない。但し、やむを得ない場合又は電動機の場合には、係員以外の者の接近を防止するため、有効な圍を設け又は危険な部分に覆をしなければならぬ。

第六十一條 動力しや斷装置は、容易に操作ができるもので、且つ、振動、接觸等のため、不意に起動するおそれのないものでなければならぬ。

第五十八條 使用者は、左に掲げる事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 第五十六條の工事が落成したとき又はその一部を使用しようとするとき（様式第十八號）

二 事業場又は寄宿舎その他の附屬建設物内で、左に掲げる事故が発生したとき（様式第十九號）

（イ） 火災又は爆發の事故

（ロ） 汽罐その他内壓力を有する容器の破裂の事故

（ハ） 遠心分離機、と石車その他高速回轉體の破裂の事故

（ニ） 起重機、エレベータ、卷上機又は索道の鎖若しくは索の切斷の事故

（ホ） 建設物、寄宿舎、附屬建設物又は起重機、煙突、高架そら等の倒壞の事故

第五十八條の二 この命令に定める許可、認可若しくは認定の申請又は届出若しくは報告に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、様式第三號、第五號、第十六號

第六十二條 電気設備のスイッチは、開閉の際に感電し又は火災若しくは爆發を生ずる危険を防止するため、適當な位置に取り付け、且つ照明を充分にしなければならぬ。

第六十三條 床面から一・八メートル以内にある動力傳導装置の車軸で接觸の危険があるものには、圍、覆又はスリートを設けなければならない。

第六十四條 床面から一・八メートル以内にある調帯、調索又は調車で、接觸の危険があるもの又は作業若しくは通行のため、これをまたぎ又は下を通るものには、圍又は覆を設けなければならない。床面から一・八メートル以上又は床下、若しくは地下室にある調帯、調索又は調車で掃除、注油、検査又は修繕の場合に、運轉中接觸する危険があるものには、圍又は覆を設けなければならない。

第六十五條 通路又は作業箇所の上にある調帯で、調車間の距離三メートル以上、幅一五センチメートル以上、速度毎秒十メートル以上のものにあつては、不意の切斷による危害を防止するため、その下方に確實な圍を設けなければならない。

第六十六條 調車と隣接車輪、軸承、車軸接手等との間隔が調帯の幅に三センチメートル若しくはその四分の一を加えた寸度以下である場合又は車軸の運轉中に調帯を時々取り外して置く場合には、適當な調帯受を設けなければならない。

第六十七條 動力傳導装置の軸承は、オイルカップ、リング型、球軸承その他長期にわたつて、給油の必要がないものを使用しなければならない。但し、運轉中に注油を禁止してある場合又は注油の際に接觸の危険がないように調帯、調車及び車軸に、確實な安全装置を設けておく場合はこの限りでない。

第六十八條 調帯の繼目には、突出した金具を使用してはならない。但し、突出部を削つて安全にしたものはこの限りでない。

第六十九條 動力傳導装置又は動力によつて運轉する車軸に附屬する止め金具類は、埋頭型のものを使用し又は適當な覆を設けなければならない。

第七十條 遊車を使用する場合は、當該労働者が、直ちに操作することのできる位置に、遷帶装置を設けなければならない。

第二章 機械装置

第七十五條 動力によつて運轉する機械には、各機械毎に遊車、クラッチ、スイッチ等の動加しや斷装置を設けなければならない。但し、連續した一團の機械で、共通のしや斷装置を有するものは、この限りでない。

第七十六條 機械の勢輪、調車、齒車等で、接觸の危険があるものは、覆をしなければならない。但し、作業の性質上、覆をすることの適しないものには、接觸を防止する圍を設けなければならない。

第七十七條 回轉中破壊のおそれのある研ま盤のと石車には、堅固な覆を設けなければならない。前項のと石車を取り替えたときは、少くとも三分間試運轉をしなければならない。

第七十八條 動力によつて運轉する壓機又は切斷機には、金型又は双物による危害を防止するため安全装置を設けなければならない。但し、金型又は双物の作動する部分に手を入れる必要のない場合には、この限りでない。

前項の遷帶装置は、調帯が不意に固定車に移動するおそれのないものでなければならない。

第七十一條 動力傳導装置の齒車で通行又は作業の際に接觸の危険があるものは覆をしなければならない。

第七十二條 原動機若しくは動力傳導装置は、その運轉を速かに停止することができずる装置を設け又は作業場所を係員を常置した原動機室との間に、確實な停止の連絡を保持しなければならない。

第七十三條 原動機又は動力傳導装置の運轉を開始する際、これを關係労働者に、豫め周知させるための一定の合圖を定めなければならない。

第七十四條 原動機、動力傳導装置又は機械の運轉を停止して、掃除、注油、検査の作業をする場合には、必要ある部分の起動装置に錠をかけ又は標示板を取り付ける等他人がこれを運轉して、危害の生ずることを防止するため、確實な措置を講じなければならない。

第七十九條 木工用丸のこ盤には、割刃その他反ばつ豫防装置を取り付けなければならない。但し、横びき用又はこれに準ずる丸のこ盤で、反ばつの危険がないものは、この限りでない。

第八十條 木工用帶のこ盤の刃及び動輪には、切斷に必要な双の部分を除いて、圍又は覆を設けなければならない。

第八十一條 木工用押かん機の双物取付軸は丸軸でなければならない。

第八十二條 ゴム又はエポナイト等の粘性質を練るロール機には事故發生の場合において、被害者自らが操作することのできる急停止装置を設けなければならない。

第八十三條 左の各號の一に該當する機械の部分には、廻轉が停止しなければ開くことのできない緊錠装置を設けなければならない。

一 綿絲紡織機械における荒打綿機のシリンダカバーのハンドホール、打綿機のビータカバー及びデスクドリア、りゆう綿機のシリンダのフロントプレート、練條機若しくは粗紡機のヘッドストップクのシートアイロンドリア

二 絹糸紡績機械における切綿機のシリンドカバ

三 製綿機のシリンドカバ

四 その他、前號に準ずる危険な廻轉體で、惰力の大きいもの

第八十四條 織機には、シャトルの脱出による危害を防止するため、確實な装置を設けなければならない。但し、脱出のおそれのないもの又は脱出の際危険の少ないものは、この限りでない。

第八十五條 紙布等を通すロール機で、手を巻き込まれる危険のある部分には、安全装置を設けなければならない。

第八十六條 第七十五條乃至第八十五條に規定するものの外、動力によつて運轉する機械の危険な部分には、やむを得ない場合を除き、適當は安全装置を取り付け又は必要な措置を講じなければならない。

第八十七條 運轉中の機械の、刃部における切粉拂い又は注油のためには、ブラシその他適當な用具を備えなければならない。

労働者は、前項の用具を使用しなければならない。

第三章 通路及び作業床

第八十八條 作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、且つこれを常時有効に保持しなければならない。

第八十九條 通路には、正常の歩行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。但し、常時通行の用に供しない抗道、地下室等で通行する労働者に、適當な照明具を所持させる場合は、この限りでない。

第九十條 屋内に設ける通路は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 用途に應じて適當な幅を有すること
- 二 主要な通路は、これを保持するため適當な標示をすること
- 三 通路面は、つまづき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること
- 四 通路面から高さ一・七メートル以内に障害物がないこと

第九十一條 百貨店、興行場、病院、旅館その他の事

業場で労働者以外の者と共用する通路、階段及び非常口は、非常の際にそれ等の者の安全を確保することができぬものでなければならない。

第九十二條 機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路は、幅八十センチメートル以上でなければならない。

第九十三條 作業場の床面は、つまづき、すべり等の危険のない構造とし、且つ安全な状態に保持しなければならない。

第九十四條 旋盤、ロール機等の機械が、常時就業する労働者の身長に比べて不適當に高い場合には、安全で適當な高さの作業踏臺を設けなければならない。

第九十五條 爆発性、發火性又は引火性のものの製造若しくは取扱をする屋内作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に容易に安全な場所に避難することができる適當な二以上の通路を設けなければならない。

第九十六條 建築物に設ける階段は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 丈夫な構造であること
- 二 こう配は急に過ぎないこと
- 三 踏面及び上げ上は等間隔に設けること
- 四 高さ五メートルを超える場合には、高さ五メートル以内毎に適當な踊場を設けること
- 五 少くとも片側に適當な手すりを設けること

第九十七條 地階又は二階以上で、常時二十人以上の労働者が就業する建物では、各階に適當に配置され、且つ容易に屋外の安全な場所に通ずる二以上の階段を設けなければならない。

- 一 前項の階段は、左の事項を具備しなければならない。
- 二 踏面は二十センチメートル以上、け上は二十二センチメートル以内とすること
- 三 こう配は四十度以内とすること
- 四 高さが三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル毎に長さ一・二五メートル以上の踊場を設けること

- 四 幅は内法一・二五メートル以上とすること
- 五 回段を設けないこと
- 六 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること
- 七 各段から高さ一・七メートル以内に障害物がな

第九十八條 主要な通路又は常時使用しない非常用の出口、通路若しくは階段には、適当な標示をしなければならぬ。

第九十九條 通路と交わる軌道で車輛を使用するときは、看視人を配置し又は警鈴を鳴らす等適当な措置を講じなければならぬ。

第一百條 ふ頭、岸壁等の荷役作業を行う場所については、左の事項を行わなければならない。

- 一 作業場所及び通路の危険な部分には、安全で有効な照明の方法を講ずること
- 二 ふ頭又は岸壁の縁に沿うて、通路を設ける場合には、その幅を九十センチメートル以上とし且つこの區域から固定の設備及び使用中の装置以外の障害物を除くこと

三 陸上における通路及び作業所でくう角、欄又は船きよのこう門等を超える歩道等の危険な部分には、適当な圍を設けること

第一百一條 労働者が岸壁又は他の船舶に横づけとなつてゐる船舶に往復する場合には、歩板、はしご等適当な通行設備を設けなければならない。但し、安全な船側階段を備えた場合は、この限りでない。

労働者は、前項以外の通路を使用してはならない。

第一百二條 甲板面からその底までの深さが一・五メートルを超える船そう内で、労働者が荷役作業をする場合には、甲板と船そうとの間に、安全な通行設備を設けなければならない。但し、船舶の構造上適当な通行設備を備えている場合には、この限りでない。

労働者は、前項以外の通行手段をとつてはならない。

第一百三條 架設通路は、丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

- 一 こう配は三十度より緩にし、且つそれが十五度より急なものには、踏さんその他適当な滑止を設けること、但し、適当な階段を設けたもの又は高

- さ二メートル未満で適当に手掛を設けたものは三十度より急であつて差し支えない
- 二 墜落の危険がある箇所には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること、但し、作業上やむを得ない場合には、必要な部分を限つて臨時にこれを取り外すことができる
- 三 たて坑内の架設通路の長さが十五メートル以上であるときは、十メートル以内毎に踏だなを設けること

四 建築工事に使用する高さ八メートル以上の登はん橋には、七メートル以内毎に踊場を設けること

第一百四條 軌條を設けた坑道、ずい道、橋等で、労働者が歩行し又は作業する場合には、適当な間隔毎に回避所を設けなければならない。但し、軌道の傍に相當の餘地があつて、車輛に接觸する危険がないときは、この限りでない。

第一百五條 はしご道は丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

- 一 踏さんを等間隔に設けること
- 二 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること

三 はしごの轉位防止のため適当な措置をすること

四 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること

五 坑内はしご道で長さ十五メートル以上のものは、十メートル以内毎に踏だなを設けること

六 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とする

と

潜かん内のはしご道等でやむを得ないものは、前項第四號及び第五號の規定はこれを適用しない

第一百六條 坑内に設けた通路又ははしご道で巻上装置に接近して危険な場合には、當該場所に板仕切、その他の隔壁を設けなければならない。

第一百七條 労働者が作業のため水路によつて船舶に往復する場合には、労働者を安全に輸送するための適当な措置を講じなければならない。

第四章 定 場

第一百八條 足場は、使用の目的に應じた丈夫な構造とし、高さ二メートル以上のもの足場板は、幅二十センチメートル以上、厚さ三・五センチメートル以

上のものとしなければならない。

足場板は、二箇所以上において、これを柱、腕木等に堅固に取り付けなければならない。但し、移動させるもので、安全に架け渡されるものは、この限りでない。

第九九條 丸太足場は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 建地の間隔は、二・五メートル以内とし、地上第一の布は、三メートル以下の位置に設けること（作業上やむを得ない部分で、適宜これを補強した場合を除く）
- 二 建地の脚部を確実に固定すること
- 三 腕木の間隔は、一・五メートル以内とすること
- 四 建地の接手が、重合せ接手の場合には、接續部において、一メートル以上を重ね、且つ二箇所以上においてしぼり、突合せ接手の場合には、適宜な構造の二本組の建地として又は一・八メートル以上の添木を用ひ、且つ四箇所以上においてしぼること
- 五 建地、布、腕木等の交さ部分及び接續部は、鐵

線その他の丈夫な材料で堅固にしぼること

- 六 適宜な筋違で補強すること
- 七 建設物に堅固に取り付けるか、又は控を設けること
- 八 高さ二メートル以上の作業床は、幅四十センチメートル以上とし、足場板のすき間は、三センチメートル以内とすること
- 九 高さ二メートル以上の作業床については、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること（作業上やむを得ない部分を除く）

第一百條 つり足場については、左の事項を行わなければならない。但し、輕易つり足場には、第三號乃至第七號の事項を適用しない。

- 一 安全荷重を超えて負荷しないこと
- 二 前號の安全荷重は、つり鋼索の安全係数が十以上、突りよう及び足場けたの安全係数が五以上となるようにこれを定めること
- 三 作業床は、三メートル以内毎に、金屬性の突りよう、足場けた及びつり鋼索をもつて、堅固にこれを支持すること

四 つり鋼索は、三十センチメートルの長さの間において、子線数の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと

- 五 つり装置には、確實な歯止を設けること
- 六 作業床は、幅九十センチメートル以上のものとし、幅三十センチメートル以上、厚さ五センチメートル以上の板をすき間もなく敷き詰め、且つ建設物との間隔をなるべく少くすること
- 七 高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること
- 八 動搖又は轉位を防止するために、適宜な措置を講ずること
- 九 乗降のため、やむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等の支持臺としないこと

第五章 墜落防止

第一百一條 物品揚卸口、ビット、煮沸そう、車軸道、作業床の端若しくは開口部、たて坑又は四十度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船のそり口その他労働者が就業中又は通行

の際に、墜落の危険がある箇所には、圍、手すり、覆等の設備を設けなければならない。但し、常時監視人を置く等、適宜な措置を講ずる場合は、この限りでない。

前項の設備で、やむを得ない必要があるときに限り、その部分について臨時にこれを取り外すことができ。但し、これを取り外した者は、その必要な期間後直ちに元の状態に復しておかなければならない。

第十二條 たて坑内、井戸、四十度以上の斜面、やぐら、塔、電柱、架空索道の支柱、つり足場等墜落の危険がある場所で、労働者を作業させる場合には、腰綱を使用させ又は他の適宜な墜落防止の方法を講じなければならない。労働者は、前項の防止方法を行わなければならない。

第十三條 不用のたて坑、坑井、又は四十度以上の斜坑には、坑口の閉塞その他墜落豫防止の施設を設けなければならない。

不用の坑道又は坑内探掘跡には、さく圍其他通行しや斷の設備を設けなければならない。

第百十四條 作業用移動はしごには、滑止装置の取付、その他転倒を防止するのに、必要な措置を講じなければならぬ。

第百十五條 移動式脚立は、左の事項を具備しなければならぬ。

- 一 据え置いたときに安定した形であること
- 二 丈夫な構造であること
- 三 丈夫な昇降用の踏さんを備えること
- 四 踏面は、適当な面積を有すること
- 五 折たたみ式の場合は、脚と水平面との角度を七十五度以内とし、且つこれを確實に保持する全員を備えること

第六章 崩壊、落下の豫防

第百十六條 崩壊の危険がある地盤の下で、労働者を作業させる場合には、左の措置を講じなければならぬ。

- 一 適時安全な方法によつて作業箇所の上を切り落し、安全なこう配を保持し、又は適当な土留を設けること

- 二 浮石を取り除くこと
- 三 浮石の取除作業には安全なこう配を保持すること
- 四 砂れきその他崩壊し易いものを採掘する場合には、適当な階段をつけ又は安全なこう配を保持すること

第百二十一條 三メートル以上の高所から物體を投下する必要があるときは、適当な投下設備を設け又は看視人を置く等危害防止の方法を講じなければならぬ。

労働者は前項の方法によらないで三メートル以上の高所から物體を投下してはならない。

第百二十二條 作業のため物體が落下又は飛來して危険がある場合には、防網の設備、立入区域の設定、その他適当な危害防止の措置を講じなければならぬ。

二 前號により難いときは、看視人を置き作業を監視させること

三 崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること

第百十七條 土石の崩壊又は落下の危険がある掘さく箇所と、その下方における積み込みその他の作業箇所との間には、安全な間隔を置かなければならぬ。但し、作業場が狭くやむを得ない場合に、看視人を置き、作業を看視させるときは、この限りでない。

第百十八條 落盤の危険がある場所には、支柱その他の落盤防止の施設を設けなければならない。

採掘又は掘進中、特に落盤の危険がある場合には、支柱材その他の坑内支持に必要な材料を、落盤防止作業上便宜な場所に配置しなければならぬ。

第百十九條 坑道又はずい道を掘る場合に、水又はガスの噴出により危険がある場合は、検知孔をうがつ等適当な措置を講じなければならない。

第百二十條 露天採掘場では、左の事項を行わなければならない。

第百二十三條 一貨物で、一トン以上の重量物を發送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならぬ。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

第七章 電 氣

第百二十四條 電氣工作物、電氣機械器具、電力装置その他電氣附屬設備の危険な部分には、その旨を標示し、且つ照明を充分にしなければならぬ。

作業中又は通行の際に、接觸による危険がある箇所には、圍を設けなければならない。

前二項の設備は、感電、漏電若しくは火災又は爆発の危険を防止するため一箇月に一回以上點檢し、異常のある部分は、直ちに修繕しなければならぬ。

第百二十五條 感電の危険がある箇所の電氣をしゃ断して、修繕、點檢等の作業をする場合には、作業中スイッチに鍵をかけ又は必要な箇所に通電禁止の記

等の所要事項を明示する等、他人がこれに連電する危険を防止するため、確實な措置を講じ、且つその旨を関係労働者に豫め周知させなければならない。

第二百二十六條 電気機械器具に附屬するコードその他で、労働者に接觸の危険がある場合には、水に對して安全なものを使用し、又は濕氣を帯びない措置を講じなければならない。

第二百二十七條 感電又は電気火傷を生ずる危険がある作業には、適當な保護具を備えなければならない。労働者は、前項の作業中又は感電の危険があるコードに接觸する場合には、前項の保護具を使用しなければならない。

第八章 保護員その他

第二百二十八條 溶鑪爐、溶洗爐又は硝子溶解爐その他多量の高熱物を取り扱う場所は、爆發又は逸出等による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

前項の場所には、火傷その他の危険を防止するため適當な保護具を備えなければならない。

限りでない。
前項の場所には、適當な保護具を備えなければならない。

第二百三十三條 研磨盤による金屬の乾燥研磨、ビスコース紡糸作業、炭酸含有清涼飲料水のびん詰、その他作業の性質上物體の飛來による危険があるときは、飛來防止の設備を設け又は適當な保護具を備えなければならない。

労働者は、作業中前項保護具を使用しなければならない。

第二百三十四條 労働者を水上作業に従事させる場合には、浮袋その他の救命具を適當な場所に備えなければならない。

第九章 火災及び爆發の防止

第二百三十五條 事業の建築物を新築、増築、改築する際は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 主要建築物と隣地境界線の間及び二以上の主要建築物の間には防火及び避難に必要な間隔を設けること

労働者は、第一項の作業中、前項の保護具を使用しなければならない。

第二百二十九條 運轉中の原動機、動力傳導装置又は動力によつて運轉する機械に接近して作業に従事し、頭髮又は被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適當な帽子又は作業服を着用させなければならない。

労働者は、作業中前項の帽子又は作業服を着用しなければならない。

第二百三十條 作業中労働者に手袋の使用を禁止する機械は、豫め労働者にこれを明示しなければならない。労働者は、前項の機械作業中、手袋を使用してはならない。

第二百三十一條 作業中労働者に歩行面の構造又は作業状態に不適當な廢物を使用させてはならない。労働者は前項の作業中定められた廢物を使用しなければならない。

第二百三十二條 電弧容接その他強烈な光線を發散して危険のおそれがある場所は、これを區劃しなければならない。但し、作業上やむを得ない場合は、この

- 二 床面積六六〇平方メートル以上のものは、その外壁を準耐火構造とし、床面積三、三〇〇平方メートル以上のものは、外壁及び屋根を不燃性の材料で造ること

第二百三十六條 火爐その他多量の高熱物を取扱う設備は火災を防止するため必要な構造としなければならない。

前項の基礎工事には地下水、雨水等の浸入による爆發を防止するため適當な措置を講じなければならない。

第二百三十七條 爆發性、發火性若しくは引火性の危険物を貯藏し、集積し又は取り扱う設備は、火災又は爆發防止のため適當な構造としなければならない。

第二百三十八條 接觸により火災又は爆發を生ずるおそれのある危険物を同一の運搬機に積載し又は同一の場所で同時に取り扱わせてはならない。但し、接觸防止のため有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

第二百三十九條 起毛、反毛等の作業又は綿、羊毛、ほろ、木毛、わら、紙屑、その他可燃性の物を多量に

労働者は、第一項の作業中、前項の保護具を使用しなければならない。

取り扱う作業の場所は火災防止のため適當な位置及び構造としなければならない。

第百四十條 爆発のおそれのあるガス、蒸氣又は粉じんを發生する場所は爆発防止のため換氣、通風、除じんその他適當な措置を講じなければならない。前項の場所には、安全な燈火を使用し且つ、火花を發し又は過熱のおそれのある機械若しくは設備を設けてはならない。

労働者は第一項の場所で火氣を使用し又は火花を發する行爲をしてはならない。

第百四十一條 特に危険な箇所には、必要でない者の立入りを禁止し、火災又は爆発の危険がある箇所には火氣の使用を禁止する旨の適當な標示をしなければならない。

第百四十二條 映寫室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 壁、床及び天井を耐火構造とすること
- 二 間口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二・一メートル以上とすること、但し、映寫機を二臺以上据え付ける場合には、一臺を加へ

る毎に間口一メートル以上を増すこと

三 出入口は、幅六十センチメートル以上、高さ一・七メートル以上とすること

四 出入口には、外開きの防火戸を備えること

五 不燃性の材料で作つた映寫機用排氣筒及び室内換氣筒を設け、これを外氣に導くこと

六 不燃性の材料で作る若しくは被覆したフィルムを格納庫又は容器を設けること

七 九リットル入薬消火器（四鹽化炭素を用いるものを除く。）又はこれと同等以上の效力ある消火器二個以上を備えること

八 映寫室に近接し、面積四平方メートル以上の映寫技術者室を設けること

第百四十三條 映寫機は、フィルム切斷による危険を防止するための安全閉閉器を備えなければならない。

速燃性のフィルムを使用する場合には、その上下を収める金屬性ドラムを、備えなければならない。

第百四十四條 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火せん、消火器、消火用砂、水そうその他の

四 燃料の種類及び使用量に應じて定期的に掃除すること。

第百四十九條 喫煙所、ストーブその他火氣を使用する場所には、火災豫防上必要な設備を設けなければならない。

労働者は、濫りに喫煙、採だん、乾燥等の行爲をしてはならない。

火氣を使用した者は、確實に残火の始末をしなければならない。

第百五十條 油又は印刷用インキ類によつて、浸染したボロ、紙屑等は、不燃性の有がい、容器に収める等、火災防止の措置を講じなければならない。

第百五十一條 灰捨場は、延焼の危険のない位置に設け、又は不燃性の材料で造らなければならない。

第百五十二條 爆發薬を使用する者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 ダイナマイトその他ニトログリセリン爆發薬で凍結したものは、火氣に接近させ又は直接蒸氣に接觸させる等、危険な方法で融解しないこと
- 二 鐵裝具を用いて裝てんしないこと、ニトログリ

消火設備を適所に設けなければならない。

前項の消火設備は、作業の性質又は火災若しくは爆發の性狀に適應するものでなければならない。

第百四十五條 火爐、加熱装置、鐵製煙突その他火災を生ずる危険のある設備と建築物その他可燃性物體との間には、防火のため必要な間隔を設け、又は可燃性物體をしや熱材料で防護しなければならない。

第百四十六條 ゴムのり引機、その他の機械又は設備で、靜電氣による火災を生ずる危険がある部分は、確實に接地しなければならない。

第百四十七條 自然發火の危険がある物を積み重ねる場合には、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。

第百四十八條 煙道又は煙突は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 掃除及び點檢が容易にできる構造であること
- 二 建築物を貫通する部分は、眼鏡石をはめ込み、又は確實なしや熱材料で防護すること
- 三 開口部は、建築物から一メートル又は建築物の開口部から三メートル以上離すこと。

セリン爆薬 又は綿火薬の装てんには本製の込棒以外のものを使用しないこと

三 爆薬の装てん用込物は、粘土その他適当な物の外、これを使用しないこと

四 点火は、豫め附近の者に警告した後で行うこと

五 不發の場合、電氣点火法によつたときは、發破母線を點火器から取り離れた後、その他の方法によつたときは、十五分を経過した後でなければ、爆薬裝てん箇所付近寄り、又は他の者を近寄りせないこと

六 不發の装薬及びその込物は、これを掘出さないこと、この場合には、發破係員の措置を受け、不意に爆発する危険を避けるため、適當な措置を講ずること

第二百五十二條 可燃性ガスが存在する地下作業場で労働者作業させる場合には、左の事項を行わなければならない。

一 毎日可燃性ガスの含有率を検査すること
三 メタンガスの含有率が百分の一・五以上の場合には、直ちに改善の措置を講じ危険がなくなるま

タルラス張モルタル塗、れんが造等の不燃構造とし、床、天井、柱、屋根及び出入口の戸は、不燃性の材料で造ること

二 前號以外の物を取り扱うもので、木造の場合には、セメント塗、モルタル塗、鐵板張等とすること

三 爆発の危険がある物を取り扱う乾燥室は、周壁を堅固な構造とし、屋根は、輕量な材料で造ること

四 のぞき窓、出入口、排氣孔等の開口部は、發火の際延焼を防止する位置を選定し、且つ必要があるときは、直ちに密閉できる構造とすること

五 内部のたな、わく等は不燃性の材料で造ること

六 有效なる換氣装置を設けること

七 内部は、掃除し易い構造とすること

第五十八條 乾燥室は温度が局部的に上昇しない方法で加熱しなければならない。乾燥室は内部の温度を隨時測定することのできる装置を設けなければならない。

第五十九條 乾燥室の熱源は左の事項を具備しなければならない。

一 爆発性の物の乾燥には直火を使用しないこと

で、その場所から労働者を待避させ、且つ動力を停止すること

第五十四條 發破の際に、労働者が安全な距離に避難し得ない場合には、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

第十章 乾燥室

第五十五條 この命令で乾燥室とは、熱源を用いて物の加熱乾燥をするための區劃され部屋又はこれに準ずるものをいう。

第五十六條 爆発又は自然發火の危険がある物を取り扱う乾燥室を設ける部分の建築物は、平家若しくは別棟としなければならない。但し建築物が耐火構造のものである場合はこの限りでない。

第五十七條 乾燥室の構造は、左の事項を具備しなければならない。但し、熱源の種類、乾燥の程度及び乾燥物の性質により火災又は爆発のおそれのないものについてはこの限りでない。

一 爆発性、發火性又は引火性の物を取り扱う乾燥室の壁は、鐵骨鐵板張、鐵筋コンクリート造、メ

二 炭火、れん炭、コークス等の直火を使用する場合には、炎又は跳ね火による延焼を防止するため有效な覆又は隔壁を設けること

第六十條 乾燥室に附屬する電熱器、電燈等の電氣設備は他の用途に使用するものと別箇の配線及びスイッチを使用しなければならない。

爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチ及び安全電燈以外の電燈を使用してはならない。

第六十一條 乾燥室には有效な消火設備を設けなければならない。

前項の消火設備は乾燥室の構造、規模、乾燥物の種類及び加熱方法等に適應したものでなければならない。

第六十二條 乾燥室を始めて使用するとき又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を變えたときは、技術上の責任者を定めて直接の指揮に當らせなければならない。

第六十三條 乾燥室の作業主任者は、受け持ちの乾燥に就て、左の技能を有する者でなければならない。

一 乾燥室の構造及び附屬設備を理解していること

- 二 乾燥物の安全な加熱方法を知っていること
- 三 乾燥物の加熱程度及び時間に應ずる危険の程度を知っていること
- 四 室内温度の調節に熟達していること
- 五 發火の際速かに適當な延焼防止又は消火の措置がとれること

第百六十四條 乾燥室の作業主任は左の事項を行わなければならない。

- 一 乾燥室の内外及び附屬設備は、乾燥中適時これを點檢し、不備の箇所を發見したときは直ちに修繕すること
- 二 乾燥室の温度及び時間の経過に留意し、常に必要な措置を講ずること
- 三 熱源の種類に應じて、常時必要な看視をすること
- 四 乾燥物は容易に脱落しないように支えること
- 五 危険な加熱の操作をしないこと
- 六 引火性の物を加熱する場合には、爆發性混合ガスを排除すること
- 七 室の清掃に留意し、粉じんのたい積を放置しないこと

- 八 乾燥室の壁外の準度に留意し、且つ可燃性の物を近接した位置に置かないこと
- 九 高温度で乾燥した可燃性の物は、自然發火の危険がない温度に冷やした上、格納する
- 十 毎日一回以上乾燥室の電氣設備を點檢すること
- 十一 乾燥室の見易い場所にその氏名及び職分を標示すること

第十一章 内圧容器

第百六十五條 この命令で内圧容器とは、汽罐、特殊汽罐又は他の法令の適用を受けるものを除き、二キログラム毎平方センチメートル以上の壓力の氣體を蓄積する容器で内徑二百ミリメートル以上長さ三メートル以上のもの又は内容積〇・〇四立方メートル以上のものをいう。

第百六十六條 内圧容器を設置、取換又は改造しようとするときは、第五十六條の規定による届書に左の事項を具備した書類を添附しなければならない。

- 一 用途及び構造調書

二 構造及び掘付方法を示す圖面

三 耐壓證明書の寫

第百六十七條 内圧容器は、左の事項を具備しなければならない。但し、作業上やむを得ないときは、こゝ限りのでない。

- 一 有效な安全瓣又はこれに代る安全裝置を備えること
 - 二 壓力計を備えること
 - 三 内部の檢査及び掃除のできる必要な孔を設けること
 - 四 復水又は油等を排出するための吹出裝置を設けること
- 第百六十八條 内圧容器は毎年一回以上點檢及び内外の掃除を行わなければならない
- 第百六十九條 内圧容器の耐壓證明書は、その檢査で左の事項を具備したものにこれを發行する。
- 一 内圧容器が構造調書及び構造を示す圖面に一致すること
 - 二 構造規格に適合すること
 - 三 水壓試驗及び容器檢査に合格すること

第百七十條 内圧容器の構造規格及び檢査に關する事項は告示で別にこれを定める。

第百七十條の二 第二百二十七條第一項第一號乃至第四號に該當するものを設置する場合には、豫め二キログラム毎平方センチメートルの水壓試驗をし、且つ安全裝置を設けて内部の壓力が一キログラム毎平方センチメートルを超えない措置を講じなければならない。

第十二 適用の除外

第百七十一條 作業の性質その他やむを得ない事由によつて、この編及び第四編に定める安全基準により難いときは、様式第二十號によつて、所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請することができる。所轄労働基準監督署長は前項の事由を認定したときは、一定の期間を定めて適用の除外を許可することができる。

第三編 衛生基準

第一章 有害物

第七十二條 ガス、蒸氣又は粉じんを發散し、有害放射線にさらされ、騒音を發し又は病原體等によつて汚染される等衛生上有害な作業場においてはその原因を除去するため作業又は施設の改善に努めなければならぬ。

第七十三條 ガス、蒸氣又は粉じんを發散する屋内作業場においては場内空氣のその含有濃度の有害な程度にならないように、局所における吸引排出又は機械若しくは装置の密閉その他新鮮な空氣による換氣等適當な措置を講じなければならぬ。

第七十四條 排氣又は排液中に有害物又は病原體を含む場合には洗じよう、沈でん、ろ過、收しん、消毒その他の方法によつて處理した後これを排出しなければならぬ。

第七十五條 屋外又は坑内において著しく粉じんを飛散する作業場においては注水その他粉じん防止の

措置を講じなければならぬ。但し、作業の性質上やむを得ない場合にはこの限りでない。

第七十六條 強烈な騒音を發する屋内作業場においてはその傳ばを防ぐために隔壁を設ける等の措置を講じなければならぬ。

第七十七條 坑内において炭酸ガスの停滞し又は停滞のおそれのある場所及び酸素が不足し又は不足のおそれがある場所については毎月一回以上その濃度を測定しその結果を記録しなければならぬ。

第七十八條 坑内作業場における炭酸ガス濃度は一・五パーセント以下酸素濃度は十六パーセント以上としなければならぬ。但し、時に安全な方法によつて人命救助又は危害豫防に關する作業させる場合その作業場についてはこの限りでない。

第七十九條 左の場所には必要ある者以外の者の立ち入ることを禁止しその旨を掲示しなければならぬ。

- 一 多量の高熱物體を取り扱う場所
- 二 有害放射線にさらされる場所
- 三 炭酸ガス濃度一・五パーセントを超える場所

四 ガス、蒸氣又は粉じんを發散し衛生上有害な場所

五 有害物を取り扱う場所

六 病原體によつて汚染のおそれ著しい場所
前項の規定によつて禁止された場所には労働者は入りだに立ち入つてはならぬ。

第八十條 有害物又は病原體にはその旨を標示し必要ある場合の他一定の場所に集積して置かなければならぬ。

第二章 保護具その他

第八十一條 著しく暑熱又は寒冷の場所における業務、多量の高熱物體、低温物體又は有害物を取り扱う業務、有害放射線にさらされる業務、ガス、蒸氣又は粉じんを發散し衛生上有害な場所における業務、病原體によつて汚染のおそれ著しい業務、その他衛生上有害な業務においてはその作業に従事する労働者に使用させるために防護衣保護眼鏡呼吸用保護具等適當な保護具を備えなければならぬ。

第八十二條 皮膚に障害を與えるものを取り扱う業

務、皮膚から吸收され又は侵入して中毒又は感染を起すおそれある業務においてはその作業に従事する労働者に使用させるために塗布濟、不侵透性の作業衣、手袋、履物等適當な保護具を備えなければならぬ。

第八十三條 強烈な騒音を發する場所における業務においてはその作業に従事する労働者に使用させるために耳せんその他の保護具を備えなければならぬ。

第八十三條の二 前三條による備えつけるべき保護具の中、労働大臣が規格を定めるものについて、は、その規格につき檢定をうけたものでなければならぬ。

第八十四條 第八十一條乃至第八十三條に規定する保護具は同時に就業する労働者の人數と同數以上を備え常時有效且つ清潔に保持しなければならぬ。

第八十五條 第十條乃至第十二條に規定する作業に従事する労働者は就業中保護具を使用しなければならぬ。

第八十六條 保護具又は器具の使用によつて労働者に疾病感染のおそれある場合には各人専用のものを備え又は疾病感染を豫防する措置を講じなければならない。

第八十七條 織機のひがひ通しのために緒を吸い出す必要あるものについては緒引出具を備えなければならない。

第三章 高 氣 壓

第八十八條 ゲージ壓力一キログラム平方センチメートル以上の高氣壓下において労働者を就業させる場合には左の各號によらなければならない。

- 一 醫師の診断書により就業に適すると認められた者でなければ就業させないこと
- 二 高氣壓室内においては一日について二回を超えて作業させないこと
- 三 加壓及び減壓を徐々に行ふこと
- 四 高氣壓室内における一回の作業時間加熱（及び減壓の時間を除く）作業間の休息時間及び減壓時間

は左表によること

ゲージ壓力 キログラム 平方センチメートル	一回の作業時間	休息時間	減壓時間
一、二以下	四時間以内	三十分以上	壓力の二分の一までは毎分〇、三キログラムの割合で減壓し、残りは左の割合で減壓すること
一、八以下	三時間以内	一時間以上	減壓すること
二、三以下	二時間以内	二時間以上	減壓すること
二、六以下	一時間三十分以内	三時間以上	減壓すること
三、〇以下	一時間以内	四時間以上	減壓すること
三、三以下	四十五分以内	五時間以上	減壓すること
三、三を超え る場合	三十五分以内	六時間以上	減壓すること

- 五 高氣壓室の氣積は一人について六立方メートル以上とすること
- 六 高氣壓室内には一人について毎時間四十五立方メートル以上の割合で新鮮な空氣を送給すること
- 七 高氣壓室内において爆破を行つた場合には室内の空氣が爆發前の状態に復するまでは入室させないこと

八 外部と連絡するために電話等の設備を設けること

九 高氣壓室内には壓縮酸素管その他酸素發生器を有する救助器を備えること

十 高氣壓室内のとびらの開閉は十分な經驗を有する者に行わせること

第八十九條 前條に規定する高氣壓下における作業に使用する施設、器具等の重要な部分については毎週一回以上精密な點檢を行わなければならない。

第九十條 ゲージ壓力三キログラム平方センチメートルを超える高氣壓下においては十分な經驗を有する醫師の指揮監督の下に作業を行わせなければならない。

第九十一條 都道府縣労働基準局長は高氣壓下における業務について必要であると認める場合には使用者に對して左の事項を命ずることができる。

- 一 再壓治療室を設けその取扱について充分な知識を有する係員を置くこと
- 二 高氣壓下における作業による疾病治療のために十分な經驗を有する醫師を置くこと

第九十二條 労働者は第十七條第八號又は第九號に規定する設備をみだりに取り外し又はその效力を失わせてはならない。

第四章 氣 積、換 氣

第九十三條 屋内において、労働者を常時就業させる場合には、その氣積及び換氣は、左の各號によらなければならない。

- 一 氣積は、床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、一人について十立方メートル以上とすること。
 - 二 直接外氣に向つて開放され得る窓を設け、その面積は、床面積の十六分の一以上とすること。但し、換氣量が一人について毎時三十立方メートルを超える場合には、この限りでない。
 - 三 氣温攝氏十度以下の場合には、換氣に際し労働者が毎秒一メートル以上の氣流にさらされてはならない。
- 第九十四條 坑内作業においては衛生上必要な分量の空氣を坑内に送給するために通送施設を設けなければならない。

ればならない。
前項の場合においては毎月一回以上通気量を測定しその結果を記録しなければならない。

第五章 採光、照明

第九十五條 労働者を常時就業させる場所の作業面の照度は、左の基準によらなければならない。伯し、感光材料を取扱う作業場及び坑内等特殊の場合はこの限りでない。

精密な作業 百ルクス以上

普通の作業 五十ルクス以上

粗な作業 二十ルクス以上

第九十六條 採光と照明は明暗の對象を著しくないようにし且つ労働者にまぶしさを起させない方法で行わなければならない。

第六章 気温、湿度

第九十七條 著しく暑熱寒冷、又は多湿の屋内作業場においては月二回以上気温又は湿度を測定し、その結果を記録しなければならない。

第七章 休 養

第二百四條 事業場には労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めなければならない。

第二百五條 坑内等特殊の事由ある場合を除き著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害のガス、蒸気又は粉じんを發散する作業場その他衛生上有害な作業場にあつては作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

第二百六條 持續的立業に従事する労働者ではつて就業中しばしば坐し得る機會のある場合には當該労働者が利用し得る椅子を備えなければならない。

第二百七條 夜間労働者に睡眠を興える必要のある場合又は労働者が就業の途中に假眠し得る機會のある場合には當該事業場に適當な睡眠又は假眠の場所を設けなければならない。

前項の場所には寢具、蚊帳その他必要な用品を備え且つ疾病感染を豫防する措置を講じなければならない。

第二百八條 多量の發汗を伴う作業場においては労働

第九十八條 前條に規定する作業場で労働者に衛生上有害のおそれある場合には暖房、通風等適當な湿度調節の措置を講じなければならない。

第九十九條 作業場内に多量の熱を放散する溶融爐等のある場合には加熱された空気を直接屋外に排出し又はその放射するふく射線から労働者を保護する措置を講じなければならない。

第二百條 加熱された爐、汽罐等の修理に際しては適當に冷却した後でなければ労働者をその内部に入らせてはならない。

第二百一條 作業の性質上給濕を行う場合には衛生上有害とならぬ限度にこれを行い且つ噴霧には清淨な水を用いなければならない。

第二百二條 坑内において気温攝氏二十八度を超え又は超えるおそれある場所については月二回以上気温を測定しその結果を記録しなければならない。

第二百三條 坑内作業場における気温は攝氏三十七度以下としなければならない。この場合には第七條但書の規定を準用する。

者に興えるために鹽及び飲料水を備えなければならない。

第二百九條 常時五十人以上又は女子三十人以上の労働者を使用する事業場においては労働者がが床し得る休養室又は休養所を男女用に區別して設けなければならない。

第八章 清 潔

第二百十條 事業場にはその清潔を保つために必要な掃除用具を備えなければならない。

第二百十一條 事業場においては年二回有效大掃除を行わなければならない。

第二百十二條 労働者は事業場内の清潔に注意し、廢棄物を定められた場所以外に棄てないように努めなければならない。

第二百十三條 事業場には適當な場所にたんつばを備えつけなければならない。

第二百十四條 有害物、腐敗し易いもの又は惡臭のあるものによつて汚染のおそれある場所の床及び周壁はしばしば洗じようしなければならない。

第二百十四條 前條に規定する場所及び水その他の液体を多量に使用するために湿潤のおそれある作業場の周壁及び床面は不透透性の材料を以て塗装し床は排水に便利な構造とすること。

第二百十五條 汚物は一定の場所において露出しないように處置しなければならない。

病原體によつて汚染のおそれある床、周壁、容器等はしばしば消毒しなければならない。

第二百十六條 身體又は被服を汚染するおそれある作業場においては適當な洗面所、うがいの設備、更衣所又は洗じよりの設備を設けなければならない。著しく身體を汚染する作業場について都道府縣労働基準局長が必要であると認める場合は使用者に對して入浴の施設の設置を命ずることができる。

前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない。

第二百十七條 被服が著しく湿潤する作業場においては被服を乾かす設備を設けなければならない。

第二百十八條 私設の水源を使用する場合には水質検査を行い且つ有害物、汚水等によつて汚染のおそれ

ある場合にはこれを防止する措置を講じなければならない。

第二百十九條 事業場には左の各號によつて便所を設け之を清潔に保たなければならない。

一 男女用に區別しなるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること

二 便所の數は同時に就業する労働者が百人以下の場合には二十人について一個、百人を超える場合には三十人について一個の割合とし、男子用小便

所は男子用便所數の三分の二とすること

但し、坑内等特殊の事由ある場合には適當數の便所又は便用器を備えればよい。

三 床及び腰板はなるべく木侵透性の材料を以て塗裝すること

四 便池は汚物が上中にしん透しない構造とし汚物は適當にこれを汲取る

第九章 食堂及炊事場

第二百二十條 第三十四條に規定する作業場においては作業場外に適當な食事の場所を設けなければならない

ない。但し、労働者が事業場内において食事をしない場合にはこの限りでない。

労働者は前項の食事の場所以外で食事をしてはならない。

第二百二十一條 事業場の食堂又は炊事場は左の各號によらなければならない。

一 食堂と炊事場とは區別して設け採光と採氣が充分であつて掃除に便利な構造にすること

二 食堂の床面積は食事の際の一人について一平方メートル以上とすること

三 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること

四 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること

五 食器、食品材料、調味料等の保存の設備を設けること

六 はえ及び鼠を防ぐ設備を設けること

七 飲用及び洗じよりのために清淨な水を十分に備えること

八 炊事場の床は上のままとせず、洗じよう及び排水に便利な構造とすること

九 汚水及び廢物は炊事場外において露出しないように處置し衛生上有害とならないようにすること

十 炊事従業員専用の便所を設けること

十一 炊事従業員には炊事に不適當な疾病にかかつている者を従させないこと

十二 炊事従業員には炊事専用の清潔な作業衣を使用させること

十三 炊事場には炊事従業員以外の者をみだりに出入させないこと

十四 炊事場には炊事場専用の廢物を備え土足のまま立ち入らせないこと

第二百二十二條 事業場において労働者に對して一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には榮養士を置くようにしなければならない。

榮養士は食品材料の調査、選擇、こん立の作成、榮養價の算定、廢棄量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理者及び炊事従業員と協力して行わなければならない。

第十章 救急用具

第二百二十三條 事業場には負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備えその設置場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。
救急用具及び材料はこれを常時清潔に保たなければならない。

第二百二十四條 救急用具及び材料は少くとも左の品目を備えなければならない。

- 一 ほうり帯材料、ピンセット及びより度チンキ等の消毒薬
- 二 高熱物體を取り扱う作業場その他火傷のおそれある作業場には油類その他の火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれある作業場には止血帶、副木、興奮劑等

第十一章 雜 則

第二百二十五條 やむを得ない事由によつて、この編に定める基準により難い場合には様式第二十號によつて所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請することができる。

所轄労働基準監督署長は前項の事由を認定した場合

る汽罐又は特殊汽罐には、これを適用しない。

- 一 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸汽罐で、罐胴の内徑三百ミリメートル以下長さ六百ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積一平方メートル以下のもの
- 二 傳熱面積三、五平方メートル以下の蒸氣罐で、大氣に開放した蒸汽罐（内徑二十五ミリメートル以上）又は水頭壓五メートル以下の立管（内徑二十五ミリメートル以上）を有するもの
- 三 水頭壓十メートル以下の温水罐で火格子面積五平方メートル以下、傳熱面積八平方メートル以下のもの
- 四 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸罐又は蒸發器で罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のもの、又は内容積〇、二立方メートル以下のもの
- 五 炊事用高壓釜
- 六 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第二百二十八條 この命令で制限壓力とは、汽罐又は特殊汽罐の構造上可能な、最高使用ゲージ壓力をいふ。

この命令で傳熱面積とは、片面が燃焼ガスに觸れ他の面が水は觸れる部分の面を燃焼ガスの側で測つた

には一定の期間を定めて適用の除外を許可することができる。

第四編 特別安全基準

第一章 汽罐及び特殊汽罐

第一節 總 則

第二百二十六條 この命令で汽罐とは、第一號及び第二號に該當するものをいい、特殊汽罐とは第三號乃至第五號に該當するものをいう。

- 一 密閉した容器で専ら大氣壓より高い壓力の蒸氣を發生する蒸氣罐
- 二 密閉した容器で、その罐水の溫度を上昇させて容器外に給湯する温水罐
- 三 密閉した容器で蒸氣を發生し、又は蒸氣を受け入れて品物を熱する蒸罐
- 四 密閉した容器で、大氣壓より高い壓力の蒸氣を發生する蒸發器
- 五 密閉した容器で、蒸氣を蓄積する蓄熱器

第二百二十七條 この命令は、左の各號の一に該當す

面積をいう。但し、左の各號の場合には、それぞれ

- 一 水管式汽罐の場合には、胴の面を除いた面積
- 二 水管がベレーブロック等の被覆物を有する場合は、被覆物の燃焼ガスに觸れる面積
- 三 ヒレ代水管の部分は、管及びヒレの燃焼ガスに觸れる面をヒレを含む面に投影した面積
- 四 被覆水管の一部、若しくは全周が爐壁にうめ込まれた場合は、水管自身の面積
- 五 電氣汽罐については、左式によつて計算した面積を傳熱面積とみなす

$$H=0.05KW$$

Hは相當傳熱面積（平方メートル）

Kは電力最大設備容量（キロワット時）

この命令で火格子面積とは、汽罐の燃料燃焼を目的とする火格子の有効面積をいう。

第二百二十九條 汽罐又は特殊汽罐の壓力を受ける部分を溶接する場合は、この命令に定める溶接に關する規定によらなければならない。但し、溶接の部分が引張應力、曲げ應力又は剪斷應力を生じない場合は、この限りでない。

第二百三十條 汽罐又は特殊汽罐について、罐體検査を受けようとする者は、様式第二十一號による申請書に様式第二十二號甲、乙、丙による汽罐又は特殊汽罐明細書を添え所轄都道府縣労働基準局長に提出

しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、罐體検査に合格した汽罐又は特殊汽罐に様式第二十三號による刻印を押し、且つ、汽罐又は特殊汽罐明細書に様式第二十四號による罐體検査済の印を押し、これを交付する。前項の汽罐又は特殊汽罐明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を検査を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第二百三十一條 水管式汽罐、鑄鐵製汽罐等の組立式の汽罐にあつては第二百三十七條による設置の認可を受けた後、罐體検査を受けることができる。

第二百三十二條 罐體検査は、汽罐又は特殊汽罐明細書に記載してある事項について、これを行う。

第二百三十三條 汽罐又は特殊汽罐の罐體検査を受けようとする者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 罐體を検査しやすい位置に置くこと
- 二 主要部分の塗料その他附着物を取り除くこと
- 三 水壓試験の準備をすること
- 四 附屬品を取り揃えておくこと

第二百三十四條 汽罐又は特殊汽罐の溶接について

は、溶接検査を受けなければならない。溶接検査を受けようとする者は、様式第二十五號による申請書に様式第二十六號による汽罐、特殊汽罐又は附屬装置明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、溶接検査に合格した汽罐特殊汽罐又は附屬装置に様式第二十三號による刻印を押し、溶接明細書に様式第二十四號による溶接検査済の印を押し、これを交付する。

前項の溶接明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を、検査を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第二百三十五條 溶接検査は、溶接明細書に記載してある事項について、これを行う。

第二百三十六條 溶接による汽罐、特殊汽罐又は附屬装置は、溶接検査に合格したものでなければ、罐體検査を受けることができない。

第二百三十七條 汽罐又は特殊汽罐を設置しようとする者は、様式第二十七號による認可申請書に汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄（移動式汽罐にありては、その主たる作業事務所所在地）労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十八條 罐體検査を受けた後一年以上経過した汽罐又は特殊汽罐を設置しようとするときは、所轄労働基準監督署長の性能検査を受けなければならない。

前項の性能検査を受けようとする者は、有効期間の満了する前に様式第二十八號による申請書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十九條 汽罐には汽罐取扱主任者を選任しなければならない。

前項の汽罐取扱主任者を選任したときは、様式第二十九號により所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、汽罐取扱主任者がその職務を行うことが不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第二百四十條 汽罐取扱主任者は、左の各號の一に該当する者でなければならない。但し、第三百十條の但書の汽罐については、この限りでない。

- 一 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル以上、又は制限圧力二十キログラム毎平方センチメートル以上のものでは、特級汽罐士
- 二 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル未満、二十五平方メートル以上、又は制限圧力七キログラム毎平方センチメートル以上のものでは、特級汽罐士又は一級汽罐士
- 三 前二號以外のものでは、特級汽罐士、一級汽罐士又は二級汽罐士

第二百四十一條 汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成汽罐ときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した汽罐又は特殊汽罐について様式第三十一號による汽罐検査證を交付する。

労働基準監督署長は、移動式汽罐その他の汽罐又は

特殊汽罐で、落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して汽罐検査證を交代することができる。

汽罐又は特殊汽罐は汽罐検査證の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

汽罐検査證を失い又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第二百四十二條 汽罐又は特殊汽罐の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは、承継者は十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し、汽罐検査證の書換えを受けなければならない。

第二百四十三條 汽罐又は特殊汽罐の据付工事を業とする者は、豫め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けなければならない。

前項の汽罐又は特殊汽罐据付工事者は、様式第三十二號による認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

都道府県労働基準局長は、据付工事の作業主任者に關する技能を審査し、差し支えがないと認めるとき

休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

汽罐又は特殊汽罐の使用休止中性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければこれを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは、様式第三十五號により所轄労働基準監督署長に申請しなければならない。

汽罐又は特殊汽罐の使用を廢止しようとするときは、汽罐検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第二百四十七條 労働基準監督官は、汽罐又は特殊汽罐の検査に必要があると認める場合には、左の事項を検査申請者に命ずることができる。

一 汽罐又は特殊汽罐の被覆の全部又は一部を取り除くこと

二 汽罐又は特殊汽罐を移動すること

三 管又はびょうを拔出し若しくは孔をあけ試験をすること

四 水壓試験をすること

は、様式第三十二號による認可書を交付する。

都道府県労働基準局長は、前項の作業主任者に汽罐又は特殊汽罐の据付工事を行わせることが不適當であると認めるときは、その認可を取り消すことができる。

第二百四十四條 左の各號の一に該當する部分を變更（修繕を含む。）しようとするときは、認可申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 汽罐又は特殊汽罐の罐胴、爐筒、火室、鏡板、天井板、管板又は控

二 燃焼装置

三 汽罐又は特殊汽罐の据付基礎

四 制限壓力又は水頭壓

第二百四十五條 前條の變更工事が落成したときは、

様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければこれを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百四十六條 汽罐又は特殊汽罐の使用を一年以上

五 鋼鐵製汽罐の解體をすること

六 使用材料の試験成績書を提出すること

七 準備検査の結果報告を提出すること

八 その他必要と認める事項

検査申請者又は汽罐取扱主任者は、前項の検査に立ち合わなければならない。

第二節 汽罐又は特殊汽罐の條件

第一款 總 則

第二百四十八條 汽罐は、告示で別に定める構造上の要件を具備したものでなければならない。但し、特殊な用途に使用する等の汽罐又は特殊汽罐で、都道府県労働基準局長が差し支えないと認められたものは、この限りでない。

第二百四十九條 鑄鐵製汽罐は、制限壓力〇・七キログラム毎平方センチメートル以下で使用する組合せ式でなければならない。

鑄鐵製温水罐は、制限壓力三キログラム毎平方センチメートル（水頭壓三十メートル）以下で使用するものでなければならない。

第二款 鋼板製汽罐及び鋼鑄製温水罐の附

屬設備

第二百五十條 蒸氣罐には、二箇以上の安全弁を備え内部の壓力が制限壓力以上パーセントを、超えない措置を講じなければならない。但し、傳熱面積五十平方メートル以上の蒸氣罐又は温水罐では、一箇とすることができる。

第二百五十一條 安全弁は、その徑三十八ミリメートル未満のものをバネ式としてはならない。但し、ポンプ式安全弁その他機能の確實なものは、この限りでない。安全弁の弁に加わる全壓力が六百キログラムを超える場合には、これをテコ式としてはいはならない。

第二百五十二條 安全弁は、容易に検査できる箇所に弁軸を垂直にして罐體に直接取り付けなければならない。

第二百五十三條 安全弁は、制限壓力を超えることその四パーセント、又は〇・五キログラム毎平方センチメートル以内で作用し始めなければならない。壓力の上昇に伴つて、階段的に作用するように調整した數個の安全弁を備えた場合には、前項の規定は

最初に作用する安全弁に限り、これを適用する。

第二百五十四條 安全弁の徑の合計面積は、左に掲げるそれぞれの式の値以上でなければならない。但し電氣汽罐で、壓力が制限力を超えたとき、自動的に電流を断する装置を備えたものは、その五十パーセントとすることができる。

一 制限壓力が一キログラム毎平方センチメートルを超える場合

$$F = \frac{225E}{P+1}$$

Fは、安全弁の合計面積（平方ミリメートル）

Pは、制限壓力（キログラム毎平方センチメートル）

Eは、蒸氣罐の最大蒸發量（キログラム毎時）

$$E = a \cdot H$$

aは、傳熱面積一平方メートル當りの最大蒸發量（キログラム毎時）最小を三十とする

第二百五十六條 安全弁の徑は、第二百五十四條の規定にかかわらず、二十五ミリメートル以上のもの

なければならない。但し、制限壓力五キログラム毎平方センチメートル以下の蒸氣罐で、罐胴の内徑五百ミリメートル以下、罐胴の長さ千ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積二平方メートル以下のものでは、十九ミリメートル以上とすることができる。

第二百五十七條 二箇以上の安全弁を、共通の弁臺に設けるときは、弁臺の有効面積を、安全弁の合計面積以上としなければならない。

第二百五十八條 温水罐には、逸水管又は水逃し弁を備えなければならない。

前項の逸水管は、凍結しないために保温その他の措置を講じなければならない。

第二百五十九條 逸水管の大きさは左の基準とし且つ管に弁又はコックを取り付けてはならない。

傳熱面積

逸水管管徑
十平方メートル未満 二十五ミリメートル以上
十平方メートル以上十五平方メートル未満 三十ミリメートル以上

Hは、傳熱面積（平方メートル）

二 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下で、火格子面積〇、三七平方メートルを超える場合

$$D = 27.3G + 15$$

Dは、安全弁の徑（ミリメートル）

Gは、火格子面積（平方メートル）で、ガス又は液體燃料を使用する場合には、その代りに石炭を使用する場合の火格子面積とし、二重火格子下向通風罐の場合には、上部の火格子面積に、下部の火格子面積の八分の一を加えたものとする。

三 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下で、火格子面積〇、三七平方メートル以下の場合

$$D = 68G$$

第二百五十五條 機能の明らかな安全弁であつて、蒸氣壓力が最大蒸發を繼續する場合に、制限壓力の十パーセント以上上昇させない機能を有するものは、前條の規定は、これを適用しない。

十五平方メートル以上二十平方メートル未満

四十ミリメートル以上

二十平方メートル以上

五十ミリメートル以上

第二百六十條 水逃し弁は、制限圧力を超える場合に、直ちに作用するものでなければならぬ。水逃し弁の径は、十二ミリメートル以上五十ミリメートル以下とし、左の算式による。

一 火格子面積が一・二平方メートル以下の場合

$$D=17G+10.2$$

Dは、水逃し弁の径（ミリメートル）

Gは、第二百五十四條第二號による

二 火格子面積が一・二平方メートルを超える場合

$$D=8G+23$$

第二百六十一條 蒸氣罐には（制限圧力の一、五倍乃至三倍の目盛を有する壓力計を取り付け、且つ、制限壓力の目盛には適當な標示をしなければならぬ。壓力計の目盛盤の径は、百ミリメートル以上のものでなければならぬ。

第二百六十二條 壓力計は、その内部が凍結し、又は攝氏八十度以上に上昇しない措置を講じなければならぬ。

ガラス水面計は、そのガラス管の最下部が安全低水面を指示する位置に取り付けなければならない。

ガラス水面計は、常時基準とする水面の位置を標示しなければならない。

安全低水面とは、蒸氣罐の使用維持しなければならない最低の水面をいう。

第二百六十七條 試しコックは、その最下位のものを、安全低水面の位置に、取り付けなければならない。

第二百六十八條 蒸氣罐には、小室の最下部に直接する吹出管を備え、且つこれに吹出弁又は吹出コックを備えなければならない。

制限壓力十キログラム毎平方センチメートル以上の掘付蒸氣罐には、直列に二箇以上の吹出弁を備え、又は吹出弁と吹出コックとを併用しなければならない。

吹出弁又は吹出コックは、見易く、且つ取扱の容易な位置に取り付けなければならない。

第二百六十九條 前條の吹出管の径は、二十五ミリメートル以上七十ミリメートル以下でなければならない。

らぬ。

第二百六十三條 壓力計のコックは、連絡管の垂直な部分に取り付け、且つそのハンドルは、管軸と同一方向に置いた場合に開くものでなければならない。

第二百六十四條 温水罐には、罐體又は温水の出口附近に、制限壓力の一、五倍以内の目盛を有する水高計又は第二百六十一條に規定する壓力計を備えなければならない。

温水罐には、水高計と同時に見ることで位置に、罐水の温度を表示する温度計を備えなければならない。

第二百六十五條 蒸氣罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但し、罐胴の内徑七百五十ミリメートル未満のものには、その一箇は、ガラス水面計でない水面測定装置とすることができ

第二百六十六條 ガラス水面計は、ガラス管の内徑が十ミリメートル以上、又はこれに相當する斷面積を有するもので、且つ隨時その機能を點檢することのできる構造でなければならない。

い。但し、罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積十平方メートル以下のものでは、二十ミリメートル以上とすることができ

第二百七十條 吹出弁は、直流形の構造とし、蒸氣罐の制限壓力に、その二十五パーセントを加えた壓力に、耐えるものでなければならない。

第二百七十一條 吹出管は、蒸氣罐毎にこれを設け、且つその吹出管の開口部は、熱湯による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

第二百七十二條 蒸氣罐には、隨時單獨に、最大蒸發量以上を給水することのできる二箇以上の給水装置を備えなければならない。但し、第一の給水装置が二箇以上の給水ポンプを結合したものには、第二の給水装置の給水能力は蒸氣罐の最大蒸發量の二十五パーセント以上で、且つ第一の給水装置中の最大の給水ポンプと同等のものにすることができる。

火格子面積〇・六平方メートル又は傳熱面積十二平方メートル以下の蒸氣罐には、前項の規定にかかわらず、給水装置を一箇とすることができる。

制限壓力が二五キログラム毎平方センチメートル以上の蒸氣罐には、第一項の第一の給水装置及び前項の給水装置は、動力によつて運轉する給水ポンプ又はインゼクターでなければならぬ。

第二百七十三條 蒸氣罐の制限壓力より二十パーセント以上高い水壓力、又は蒸氣罐の制限壓力により一キログラム毎平方センチメートル以上高い壓力で給水することのできる水源は、前條の規定にかかわらず、これを給水装置とすることができる。

第二百七十四條 近接した二以上の蒸氣罐を結合して使用する場合には、給水装置に關する規定の適用については、これらの蒸氣罐を一蒸氣罐とみなす。

第二百七十五條 給水装置の給水管には、蒸氣罐に近接した位置に給水弁及び逆上弁を備えなければならぬ。但し、制限壓力が一キログラム毎平方センチメートル未満のものには、逆上弁を省略することができる。

第二百七十六條 給水弁の徑は、傳熱面積が十平方メートル以下のものには、十五ミリメートル以上、十平方メートルを超えるものには、二十ミリメートル

以上としなければならない。

第二百七十七條 燃焼ガスに觸れる給水管、吹出管又は水面測定装置の通水管は、耐熱材料で防護しなければならない。

第二百七十八條 煙道には、風戸を設け且つその操作装置は、取扱の容易な位置に設けなければならない。

第二百七十九條 微粉炭燃焼装置には、爆發燃焼による危害を防止するため、適當な箇所に、爆發戸を設けなければならない。

第二百八十條 蒸氣罐の据付に用いる支えは、蒸氣罐の膨脹を妨げないように、取り付けなければならない。

第三款 鑄鐵製蒸氣罐及び鑄鐵製温水罐の附屬設備

第二百八十一條 管又はコイル内の蒸氣を熱源とする温水そうは、その蒸氣壓に温水そうの制限壓力以下とし、且つ徑二十五ミリメートル以上の水逃し弁を備えなければならない。

第二百八十二條 蒸氣罐若しくは温水罐に直結する蒸

氣罐又は温水管は、これが伸縮によつて罐體を破損しないために、適當に支持しなければならない。

第二百八十三條 水道、その他壓力を有する管から給水するときは、給水管を水返り管の部分に取り付けなければならない。

第二百八十四條 水返り装置は、凍結しないために保温、その他の措置を講じなければならない。

第二百八十五條 温水罐と温水そうとの間は、弁又はコックを設けない管で連結しなければならない。

第二百八十六條 蒸氣罐には、一箇以上の安全弁を備えなければならない。但し、制限壓力より〇・三キログラム毎平方センチメートル以上壓力を、上昇させない安全装置があるときは、この限りでない。

第二百八十七條 安全弁は、第二百五十四條によりこれを算定し、その徑は十九ミリメートル以上、百十五ミリメートル以下としなければならない。

第二百八十八條 蒸氣罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但し、その一箇は、ガラス水面計でない水壓測定装置とすることができる。

第二百八十九條 吹出管の徑は、二十三ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十四條乃至第二百五十七條乃至第二百六十八條第一項及び第三項並びに第二百七十條乃至第二百七十八條の規定は、本款の附屬設備にこれを準用する。

第四款 特殊汽罐の附屬設備

第二百九十一條 特殊汽罐には、一箇以上の安全弁又は、適當な装置を備えて、内部の壓力が制限壓力以上十パーセントを超えない措置を講じなければならない。

第二百九十二條 安全弁は罐體と壓力源との間に設けなければならない。但し直火藥罐の安全弁は、罐體に直接取り付けなければならない。

前項の場合には、罐體と安全弁を取付ける部分との間に止め弁を設けてはならない。

第二百九十三條 安全弁は、蒸氣導入管總面積の一・二五倍以上の面積を有するものでなければならない。

オートクレーブに取付ける安全弁の有効面積は左の算式による。

$$W = 230 a P \sqrt{\frac{M}{T}}$$

Wは一時間に吹出す量(キログラム)(取

入れ又は発生する最大量)

aは有効面積(平方センチメートル)

高揚弁の場合 0.785d² dは喉部の径(セン

チメートル)

低揚弁の場合 2.221L dは弁座の径(セン

チメートル)

Lは弁の揚程(セン

チメートル)

Pは容器内の氣體の絶対壓力(キログラム毎平方

センチメートル)

Tは容器内の氣體の絶対溫度

Mは吹出す氣體の分子量

第二百九十四條 特殊汽罐の壓力計は、第二百六十一條第一項の規定によるの外、その目盛盤の径は、七十五ミリメートル以上のものでなければならぬ。

らぬ。

第三百條 汽罐室には、二以上の出入口を設けなければならぬ。但し、避難に支障がないときは、この限りでない。

第三百一條 汽罐の据付位置は、左の各號によらなければならぬ。

一 汽罐の外側と天井又は屋根裏との間には、一、二メートル以上の距離を保有させること 但し、安全弁、その他の装置の検査及び取扱に支障がないときは、この限りでない

二 罐體を露出した汽罐又は立型汽罐にあつては、前號の外、その外側と壁との間に四百五十ミリメートル以上の距離を保有させること 但し、罐胴の内径五百ミリメートル以下で長さ千ミリメートル以下のものにあつては、三百ミリメートルまで短縮することができる。

第三百二條 露出した汽罐の外側、又は金屬製煙突若しくは煙突出口から百二十ミリメートル以内にある可燃性の材料は、金屬以外の不燃性の材料で適當に被覆しなければならない。

オートクレーブ、その他の特殊汽罐で、内部の壓力が急激に上昇するおそれのあるものでは、壓力計の外に溫度計を備えなければならない。

第二百九十五條 特殊汽罐の吹出管の径は、二十ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十六條 横置型汽罐では、罐胴の長手接手は、罐胴の最低部から左右二十度以内の範圍に配置してはならない。

第二百九十七條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十五條乃至第二百五十七條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十六條、第二百六十八條及び第二百七十條乃至第二百七十七條の規定は、本款の附屬設備に、これを準用する。

第三節 汽罐室

第二百九十八條 汽罐は、専用の建物又は適當に區劃した場所に、設置しなければならない。但し作業上やむを得ない場合、又は移動式汽罐については、この限りでない。

第二百九十九條 二以上の汽罐を設置する汽罐室にあつては、蒸氣及び給水の配管圖を掲示しなければならない。

汽罐室又は汽罐設置場所に、燃料を貯藏する場合には、汽罐の外側から千二百ミリメートル以上の距離を保たせねばならない。但し、防火のため適當な障壁を設ける場合はこの限りでない。

第四節 管 理

第三百三條 使用者は、左の各號の事項に行わなければならない。

一 汽罐検査證並びに汽罐取扱主任者の資格及び氏名を汽罐室、その他汽罐設置場所内の見易い個所に掲示すること 但し、移動式汽罐では、汽罐取扱主任者に、これを携帯させること

二 汽罐室、その他氣壓の設置場所には、係員の外濫りに立入ることを禁止し、その旨見易い箇所に掲示すること

三 汽罐取扱主任者から、汽罐の構造又は設備の缺陷について、報告をうけたときは、直ちに危害防止について必要な措置をすること

第三百四條 汽罐取扱主任者は、左の事項を行わなければならない。

一 水面測定装置は、一日に一回以上その機能を檢

査すること

- 二 罐水の汚濁に注意し、適宜排水を行うこと
- 三 給水装置の機能を保持するため、常に注意すること

四 安全弁の機能を保持するため、常に注意すること

五 汽罐検査證に記載してある制限壓力を超えて、蒸氣壓を上昇させないこと

六 汽罐室は、常に整理整頓すること

七 危害豫防に注意し、異状を認めるときは、直ちに適當な措置をすること

第三百五條 汽罐室には、水面計のガラス管、バッキンク、その他必要な豫備品及び修繕用工具類を備えなければならぬ。

第三百六條 れんがの龜裂、續體とれんが積との關係、水管式汽罐のそらせ壁及びその他炎に對して防護すべき部分の損傷は、直ちにこれを修繕しなければならぬ。

第三百七條 點火するには、豫め風戸の調子を點檢し、且つこれを開放のまま行わなければならぬ。

第三百八條 一人で同時に一罐以上の吹出を行つてはならぬ。

吹出作業に従事する労働者は、その間他の作業に従事してはならぬ。

第三百九條 掃除等のため、罐内に潜入する場合に、換氣の措置を講じ、且つ蒸氣壓を有する汽罐との管連絡を確實にしゃ斷しなければならぬ。

第五節 汽罐士

第三百十條 〇四十四條第一項第一號の業務に就く者は、汽罐士免許を受けた者（汽罐士）でなければならぬ。但し、左に掲げる汽罐又は特殊汽罐については、この限りでない。

- 一 制限壓力四キログラム毎平方センチメートル以下の汽罐で、罐胴の内徑七百五十ミリメートル以下であつて、長さ三百ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積三平方メートル以下のもの
- 二 水頭壓二十メートル以下の温水罐で、火格子面積一平方メートル以下のもの又は傳熱面積十四平方メートル以下のもの

第三百十一條 都道府縣労働基準局長は、汽罐士試験

に合格した者に、様式第三十六號による特級汽罐士免許證、一級汽罐士免許證又は二級汽罐士免許證を交付する。

第三百十二條 左の各號の一に該當する者は、汽罐士試験を受けることができない。

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、汽罐の取扱に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し六箇月を経過しない者
- 三 汽罐士免許の取消を受けた後一年を経過しない者

第三百十三條 特級汽罐士又は一級汽罐士試験は、前條の規定によるの外左の各號に該當する者でなければ、受験することはできない。

一 特級汽罐士

- (イ) 一級汽罐士の免許を受けた後、五年以上汽罐取扱の経験がある者又は三年以上汽罐取扱主任者の経験がある者
- (ロ) 舊専門學校令による學校、又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを

卒業した者で一年以上汽罐取扱の経験がある者

(イ) 前號と同等以上の學識経験があると認められた者

二 一級汽罐士

(イ) 二級汽罐士の免許を受けた後、三年以上汽罐取扱の経験がある者又は二部以上汽罐取扱主任者の経験がある者

(ロ) 舊中等學校令による學校又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを卒業した者で、一年以上汽罐取扱の経験がある者

(イ) 前號と同等以上の學識試験があると認められた者

第三百十四條 汽罐士試験は、左の各號の科目についてこれを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準によりその必要がないと認められた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 特級汽罐士

- (イ) 汽罐構造（汽罐構造、附屬設備、汽罐材料、汽罐据付法、汽罐設計、工作大意、溶接大意、熱及び蒸氣、蒸氣機關大意）
- (ロ) 汽罐取扱方法（汽罐取扱、汽罐保全、罐水處

理)

(イ) 燃料及び燃焼(燃料、燃焼理論、熱精算、熱管理)

(ロ) 汽罐に関する法令

二 一級汽罐士

(イ) 汽罐構造(汽罐構造、附屬設備、汽罐材料、汽罐据付法、工作大意)

(ロ) 汽罐取扱方法(汽罐取扱、汽罐保全、罐水處理)

(ハ) 燃料及び燃焼(燃料、燃焼理論、熱管理)

(ニ) 汽罐に関する法令(構造規格を除く)

三 二級汽罐士

(イ) 汽罐構造

(ロ) 汽罐取扱方法

(ハ) 燃料及び燃焼

(ニ) 汽罐に関する法令(構造規格を除く)

(ホ) 投炭及び汽罐操作

第三百十五條 汽罐士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第三百十九條 都道府縣労働基準局長は、汽罐溶接士試験に合格した者に、様式第三十九號による特別汽罐溶接士免許證又は普通汽罐溶接士免許證を交付する。

第三百二十條 左の各號の一に該当する者は、汽罐溶接士試験を受けることができない。

一 身體又は精神に缺陷があつて、汽罐溶接作業に不適當であると認められる者

二 不正の方法による申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者

三 汽罐溶接士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

四 溶接作業に関する養成施設で一年以上の訓練を受けない者

特別汽罐溶接士試験は、前項の規定によるの外、普通汽罐溶接士免許を受けた後一年以上溶接の経験ある者でなければ受験することはできない。

第三百二十一條 汽罐溶接士試験は、學科試験及び實技試験によつてこれを行う。但し、都道府縣労働省労働基準局長の示す基準によりその必要がないと認

第三百十六條 都道府縣労働基準局長は、汽罐士が左の各號の一に該当するときは、その者の免許を取り消すことができる。

一 故意又は重大な過失によつて、火災、汽罐の破裂又はこれに準ずる事故を起したとき

二 汽罐取扱主任者である汽罐士が第二百四條の規定に違反したとき

三 汽罐士試験について不正の行爲があつたとき

四 汽罐士免許證を他人に貸與したとき

五 第三百十二條第一號に該当するに至つたとき

前項の處分を受けた者は遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百十七條 汽罐士免許證を失い又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第六節 汽罐溶接士

第三百十八條 第四十四條第一項第二號の業務に就く者は、汽罐溶接士免許を受けた者(汽罐溶接士)でなければならない。

めた者については、學科試験の全部又は一部を免除することができる。

學科試験は、左の各號の科目についてこれを行う。

(イ) 汽罐構造大意、汽罐材料大意

(ロ) 汽弁工作大意、修繕方法

(ハ) 溶接施行方法の概要

(ニ) 溶接棒及び溶接部性質の概要

(ホ) 溶接部検査方法の概要

(ロ) 溶接機取扱方法

(ハ) 溶接に関する安全大意

(イ) 汽罐溶接に関する法令

實技試験は、告示で別に定める汽罐溶接士實技試験規程によつてこれを行う。

第三百二十二條 汽罐溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第三百二十三條 汽罐溶接士免許證の有効期間は一年とする。但し、都道府縣労働基準局長は、引續き接

接業務しようとする者について、有効期間を更新することができる。

前項の有効期間が満了した後、引續き汽罐溶接業務に就こうとする者は、有効期間の満了する前に、様式第四十號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請しなければならない。

第三百二十四條 都道府縣労働基準局長は、汽罐溶接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

一 故意又は重大な過失によつて、火災、又はこれに準ずる事故を起したとき

二 汽罐溶接士試験について不正の行爲があつたとき

三 汽罐溶接士免許證を他人に貸與したとき

四 第八十六條第一項第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百二十五條 汽罐溶接士免許證を失ひ、又は損じたときは、様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第三百二十六條 汽罐溶接士の汽罐溶接の作業範圍は

左の區分によらなければならない。

特別汽罐溶接士

一 厚さ二十五ミリメートルを超える胴（胴に取付品を溶着する場合を含む）、鏡板、ドーム、管寄、その他の主要部分の溶接

二 特殊鋼又は引張強さ五十キログラム毎平方ミリメートルを超える材料の溶接

普通汽罐溶接士

前號以外の溶接

汽罐溶接士は、前項の作業を行うときは、汽罐溶接士免許證に記載する型式以外の溶接機を、使用してはならない。

第二章 揚重機

第一節 總 則

第三百二十七條 この命令で揚重機とは、第一號乃至第四號に該當する起重機又は第五號及び第六號に該當するエレベータをいう。但し、動力を使用しないものについては、この限りでない。

一 卷上能力三トン以上の起重機

二 つかみ能力〇、五トン以上のグラブバケット付起重機

三 支柱又はブームの長さ十メートル以上の起重機

四 卷上能力二トン以上のガイデリック又は定付デリック

五 高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ

六 積さい能力二トン以上の入荷共用又は荷物用のエレベータ

第三百二十八條 揚重機を設置しようとする者は、様式第四十一號による認可申請者に摘要書及び圖面を添え所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百二十九條 認可申請書に添付する摘要書には左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合はこの限りでない。

一 天井走行起重機
(イ) 起重機を据え付ける箇所の建設物の構造及び建設物との關係

(ロ) 起重機の地上よりの高さ、スパン及び走行區域

(ハ) 走行區域内にある施設の概要
(ニ) 機體（運轉臺を含む）の構造、主要寸法及び重量

(ホ) 機體上の歩道及び昇降設備
(ヘ) 卷上、横行及び走行装置並びに原動機の構造、能力、主要寸法、重量及び据付方法

(ト) 卷上用鋼索の構造、徑、及び取付方法
(チ) 制動機の構造及び作用

(リ) 各種安全装置の構造及び作用
(ス) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用

二 ガイデリックイ
(イ) 支柱及びブームの構造、主要寸法及び重量

(ロ) 支柱の基礎
(ハ) ブームの取付方法

(ニ) 控の構造、數、徑、配置及び取付寸法
(ホ) 卷上、旋回及び起伏速度

(ヘ) 卷上用、旋回用及び起伏用鋼索の構造、徑及び取付方法

- (イ) 卷上用及び起伏用ブロックの構造、主要寸法及び重量
- (ロ) 卷上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法、重量及び据付方法
- (ハ) 制動機の構造及び作用
- (ニ) 各種安全装置の構造及び作用
- (ホ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用
- 三 その他の起重機にあつて前二號の摘要書に準ずる
- 四 コンクリート用エレベータ
 - (イ) 昇降塔の高さ及び構造
 - (ロ) 流通の構造、主要寸法、重量及び取付方法
 - (ハ) 控の構造、數、徑、配置及び取付方法
 - (ニ) 流懸垂用ブームを使用するときは、その構造、主要寸法重量及び取付方法
 - (ホ) 卷上用鋼索の構造、徑及び取付方法
 - (ヘ) バケットの構造、主要寸法重量及び取付方法
 - (ト) タワーピットの構造
 - (チ) 昇降塔への昇降設備
 - (リ) 運轉臺の位置

- (イ) 卷上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法重量及び据付方法
- (ロ) 制動機の構造及び作用
- (ハ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用
- 五 その他のエレベータ
 - (イ) 昇降體の構造、主要寸法重量取付方法及び速度
 - (ロ) 昇降路の構造及び設備
 - (ハ) 軌條の構造
 - (ニ) 卷上用及び平衡錘用鋼索の構造、徑、及び取付方法
 - (ホ) 平衡錘の構造、主要寸法及び重量
 - (ヘ) 卷上機及び原動機の種類、能力、位置、構造、主要寸法及び据付方法
 - (ト) 制動機の構造及び作用
 - (チ) 各種安全装置の構造
 - (リ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用
- 第三百三十條 認可申請書に添付する圖面は、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 設置場所の四隣の概要

二 建設物との關係

三 全般を示す平面圖及び正面圖

四 機體及び走行路、支柱及びブーム又は昇降體及び昇降路の構造

五 卷上用及び平衡用鋼索又は控の取付方法

六 卷上機原動機その他の機械の構造及び配置

七 制動器及び各種安全装置の構造

八 電氣配線

九 特殊の装置があるものは、その構造

第三百三十一條 揚重機の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つ、その落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した揚重機について様式第四十二號による揚重機検査證を交付する。

労働基準監督署長は、落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して揚重機検査證を交付することができる。

揚重機は揚重機検査證の交付を受けた後でなければ

ば、これを使用してはならない。

揚重機検査證を失い又は損じたときは、その交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第三百三十二條 揚重機の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは承繼者は、十日以内に、所轄労働基準監督署長に申請し、揚重機検査證の書換を受けなければならない。

第三百三十三條 揚重機の能力に關係する部分を變更（修繕を含む）しようとするときは様式第三十三號による認可申請書に揚重機検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百三十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三百三十五條 揚重機の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

揚重機の使用休止中性能検査の有効期間が満了した

場合には性能検査を受けなければこれを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは様式第十號によつて労働基準監督署長に申請しなければならぬ。

揚重機の使用を廢止しようとするときは、揚重機検査證を労働基準監督署長に返還しなければならぬ。

第三百三十六條 検査申請者は、検査に立會わなければならない。

第二節 構造設備

第三百三十七條 揚重機の主要部分は、鐵材で造らなければならない。但し、巻上能力五トン以下若しくはブームの長さ十二メートル以下の足付デリック又は使用期間六箇月以内であつてコンクリート十切以下高さ十八メートル未満のコンクリート用エレベーターはこの限りでない。

第三百三十八條 揚重機の巻胴又は溝車の徑は、これに使用する巻上鋼索の徑の二十五倍以上としなければならない。但し、人荷共用のエレベーターでは、

四十倍以上、土木建築工専用の揚重機では倍以上としなければならない。

滑車の徑は前項の値を十倍以上としなければならない。

第三百三十九條 揚重機の巻上機には、適當な制動裝置を設けなければならない。

第三百四十條 揚重機には、適當な巻過き防止の安全裝置を設け又はこれに準ずる安全な措置を講じなければならない。

第三百四十一條 鋼索の安全係數は、左に掲げる値以上としなければならない。

- 一 人荷共用のエレベーター 十
- 二 その他の揚重機 六
- 三 控線 四

第三百四十二條 揚重機には、適當な信號方法を定め、又は信號裝置を設けなければならない。

第三百四十三條 揚重機に附屬するボルトキー、ピン等は、脱落による危険を防化するため適當な措置を講じなければならない。

第三百四十四條 揚重機の運轉臺に至る間及びコンク

リート昇降塔、その他労働者が昇降を必要とする部分には、安全且つ堅固なはしご、その他の昇降設備を設けなければならない。

揚重機の掃除、注油、點檢等のため、通行を必要とする箇所には、安全な通行設備を設けなければならない。

第三百四十五條 揚重機のトリ線その他の電氣設備で通行の際感電のおそれのある箇所には、これを防止する適當な設備を設けなければならない。

第三百四十六條 揚重機の運轉臺は、作業に必要な視界を妨げる位置を避けなければならない。但し、作業の性質上やむを得ないものはこの限りでない。

第三百四十七條 起重機の運轉室は、左の事項を具備しなければならない。

- (イ) 安全な運轉に支障のない大きさとすること
- (ロ) 運轉に必要な視界を妨げない構造とすること
- (ハ) 煤煙、粉じん又は寒暑の著しいものでは密閉型とすること
- (ニ) 振動防止の構造とすること
- (ホ) 運轉臺に備え付ける用具は、不意に落下する

危険を防ぐ措置を講ずること

九三〇四十八條 控は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 控線だけで支持する場合は六本以上用い、なるべく等間隔に配置すること
- 二 水平面との角度は、六十度以内とし、やむを得ない場合は、控線の數を増加する等適當な補強方法を講ずること
- 三 タインバックル、ロブシンブル、ロブクリップ等を用いて緊張すること

四 確實な控杭、鐵骨等に堅固に取り付けること

五 動力線、架空線に近接して配置しないこと

第三百四十九條 走行起重機及人荷共用のエレベーターには、適當な緩衝裝置を設けなければならない。

第三百五十條 カイデリックの主要部分の安全係數はブームの使用極限半徑において四以上としなければならない。

第三百五十一條 ブーム付起重機には、主柱の垂直の程度を指示する裝置及びブームを極限半徑を起えて起伏させないための安全指示裝置を備えなければならない。

らない。

第三百五十二條 エレベータの各部の強度計算における動荷重は床面積一平方メートルについて人荷共用のエレベータにあつては三百七十キログラム、荷物の昇降機にあつては百五十キログラム以上としなければならぬ。

第三百五十三條 人荷共用のエレベータには、左の各號の安全装置を設けなければならない。

- 一 巻上用鋼索又は附屬金具が切斷、又は破損した場合に、昇降體の落下を自動的に防止するもの
- 二 昇降體停止の位置を自動的に限定するもの 又は停止の位置を過ぎたときに自動的に制動するもの
- 三 動力しや斷の際、惰性による原動機の回轉を自動的に制動するもの
- 四 昇降體の速度が豫定の限度以上に達したとき動力を自動的にしや斷するもの

第三百五十四條 人荷共用のエレベータの昇降體及び平衡錘は、二以上の鋼索で各條別箇に取り付け、且つ、進路には昇降路の頂上より下底に達する適當な

ガイドを設けなければならない。

第三百五十五條 昇降路は左の事項を具備しなければならない。但し、特殊の構造でやむを得ないものはこの限りでない。

- 一 主要部分は、不燃性の材料で造ること
- 二 周圍に圍を設け圍場の物が昇降體又は平衡錘に觸れるおそれのない構造とすること
- 三 昇降體に通ずる出入口は幅及び高さを昇降體の出入口の幅及び高さと同じくし、且つ、出入口床先と昇降體との間隔を二乃至四センチメートルとする
- 四 出入口には不燃性の材料で造つた戸を設けること
- 五 頂部における溝車その他の装置を支持する構造部は鐵又は鐵筋コンクリート造とすること
- 六 前號の装置の下方には不燃性の材料で構成した床又は間隙四センチメートル以下の格子を設けること
- 七 前號の床又は格子の下端は昇降體が昇降路最上部に停止した際その頂上と一メートル以上の間隙と

を保つ位置にあること

- 八 巻揚機、原動機等を昇降體進路の直下に設けるときはその装置の上方に堅固な床を設けること
- 九 昇降路の下底又は前號の床は昇降體が昇降路最下部に停止した際その出入口床面と一メートル以上の間隙を保つ位置にあること

第三百五十六條 人荷共用のエレベータの昇降體の構造は左の事項を具備しなければならない。

- 一 主要部分は鐵材で造ること
- 二 上屋を設けること
- 三 出入口は二以上設けないこと
- 四 やむを得ない場合の外入口に丈夫な戸を設けること

第三百五十七條 コンクリート用エレベータの昇降塔は、左の事項を具備しなければならない

- 一 昇降塔の高さは、七十メートルを超えないこと
- 二 昇降塔は、高さ十五メートル以内毎に、これを建築物に固定させ又は第三百四十八條に定める方法により控線四本以上を用いて支持すること
- 三 コンクリート流通用ブームは、安全に懸垂すること

こと

- 四 昇降塔の基礎は、不同沈下によるひずみを生じないように堅固にすること
- 五 昇降塔下部の周圍を地盤上一・八メートルの高さまで圍をすること
- 六 バケツは、最上の位置においてみぞ車との間隙が三メートル以上、最下の位置において塔の下端との間隙が三十センチメートル以上保つようにすること

第三百五十八條 コンクリート昇降塔のタワーピットは周圍を堅牢に土留し、且つ運轉中昇降塔内部に入らないで掃除することのできる構造としなければならない。

運轉中又はバケツの懸垂状態にあるときは、昇降塔内部に入つて掃除させてはならない。

第三節 管 理

第三百五十九條 揚重機は一年以内毎に期日を定めて定期検査を行わなければならない。

定期検査は、揚重機の主要部分電氣絶縁、定荷重運轉、及び補助用具等についてこれを行わなければならない

らない。

第三百六十條 揚重機は、毎月一回期日を定めて、月別検査を行わなければならない。但し、不定期に使用する揚重機は、月例検査に代え使用開始の都度必要な検査を行わなければならない。

月例検査は、各部分の摩擦、變形、破損の状態及び鋼索の損耗等についてこれを行わなければならない。

第三百六十一條 補助具の検査は、左の事項についてこれを行わなければならない。

一 玉掛用鋼索

(イ) 摩擦、子線の切斷、より戻り、きず及びくぼみの程度

(ロ) 蛇口及びつなぎ箇所編組の状態

(ハ) 附屬金具の摩擦及び龜裂の程度

二 鎖、フック、シャックル、その他

(イ) 溶接又は鍛接箇所の良否

(ロ) 摩擦の程度及びきず又は變形の有無

第三百六十二條 鋼索は高さ三百ミリメートルの長さの間において子線の十分の一が切斷したものを使用してはならない。

第三百六十三條 ブームは、水面との傾斜角度未満に

おいて使用させてはならない。

第三百六十四條 起重機に附屬する鎖及びフックが硬化を認めるときは、これを焼鈍した後でなければ使用してはならない。

第三百六十五條 重機の制限荷揚重は、これを關係労働者に明示するため適當な位置に標示しなければならない。但し、ブーム付起重機にはブームの極限半徑とその制限荷重とを併記しなければならない。

第三百六十六條 揚重機は、これを組立てた後制限荷重に二十パーセントを加えた荷重で荷重試験を行わなければならない。

第三百六十七條 使用者は、左の事項を行わなければならない。

一 定期検査及び月例検査に関する定を作ること

二 前號の結果及び措置を記録すること

三 試験荷重を超えて負荷させないこと

四 やむを得ず制限荷重を超えて負荷させるときは直接指揮して行い、且つこれを記録すること

五 指定した者以外の者に、玉掛及び合圍を行わせ

ないこと

六 揚重機の解體、組立又は移轉の作業は、直接そ

の作業主任にこれに指揮させること

七 揚重機の性能に缺陷を認めるときは、これを修繕した後でなければ使用しないこと

八 揚重機を運轉する労働者から危害の防止に關する申出があつたときは、直ちに適當な措置を講ずること

第三百六十八條 起重機運轉士は、左の事項を行わなければならない。

一 毎日運轉する前に必要な點検を行うこと

二 試験荷重を超えて負荷させないこと

三 特に指揮を受けた場合の外制限荷重を超えて負荷させないこと

四 荷重をかけたまま運轉臺を離れないこと

五 運轉中に掃除、注油及び検査を行わないこと

六 起重機の逸走又は倒壊を防止するため走行起重機に齒止を行い又はブームを直立し支柱に結ぶ等

適當な措置を講ずること

七 作業中起重機運轉士免許證を携帯すること

第四節 起重機運轉士

第三百六十九條 第四十四條第一項第三號の業務に就く者は起重機運轉士免許を受けた者(起重機運轉士)でなければならない。

第三百七十條 都道府縣労働基準局長は、起重機運轉士試験に合格した者に對して様式第四十三號による起重機運轉士免許證を交付する。

第三百七十一條 左の各號の一に該當する者は、起重機運轉士試験を受けることができない。

一 身體又は精神に缺陷があつて起重機の運轉に不

適當であると認められる者

二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發

覺し六箇月を経過しない者

三 起重機運轉士免許の取消を受けた後一年を経過しないもの

第三百七十二條 起重機運轉士試験は、左の科目につ

いて、これを行う。但し、都道府縣労働基準局長が、

労働省労働基準局長の示す基準により、その必要が

ないと認められた者については、試験科目の全部又は一

部を免除することができる。

一 起重機運轉に關する實技

二 起重機の構造

三 起重機の運轉に必要な電気又は原動機に關する

知識

四 應用力學概要

四 起重機に關する法令

第三百七十三條 起重機運轉士試験を受けようとする者は様式第二十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第三百七十四條 都道府縣労働基準局長は、起重機運轉士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取消することができる。

一 故意又は重大な過失によつて起重機の倒壊又はこれに準ずる事故を起したとき

二 第三百六十八條の規定に違反したとき

三 起重機運轉士試験について不正の行爲があつたとき

四 起重機運轉士免許證を他人に貸與したとき

五 第三百七十一條第一號に該當するに至つたとき
前項の處分を受けた者は、遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百七十五條 起重機運轉士免許證を失ひ又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することが

できる。

第三章 アセチレン溶接装置

第一節 總 則

第三百七十六條 この命令でアセチレン溶接とは酸素とアセチレン（熔解アセチレンを除く以下これに同じ。）とを用いる金屬の熔接又は熔斷をいい、アセチレン溶接装置（以下溶接装置という。）とはアセチレン溶接をするために必要なアセチレン發生器（以下發生器という。）安全器、清淨器、導管、吹管等の器具を總稱する。

第三百七十七條 溶接装置を設置しようとするときは様式第四十四號による認可申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の規定は發生器室又は格納室にこれを準用する。
第三百七十八條 前條の認可申請書には、様式第四十五號による摘要書及び左の事項を記載した圖面を添附しなければならない。但し、出張作業等のため、その都度移動して使用する溶接装置（以下移動式溶接装置という。）には第一號及び第四號の圖面をこれ

を必要としない。

一 溶接装置の配置

二 發生器及び安全器の構造

三 發生器室又は格納室の構造

四 設置場所四隣の概要

第三百七十九條 溶接装置には、溶接主任者を選任しなければならない。

前項の溶接主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は溶接主任者が、その職務を行うことが不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第三百八十條 溶接主任者は溶接士でなければならない。

第三百八十一條 溶接装置の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した溶

接装置については、様式第四十六號によるアセチレン溶接装置検査證（以下検査證という。）を交付する。

労働基準監督署長は、移動式溶接装置その他の溶接装置で落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して検査證を交付することができる。

溶接装置は、検査證の交付を受けなければ、これを使用してはならない。

検査證を失ひ又は損じるときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第三百八十二條 溶接装置の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは、承継者は十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し検査證の書換を受けなければならない。

第三百八十三條 發生器、安全器、發生器室又は格納室を變更（修繕を含む。）しようとするときは、様式第三十三號による認可申請書に検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百八十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基

準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。

但し、労働基準監督署長が、變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三百八十五條 溶接装置の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならぬ。

溶接装置の使用休止中性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければこれを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは様式第十號によつて所轄労働基準監督署長に申請しなければならぬ。

溶接装置の使用を廢止しようとするときは、検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならぬ。

第三百八十六條 検査申請者又は溶接主任者は検査に立ち會わなければならない。

第二節 構造設備

第三百八十七條 發生器は専用の發生器室内に設けな

を屋上に突出させ、且つその開口部は窓出入口その他の孔口から一・五メートル以上離すこと

四 出入口の戸は、厚さ一・五ミリメートル以上の鐵板を使用し、又は不燃性の材料を使用しこれと同等以上の強度を有する構造とすること

五 壁と發生器との間隔は發生器の調整又はカーバイト送給等の作業を妨げない距離とすること

第三百八十九條 發生器室内に設ける照明は固定した電燈でなければならない。

第三百九十條 移動式溶接装置は、第三百八十七條第一項の規定にかかわらずこれを使用しない場合には専門の格納室に收容しなければならぬ。但し氣鐘を分離し發生器を洗滌の上、保管する場合は、この限でない。

前項の格納室は、木骨鐵板張、木骨スレート張等耐火性の構造としなければならない。

第三百九十一條 發生器の構造は、左の事項を具備しなければならない。

一 水室は、厚さ二ミリメートル以上の鋼板を使用すること

なければならない。

前項の發生器室は、直上に階を有しない場所で、且つ、火氣を使用する設備から相當離して設けなければならない。

第一項の發生器室を屋外に設ける場合は、その開口部を他の建築物から一・五メートル以上の距離に保たなければならない。

第三百八十八條 發生器室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

一 壁は不燃性の材料を使用し、左の構造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること

(イ) 厚さ四センチメートル以上の鐵筋コンクリート構造とすること。

(ロ) 鐵骨若しくは木骨に厚さ三センチメートル以上のメタル張、モルタル塗又は鐵骨に厚さ一・五ミリメートル以上の鐵板張構造とすること。

二 屋根及び天井には、薄鐵板又は軽い不燃性の材料を使用すること

三 床面積の十六分の一以上の斷面積をもつ排氣筒

二 氣罐は、徑が四十センチメートル以上のものでは厚さ二ミリメートル以上、徑が四十センチメートル未満のもので厚さ一・五ミリメートル以上の鋼板を使用してこれを造り、且つガスが漏洩しないものとすること

三 發生器には、氣罐の昇降を支持するに必要な鐵柱及び安全排氣管を設けること

四 發生器、安全器、清淨器、導管等でアセチレンの接觸するおそれのある部分には銅を使用しないこと

第三百九十二條 安全器は、左の事項を具備しなければならぬ。

- 一 厚さ二ミリメートル以上の鋼板製で、接合部分には、溶接又はこれと同等以上の強度とすること
 - 二 水封式とし、ガス逆流の際これを確實に防ぐことが出来る構造とすること
 - 三 内径十二センチメートル以下、有効水柱二十五ミリメートル以上とし、水位を点検するに便利な構造とすること
 - 四 吹管毎に安全器を備え、且つ發生器との間に相當の距離を保つこと
 - 五 ガス溜が發生器と分離するものでは、更にその間に安全器を備えること、但し、この場合には第三號の規定はこれを適用しない
- 第三百九十三條** カーバイドのかすだめは、安全な場所にてこれを設け、その構造は、左の事項を具備しなければならぬ。但し、出張作業等で移動式溶接装置を使用する場合は、この限りでない。
- 一 れんが又はコンクリート等を使用すること
 - 二 容積はカーバイドてん充器の三倍以上とするこ

と

第三節 管 理

第三百九十四條 使用者は、左の事項を行わなければならぬ。

- 一 検査證の番號溶接主任者の氏名並びに發生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス發生算定量及び一回のカーバイド送給量を發生器室内の見易い箇所に掲示すること、但し、出張作業等で移動式溶接装置を使用する場合には、溶接主任者に検査證を携帯させること
- 二 發生器室には、係員の外みだりに立入ることを禁止し、且つその旨適當に標示すること
- 三 發生器から三メートル以内又は發生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれのある行爲を禁止し、且つその旨適當に標示すること
- 四 導管には、酸素用とアセチレン用との混同を防ぐための措置を講ずること
- 五 溶接装置の設置場所には、適當な消火設備を備えること

六 溶接作業の場所には、保護眼鏡及び保護手袋を備えること

七 溶接装置の構造又は設備の缺陷について、労働者から報告を受けたときは、直ちに危害防止のため必要な措置を講ずること

第三百九十五條 溶接主任者は、溶接作業中溶接士免許證を携帯しなければならない。溶接主任者は、常に危害防止に注意し、異常を認めたとときは、直ちに適當な措置を講じなければならない。溶接主任者は、溶接作業又は溶接装置の取扱に従事する労働者に對し、左の事項を指示しなければならない。

- 一 溶接作業中は保護眼鏡及び保護手袋を着用すること
- 二 使用中の發生器には火花を發するおそれのある工具を使用し又はその他の衝撃を與える行爲をしてないこと
- 三 溶接装置のガス漏を点検する場合は、石けん水を使用し、又はその他安全な方法によること
- 四 溶接作業を開始しようとするときは、溶接装置の各部を点検し、且つ發生器内に空氣とアセチレンとの混合ガスが存在するときは、これを排除すること

五 溶接装置内の水の凍結を防ぐための保温又は加温には、温水若しくは蒸氣を使用し又はその他安全な方法によること

六 發生器の氣鐘上には、みだりに物を置かないこと

七、發生器の使用を休止し、残りゆうカーバイドによりガス發生のおそれのある場合には、水室の水位を適當に保つこと

八 發生器を修繕、加工、運搬又は、格納しようとするときは、アセチレン及びカーバイドを完全に除去すること

九 移動式溶接装置の發生器は、高温の場所、換氣の悪い場所、振動の多い場所等にこれを据え付けないこと

十 安全器は、溶接作業中容易に水位を確かめることができる箇所に置き、且つ作業繼續中は一日一回以上これを点検すること

十一 發生器室の出入口の戸は、これを解放して置かないこと

十二 發生器室から五メートル以内又は發生器室から三メートル以内の場所では喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれのある行爲をしないこと

十三 カーバイド罐を開封するときは、打撃その他火花を生ずるおそれのある行爲をしないこと

十四 移動式溶接装置の發生器にカーバイドを詰替えるときは、屋外の安全な場所で行うこと

十五 カーバイドのかすは、ガスによる危険がなくなるまで、かす溜に容れ、又は安全な場所で適當に處置すること

十六 溶接作業は、爆發性、發火性、引火性又は多量の可燃性の物がある附近でこれを行わないこと

十七 アルコール、揮發油、タール類、油脂類、硫酸等を容れたことのある容器を溶接し又は溶断しようとするときは、これを排除し、且つその内部を點檢した後作業を開始すること

第三百九十六條 溶接作業又は溶接装置の取扱に従事する労働者は、前二條の規定により指示された事項

を行わなければならない。

第四節 溶接士

第三百九十七條 第四十四條第一項第四號の業務に就く者は、溶接士免許を受けた者（溶接士）でなければならない。

第三百九十八條 都道府縣労働基準局長は溶接士試験に合格した者に對して様式第四十七號による溶接士免許證を交付する。

第三百九十九條 左の各號の一に該當する者は、溶接士試験を受けることができない。

一 身體又は精神に缺陷があつて、溶接装置の取扱に不當であると認められる者

二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者

三 溶接士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

第四百條 溶接士試験は、左の科目についてこれを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については試験科目の全部又は一部を免除すること

ができる。

一 アセチレン溶接に関する實技

二 溶接装置の構造及び取扱概要

三 アセチレン、カーバイド及び酸素に関する事項

四 アセチレン溶接に関する法令

第四百一條 溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第四百二條 都道府縣労働基準局長は溶接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

一 故意又は重大な過失によつて火災、爆發又は之に準ずる事故を起したとき

二 第二百九十五條の規定に違反したとき

三 溶接士試験について不正の行爲があつたとき

四 溶接士免許證を他人に貸與したとき

第五百三條 溶接士免許證を失ひ又は損じたときは、なければならない。

その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四章 映寫技術者

第四百四條 第四十四條第一項第五號の業務に就く者は、映寫技術者免許を受けた者（映寫技術者）でなければならない。

第四百五條 都道府縣労働基準局長は、映寫技術者試験に合格した者に對して、様式第四十八號による映寫技術者免許證を交付する。

第四百六條 映寫技術者免許を分けて一級免許及び二級免許とし、二級免許を甲種及び乙種の二種とする。乙種映寫技術者は、炭素弧光灯を光源とする映寫機の操作をすることができない。

第四百七條 映寫室には、一級映寫技術者の免許を有する作業主任者（映寫主任者という。）を選任しなければならない。

前項の映寫主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、映寫主任者がその職務を行うことが不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第四百八條 二級免許を受けた後一年以上實務の経験を有する者でなければ、一級映寫技術者試験を受けることができない。

左の各號の一に當該する者は、映寫技術者試験を受けることができない。

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、映寫機の操作に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 映寫技術者免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

第四百九條 映寫技術者試験は、左の科目についてこれを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長が示す基準によりその必要がないと認められた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一級映寫技術者

- 四 映寫技術者免許證を他人に貸與したとき
- 五 第四百八條第二項第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は、遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第四百十二條 映寫技術者免許證を失ひ又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四百十三條 映寫技術者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 映寫作業中、映寫技術者免許證を携帯すること
- 二 映寫技術者免許證は、他人に貸與しないこと
- 三 映寫作業中、みだりに映寫室を離れないこと
- 四 映寫室には、係員以外の者を出入させないこと
- 五 映寫室には、必要な場合の外、火氣その他爆發又は發火しやすい物を持ちこまないこと
- 六 フィルムは、使用後直ちに不燃性の容器に入れ、これを格納庫に納めて置くこと。

- (イ) 映寫機の操作
- (ロ) 映寫機の構造
- (ハ) 映寫に必要な電氣知識
- (ニ) 映寫機の調整
- (ホ) 發聲映寫に関する知識

- 二級映寫技術者
- (イ) 映寫機の操作
 - (ロ) 映寫機の構造
 - (ハ) 映寫に必要な電氣知識
 - (ニ) 安全知識

第四百十條 映寫技術者試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第四百十一條 都道府縣労働基準局長は、映寫技術者が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて火災、爆發又はこれに準ずる事故を起したとき
- 二 第四百十三條の規定に違反したとき
- 三 試験について不正の行爲があつたとき

第五章 軌道装置

第一節 總 則

第四百十四條 この命令で軌道装置とは、動力を用いて軌條により労働者又は荷物を運搬するに必要な、事業場附帯の軌道及び原動機、機關車、車輛、卷上機等を含む一切の装置をいう。但し、鐵道營業法軌道法その他の法令の適用を受けるものには、この章の規定を適用しない。

第四百十五條 軌道装置を設置しようとするときは、第五十六條の届書に、摘要書及び圖面を添附しなければならない。

前項の摘要書には左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合は、この限りでない。

- 一 機關車を運轉する軌道
- (イ) 使用目的
- (ロ) 起點、終點の位置及びその高低差並びに軌道の延長
- (ハ) 最小曲線半径及び最急こう配

- (二) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位長さの重量
- (イ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ、及び軌道の中心から兩側までの距離
- (ロ) 橋りよう又はさん橋の長さ、幅及び構造
- (ハ) 動力車の種類型式自重けん引力及び主要寸法
- (ニ) 制動機の種類及び作用
- (ホ) 信號、警報及び照明の裝置
- (ヘ) 車兩の主要寸法自重及び最大積載量
- (ヘ) 最大連結車輛數及び連結機の構造
- (オ) 最大運轉速度
- 二 鋼索けん引車を運轉する軌道
- (イ) 使用目的
- (ロ) 方法及び延長
- (ハ) 起點及び終點の位置
- (ニ) 最小曲線半徑及び最急こう配
- (ホ) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位長さの重量
- (ロ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ及び軌道の中心から兩側までの距離

車輛重量	軌條重量
五トン未満	九キログラム
五トン以上十トン未満	十二キログラム
十トン以上十五トン未満	十五キログラム

第四百十七條 軌條の繼目は、兩側に繼目板をあて、且つ四本のボルトで堅固に締め付けなければならぬ。

第四百十八條 軌條の敷設にはまくら木を使用し、大まくら木は左の基準によらなければならない。

第四百十六條 軌條の重量は左の基準によらなければならない。

一 軌間六百十ミリメートル

車輛重量	まくら木の大きさ	間隔
五トン未満	徑九センチメートル長さ九トロン	六十センチ乃至七十五センチ
五トン以上十トン未満	幅十二センチメートル厚さ九センチ長さ百センチ	六十センチ乃至七十五センチ
十トン以上十五トン未満	幅十五センチメートル厚さ十二センチ長さ百センチ	六十センチ乃至七十五センチ
十五トン以上二十トン未満	幅十八センチメートル厚さ十五センチ長さ百センチ	六十センチ乃至七十五センチ
二十トン以上	幅二十センチメートル厚さ十八センチ長さ百センチ	六十センチ乃至七十五センチ

二 軌間七百六十ミリメートル

長さを前號の値にそれぞれ二十センチメートル加えた値のものとする

第四百十九條 腐しよくし易い箇所又は取換の困難な箇所のまくら木は、耐久性を有するものでなければならぬ。

第四百二十條 五トン以上の動力車を運轉する軌道の

道床は、まくら木及び軌條を安全に保持するため充分つき固め、且つ排水を良好にする措置を講じなければならぬ。

第四百二十一條 軌道の曲線部は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 曲線半徑は、十メートル以上とすること
- 二 適當な高度及び擴度を保つこと
- 三 曲線半徑に應じ護輪軌條を設けること

第四百二十二條 軌道のこう配は、機關車を使用する區間では、二十分の一を超えてはならない。

第四百二十三條 軌條の分岐する部分には、確實な機能を有する轉てつ器及びびてつ叉を設け、軌道の終端には、確實な車止裝置を設けなければならない。

第四百二十四條 動力車及び車輛は、相互の離脱を防ぐために、確實な連結裝置を設けなければならない。

第四百二十五條 動力車には、手用制動機を備え且つ十トン以上の動力車には動力制動機を併せ備えなければならない。

制動機の制輪子に作用する壓力と制動車輪の軌條に對する壓力との割合は、動力制動機にあつては、百

分の五十以上百分の七十五以下手用制動機にあつては、百分の二十以上としなければならぬ。

第四百二十六條 動力車は、左の事項を具備しなければならぬ。

- 一 汽笛、警鈴等の合圖の裝置を備へること
 - 二 夜間又は地下に使用する場合は、前灯及び運轉室の照明設備を設けること
 - 三 蒸汽機關車の汽罐には、第四編第一章に規定する附屬設備及び火粉止を設けること
 - 四 内燃機關車には、潤滑油の溫度及び壓力を表示する計器を備へること
 - 五 電氣機關車には、自動しや斷器を備へ、且つ架空線式の場合には、避雷器を備へること
- 第四百二十七條** 車輪は左の事項を具備しなければならぬ。
- 一 タイヤの幅は、フランジが最も摩耗したとき、最大軌間を通過する場合に猶その踏面が軌條に完全に乘る廣さとする
 - 二 フランジの厚さは、最も摩耗したときに、充分の強さを有し、且つ分岐及びつ又の通過に差し

第三節 管 理

第四百三十條 蒸汽機關車及び汽自動車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に主要部分を取り外して各部の検査を行い、且つ試運転をすること
 - 二 六箇月を超えない期間毎にシリンダ及び弁室の内部、蒸汽管、排汽管加減弁、安全弁及び壓力計の検査をすること
 - 三 毎月少くとも一回火室内部、可溶栓、火粉止、水面測定器、給水裝置及び制動機の検査をすること
- 前項の規定は、内燃機關車の定期検査にこれを準用する。

第四百三十一條 電氣機關車及び電車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に重要部分を取り外して各部の検査及び電動機の絶縁試験を行い、且つ試運転をすること
- 二 一年を超えない期間毎に電動機、制動機、開閉器、自動しや斷器、避雷器、敷設電線、接續コ

支えない厚さ以下とすること

三 フランジの高さは、タイヤが軌條から外れない高さ以上で、繼目板及びつ又等に乗りに上げない高さとする

第四百二十八條 卷上裝置は、左の事項を具備しなければならぬ。

- 一 鋼索の安全係数は、六以上とすること
 - 二 有效な制動機を備へること
 - 三 適當な信號裝置を設け、又はこれに準ずる安全な措置を講ずること
 - 四 鋼索は、三百メートルの長さの間において子線數の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと
 - 五 鋼索は、確實な方法で取り付けること
 - 六 鋼索が長いとき又は曲線の部分があるときは、必要な箇所に適當なガイドローラを設け且つ適時注油すること
- 第四百二十九條** 軌道又は卷上裝置の車輛が逸走するおそれのある場合は、逸走防止裝置を設けなければならぬ。

ド及び各種計器の検査をすること

三 毎月少くとも一回電路と大地との間の絶縁抵抗の試験及び制動機の検査をすること

第四百三十二條 軌道は、常時、軌條及び路面の状態を検査し、必要な補修をしなければならない。

第四百三十三條 使用者は、軌道裝置の状況に應じ、信號裝置を設け、又は操車に關する合圖の定めを作らなければならない。

労働者は、前項の定めを行わなければならない。

第四百三十四條 車輛は、その構造、軌條の種類、軌間、こう配、曲線半径等に應じて安全な速度を定め、各區間の制限速度は、これを關係労働者に明示しなければならない。

労働者は、前項の制限速度を超えて車輛を運轉してはならない。

第四百三十五條 第四百三十三條第一項による信號規定及び第四百三十條乃至第四百三十二條の検査の結果は、これを記録して保存しなければならない。

第四百三十六條 労働者は、動力車を停止してその位置を離れるときは、制動機を締め、その他自動防止

の措置を講じなければならない。

第四百三十七條 労働者は、車輛を連結して使用する場合には、確實に結合しなければならない。

第四節 手押車輛

第四百三十八條 手押車輛を使用する軌道は、第四百三十七條及び第四百三十二條の規定を準用するの外、左の事項を具備しなければならない。

- 一 軌道の曲線半径は、五メートル以上とすること
- 二 こう配は、十五分の一以下とすること
- 三 軌條の重量は、六キログラム以上とすること
- 四 徑九センチメートル又はこれと同等以上のまくら木を適當な間隔に使用すること
- 五 こう配が百分の一以上の區間に使用する車輛には、機能の確實な手用制動機を備えること

第四百三十九條 労働者は、手押車輛を運轉する場合は、左の事項を行わなければならない。

- 一 車輛の間隔は、上りこう配又は水平軌道の區間では、六メートル以上、下りこう配の區間では、二十メートル以上とすること
- 二 車輛の速度は、下りこう配で毎時十五キロメートルを超えないこと

附 則

第四百四十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。

第四百四十一條 この命令施行後六ヶ月以内に限り、安全管理者については、第三條の規定は、これを適用しない。

第四百四十二條 この命令施行の際、工場危害豫防及び衛生規則、土木建築工事場安全及衛生規則又は土石採取場安全及び衛生規則により安全管理者又は安全管理人の職にある者は、この命令施行の日から六ヶ月間は、この命令に規定する安全管理者とみなす。

第四百四十三條 この命令施行後一年以内に限り、醫師である衛生管理者については、第十三條の規定は、これを適用しない。

第四百四十四條 使用者は、この命令施行後一年以内に限り、第十四條第二號の規定にかかわらず事業場において労働衛生の業務に従事し、又は従事した者

に醫師でない衛生管理者の職務を行わせることができる。

第四百四十五條 この命令施行の際、現に法令により**第四百四十四條**第一項の各號に定める免許を有する者は、この命令により同級の免許を有する者とみなす。

但し、府縣令により映寫機の操作に關し甲種又は乙種免許を有する者は、この省令の映寫技術者免許の二級甲種又は二級乙種免許を有する者とみなす。

前項の規定により免許を有する者は、この命令による免許證との書換を様式第三十八號によつて所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第四百四十六條 この命令施行の際、現に汽罐取締令により汽罐取扱主任者の職にある者は、この省令施行の日から六ヶ月間は、第二百四十條の規定にかかわらず、この省令に規定する汽罐取扱主任者とみなす。

第四百四十七條 使用者は、この命令施行の日から六ヶ月以内に限り、第三百八十條又は第四百六條の規定にかかわらず、アセチレン溶接主任者又は映寫主任者を選任することができる。

トルを超えないこと

第四百四十八條 第四編各章に規定する汽罐、及び特殊汽罐揚重機又はアセチレン溶接装置で、この命令

施行の際、現に從來の法令による認可又は検査を受けて使用中のもの若しくはその手續を完了したものは、この命令による認可又は検査を受けたもの若しくはその手續を完了したものとみなす。

第四百四十九條 第四編各章に規定する機械及び器具で現に使用中のものは、その種別に従い、昭和二十二年十二月三十一日迄に、様式第四十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。但し、汽罐取締令の適用を受ける汽罐については、この限りでない。

第四百五十條 汽罐取締令は、これを廢止する。

第四百五十一條 削除

第三 女子年少者労働基準規則 (昭和二二・二〇・三一労働省令第八號) (改正昭和四二・二・二六労働省令第三號)

第一條 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十六條の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の國民學校卒業者にあつては、國民學校令による國民學校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

第二條 満十八歳に満たない者を使用する使用者は、法第五十七條第一項の規定により、その年齢を證明する戸籍證明書を、その者から提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の證明書は、使用者が満十八歳に満たない者の使用をやめるに至つた場合は遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

第三條 満十五歳に満たない児童で就業しようとする者(満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く)は法第五十六條第二項の規定により労働基準監督署から様式第一號の就業許可申請書の交付を受

け、必要事項を記載の上、使用者たるべき者と連名で、その年齢を證明する戸籍證明書を添えて、親権者又は後見人の立會のもとに、それをその住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、學校長及び親権者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記入しなければならない。

第四條 児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、前條の就業許可申請書について、児童の就業を許可する場合は、様式第二號の使用許可證明書を使用者たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年齢を證明する戸籍證明書を添えて、児童に返還すると共に、その旨を使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可證明書に、法

第五十六條 第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親権者又は後見人が自ら出頭しがたい事情があるときは、所轄労働基準監督署長は、臨時使用許可證明書を交付することが出来る。

前項の規定により臨時使用許可證明書を交付した場合、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、實情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可證明書となすことができる。

第六條 満十五歳に満たない児童(満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く)を使用する使用者は、前二條の使用許可證明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可證明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ、児童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けな

ければならない。

児童の使用許可證明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍證明書及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合においては、使用許可證明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく、返還しなければならない。

第七條 使用許可證明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を證明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

第八條 使用許可證明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを發見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後許可を取消さなければならない。

第九條 満十五歳未満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年令を

證明する戸籍證明書と共に修了を證明する學校長の證明書又は卒業證書の寫を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、兒童の使用をやめるに至つた場合は、前項の證明書又は寫を、遲滞なく、兒童に返還しなければならない。

第十條 法第五十八條第二項の規定に依る行政官廳の契約解除は、様式第三號に依り所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四號に依り所轄労働基準監督署長の許可をうけなければならない。

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は左に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五號により、斷續作業については四十キログラム、繼續作業については三十キログラムを超えない範圍において労働基準局長の定める標準に基いて、所轄労働基準監督署長の許可をうけた場合は、この限りでない。

第十三條 満十八歳に満たない者を就かせてはならない。

區分	斷續作業	繼續作業
十六歳未満	男十五 女十二キログラム	八キログラム
十六歳以上 十八歳未満	男二十五 女二十	十五
十八歳以上	男三十 女三十	二十

い業務の範圍は次に掲げるものとする。

- 一 汽罐の焚火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン發生裝置の作業主任者の業務
- 六 映寫機の上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 壓縮ガス又は液化ガス製造裝置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 巻揚能力二トン以上のガイデリック又は高さ十メートル以上のコンクリート用エレベータの組

の掛け換への業務

- 立、移動若しくは解體の作業主任者の業務
- 十一 溶鑪、金屬溶解爐又は電氣爐の作業主任者の業務
- 十二 金屬壓延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積さい能力二トン以上の入荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運轉の業務
- 十六 動力による軌道交通運輸機關並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務
- 十七 動力による巻揚機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く）運搬機又は索道運轉の業務
- 十八 高壓（特別高壓を含む）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱いの業務
- 十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力電導裝置の掃除、注油、検査、修繕又は調整の業務
- 二十 天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務
- 二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液體燃焼器の點火の業務
- 二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務
- 二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務
- 二十四 直徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く）又は動輪が直徑七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務
- 二十五 動力によつて運轉する壓器の金型若しくは切斷機の双部の調整又は掃除の業務
- 二十六 操作場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務
- 二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四百米以内又は車輛の通行頻繁な場所における單獨の作業
- 二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械

を用いる金屬加工の業務
 二十九 動力による打抜機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
 三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務
 三十一 木工用かなな機、單軸面取機を用いる業務
 三十二 岩石鑛物の破碎機に材料を送給する業務
 三十三 火藥、爆藥、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物を取扱う作業で爆發の危険のある業務
 三十四 カリウム、ナリトウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で發火の危険のある業務
 三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、エーテル酸エチル、エーテル酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十六 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務
 三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸其の他これに準ずる有害なものを取扱う業務
 三十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄燐、弗素、鹽素、青酸、アニリン其の他これに準ずる有害なもの、蒸氣若しくは、粉じんを發散する場所における業務
 三十九 土砂の崩壞の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
 四十 高さ五米以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務
 四十一 丸太足場の組立又は解體の業務 但し、地上における補助作業を除く。
 四十二 直徑三十五センチ以上の材木の業務
 四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務
 四十四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五 ラチウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務
 四十六 多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 四十七 多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷なる場所における業務
 四十八 異常氣壓下における業務
 四十九 さく岩機、鋸打機使用によつて身體に著しい振動を與える業務
 五十 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務
 五十一 病原體によつて汚染のおそれ著しい業務 但し、保健婦、看護婦、助産婦令により免許を受けた者を除く
 五十二 酒類醸造の業務
 五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務
 五十四 監獄又は精神病院における業務
 五十五 酒席に待する業務
 五十六 特殊の遊興的接客業における業務
 五十七 前記各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務
 第十四條 滿十八歳以上の女子を就かせてはならない業務の範圍は、前條各號の中次に掲げるものとす

一 第一號及び第二號
 二 第四號 但し、卷上能力五トン未満の者を除く
 三 第十號乃至第十三號
 四 第十五號
 五 第十八號乃至第二十號
 六 第二十二號
 七 第二十四號
 八 第二十六號
 九 第二十八號乃至第三十二號
 十 第三十八號乃至第四十三號
 十一 第四十六號乃至第四十九號
 第十五條 法第五十六條第二項の規定による兒童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。
 一 公衆の娛樂を目的として曲馬又は輕わざを行う業務
 二 戸戸について又は道路その他これに準ずる場所 で歌謡遊藝その他の演技を行う業務
 三 旅館、料理店、飲食店又は娛樂場における業務
 四 エレベーター運轉の業務
 五 労働基準監督署長が兒童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めたる業務
 六 その他労働大臣の指定する業務
 第十六條 法第六十七條の規定による生理に有害な業

務の範囲は、他に掲げるものとする。

- 一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務
 - 二 著しく精神的・神経的緊張を必要とする業務
 - 三 任意に中断できない業務
 - 四 運搬、索引、持上げその他相當の筋肉的労働を必要とする業務
 - 五 身體の動搖、振動及び衝撃を伴う業務
 - 六 其他中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務
- 使用者が左に掲げる措置を講じた場合においては前項の規定をこれを通用しない。
- 一 第一號乃至第三號及び第六號の業務について、使用者が生理日の労働者に對し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えた場合
 - 二 第四號及び第五號の業務について、その作業が斷續的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき、使用者が生理日の労働者をその作業に就かせないよう必要措置を講じた場合
 - 三 各號の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各號以外の業務につかせる措置を講じた場合、前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、

使用者はその者を就業させてはならない。

- 第十七條 使用者が法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならぬ。但し、労働基準法施行規則第七條の規定による認定を受けた者については、この限りでない。
- 第十八條 法百條の二第三項の規定により婦人少年局長及び其の指定する所屬の官吏を婦人少年局調査員という。
- 第十九條 常時十人以上の女子を使用する使用者は、女子保護實施状況に關する事項について、毎年一回様式第八號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 第十九條の二 この命令に定める許可又は認定の申請に用べき様式は、第三條に基く様式第一號を除く外は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

附 則

第二十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十三年四月末日までこれを適用しない。

第四 技能者養成規程

(昭和二二・二〇・三〇労働省令第六號)
(改正昭和二四・一一・一六労働省令第二七號)

種別並びに事業場の所在地

- 第一條 労働基準法(以下法という)第七十條の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。
- 第二條 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第七十一條第一項の規定による認可に基いて使用される者をいう。
- 第三條 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を與えることを約し、技能習得者がこれに對し、約定の條件に従つて労働に服することを約する労働契約をいう。
- 第四條 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者、一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。
- 第五條 養成契約書には、次に掲げる事項を具備しなければならない。
 - 一 使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名稱、

記名捺印

- 九 締結の年月日
- 第六條 試の使用期間は、雇入後一箇月を超えない期間について、これを定めることができる。この期間は、養成期間のうちに含める。
- 第七條 養成契約の當事者は、試の使用期間中においては、養成契約を解除することができる。

第八條 技能習得者は、使用者が次の各號の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 この命令に定める資格を失つた場合
- 二 事業を廢止した場合
- 三 精神又は身體の障害によつて、技能者の養成を繼續することができなくなつた場合
- 四 法、この命令、就業規則又は養成契約の定に違反した場合

第九條 使用者は、技能習得者が次の各號の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 精神又は身體の障害によつて、技能の習得を繼續することができなくなつた場合
- 二 法、この命令、就業規則又は養成契約の定にしばしば違反した場合
- 三 素質、順應又は能力が不充分で成業の見込がない場合

第十條 使用者は、前條の規定に基いて契約を解除する場合には、様式第一號によつて、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第十一條 養成契約は、法第十四條の規定にかかわらず

第十六條 使用者は、第二十二條第二項の證明書を有する者を雇い入れて技能習得者とした場合には、その者が既に習得した課程及び等級に應じて教習を行わなければならない。

第十七條 使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることができる。

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第三による。

第十八條 次の各號の一に該当する使用者で、都道府県労働基準局長の技能者養成資格の免許をうけた使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。

- 一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者
- 二 当該技能について、別表第四に定める経験年數、學歷又は資格を有する者
- 三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の團體

ず、この命令に定める養成期間について、これを締結することができる。但し、第十六條の規定によつて雇入れた技能習得者の養成契約は、第二十二條第二項の證明書に記入された期間を控除して、これを締結しなければならない。

第十二條 養成期間は、別表第二に定める期間を超えてはならない。但し、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、一年を超えない期間において、これを延長することができる。

第十三條 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて関連學科、實技及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。

第十四條 使用者は、教習の進展に應じ、少くとも一年一回技能を檢定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

第十五條 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能習得者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について、教習事項の一部を変更することができる。

によつて技能者の養成の資格があることを證明された者

四 労働大臣の指定する他の法令によつて、當該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者

第十八條の二 左の各號の一に該当する者には、技能者養成資格の免許を與えない。

- 一 精神又は身體の障害によつて不適格と認める者
- 二 第十九條の規定に該当する者
- 三 その他都道府県労働基準局長が不適當であると認める者

第十八條の三 都道府県労働基準局長が、第十八條の規定により免許を與える場合には、様式第二號の二の技能者養成資格免許證（以下免許證という。）を交付する。

第十八條の四 技能者養成資格の免許を受けようとする者は、様式第二號の三による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

第十八條の五 都道府県労働基準局長は、免許證の交付を受けた者が、第十八條の二の各號の規定に該當

するに至つた場合又は免許證を他人に貸與した場合
には、技能者養成資格の免許を取り消すことができ
る。

前項の處分をうけた者は、遲滞なく免許證を返還し
なければならぬ。

第十八條の六 免許證の交付をうけた者が、免許證を
紛失し、又は汚損したときは、その事由を具し、汚
損した場合には免許證を添え、様式第二號の四によ
つてその交付をうけた都道府縣労働基準局長に再交
付を申請することができる。

免許をうけた者が改姓、又は改名した場合には、免
許證を添え、様式第二號の四によつてその交付をう
けた都道府縣労働基準局長に再交付を申請すること
ができる。

第十九條 衆議院議員選舉法第六條の規定によつて、
被選舉權を有しない者は、技能者の養成をすること
ができない。

第二十條 使用者は、その直接の責任の下に技能者の
養成の一部又は全部について、この命令に定める資
格を有する他の者をして行わせることができる。

を居住費、賄費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に對し道具、作業衣、教材そ
の他教習に必要な物品を無償で提供しなければなら
ない。

第二十六條 使用者は、法第二十八條の規定に基いて
最低賃金が定められた場合には、法第三十一條の規
定にかかわらず、技能習得者の教習の課程に應じた
賃金を支拂うことができる。

前項の賃金は、労働大臣が技能者養成委員會に諮問
して定めた金額を下つてはならない。

第二十七條 使用者は、満十八歳に満たない者に、養
成期間中出來高拂制その他の請負制を行つてはなら
ない。

第二十八條 法第七十一條第一項の規定による認可は
様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長よりこ
れを受けなければならない。

第二十九條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に
基いて、労働者を雇い入れた場合には、様式第四號
によつて、所轄労働基準監督署長に届け出なければ
ならない。

第二十一條 使用者は、疾病その他の事由によつて、

技能者養成ができなくなつた場合で、技能習得者が
養成契約の繼續を欲するときは、使用者に代つてこ
の命令に定める資格を有する他の者をして技能者の
養成を行わせなければならない。

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、
技能習得者に對し技能者養成修了證明書を交付しな
ければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習
得者が習得した過程、期間及び等級を記入した證明
書を交付しなければならない。

使用者又は技能習得者は、前項の技能者養成修了證
明書に當該都道府縣労働基準局長より教習の過程を
修了したことの證明をうけることができる。

第二十三條 技能習得者は、養成契約の存續中に他の
使用者に雇われてはならない。

第二十四條 事業場内におけると否とを問わず、技能
習得者が第十三條の教習事項を習得するに要する時
間は、労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、技能習得者に對し賃金の一部
前項の届出には、第四條の規定による養成契約書の
寫を添付しなければならない。

第三十條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基
いて、様式第五號による技能習得者證明書を所轄勞
働基準監督署長より受け、これを事業場に養成契約
期間の満了まで備え付けなければならない。

第三十一條 使用者は、様式第六號によつて、技能習
得者名簿を調整し、これを事業場に備え付けなけれ
ばならない。

使用者は、前項の名簿をもつて、法第七十七條の労働
者名簿にかえることができる。

第三十二條 使用者が、法第七十一條第一項の認可を
受けないで、その所屬労働者を労働の過程において
養成する場合に、技能者の養成の名義を用いて
も、これに對してはこの命令による定の適用がなく
法の一般の規定が適用される。法第七十一條第一項
の認可を取消された場合も同様である。

第三十二條の二 この命令に定める認可の申請又は届
出に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記
載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様

式を用いることを妨げるものではない。

附 則

第三十三條 この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第三十一條の規定は昭和二十三年三月一日からこれを施行する。

第三十四條 この命令施行の際現に技能者の養成をする使用者が、法第七十一條第一項の認可を受けた場合には、昭和二十一年三月一日以後に雇入れた者について行つた技能者の養成については、これをこの命令による技能者の養成をしたものとみなす。

第三十五條 この命令施行の際 第八條第四號の事業の使用者で、昭和二十二年四月一日現在において満十六歳以上十八歳未満の者を機關車乗務員として養成するため現に使用している者が、その者を同一目的のため引續き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを繼續することができ、前項の使用者に對しては、この省令を準用する。

(註) 別表第三は缺

別表第一

指定技能表

一	理科學機械工
二	精密機械工
三	電氣機械組立工
四	鑄物工
五	鍛工
六	刻版師
七	精密印刷工
八	鍍金師
九	カットグラス工
十	レンズ研磨工
十一	陶工
十二	漆工
十三	竹籐細工職
十四	手捺染職
十五	手織工

別表第二

養成期間表

技 能	養成期間
一 理科學機械工	三 年
二 精密機械工	四 年
三 電氣機械組立工	三 年
四 鑄物工	三 年
五 鍛工	三 年
六 刻版師	四 年
七 精密印刷工	四 年
八 鍍金師	三 年
九 カットグラス工	三 年
十 レンズ研磨工	四 年
十一 陶工	三 年
十二 漆工	四 年
十三 竹籐細工職	三 年
十四 手捺染職	三 年
十五 手織工	四 年

別表第四

使用者資格表

技能	使用者の資格
一 理科學機械工 二 精密機械工 三 電氣機械組立工 四 鋳物工 五 鍛工	一 従來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者 二 當該技能に關係ある實業學校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後五年以上の實地経験を有する者 三 大學又は専門學校において當該技能に關係ある學科を修め卒業した後三年以上の實地経験を有する者又は幹部機械工養成所の課程を修了した者 四 機械技術者檢定令による檢定に合格した者
六 刻版師 七 精密印刷工 八 鍍金師 九 カットガラス工 十 レンズ研磨工 十一 陶工 十二 漆工 十三 竹篠細工職 十四 手捺染職 十五 手織工	一 従來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者 二 當該技能に關係ある實業學校卒業後五年以上の實地経験を有する者 三 大學又は専門學校において當該技能に關係ある學科を修め卒業した後三年以上の實地経験を有する者

第五 事業附屬寄宿舎規程

(昭二二・一〇・三一労働省令第七號)
(改正昭和三四・二・二六労働省令第六號)

第一章 總 則

第一條 使用者は、法第九十五條の規定に該當するに至つた場合には、寄宿舎規則を作成し、同條第二項の規定による同意を得た後、様式第一號によつて遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならぬ。

第二條 使用者は、事業の附屬寄宿舎に寄宿する労働者の過半数が未成年者である場合には、寄宿舎規則の作成又は變更について同意を求める日の少くとも七日前に、その案を寄宿舎の見易い場所に掲示し又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

第三條 使用者は、次に掲げる事項を寄宿舎規則に定めてはならない。
一 外出又は外泊について使用者の承認を受けさせぬこと

二 教育、娯樂その他の行事に参加を強制すること

第四條 事業の附屬寄宿舎に寄宿する労働者は、共同の利益を害する場所及び時間を除いては、面會の自由を制限されない。

第五條 使用者は、法第九十五條に該當するに至つた場合及び毎年一回寄宿舎の状況について様式第二號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五條の二 この命令に定める許可の申請又は届出に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

第二章 第一種寄宿舎安全衛生基準

第六條 第一種寄宿舎とは、事業に附屬し労働者を六箇月以上の期間寄宿させる寄宿舎をいう。

第七條 第一種寄宿舎を設置する場合には、次の各號

の一に該當する場所を避けなければならない。
一 爆発性、發火性、引火性の原料若しくは材料を取り扱う作業場又は多量の易燃性の原料若しくは材料を取り扱い若しくは貯蔵する場所の附近
二 蒸爐を使用する作業場の附近
三 ガス、蒸氣又は粉塵を發散して衛生上有害な作業場の附近
四 騒音又は振動の著しい場所
五 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
六 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所
七 傳染病患者を收容する建物及び病原體によつて汚染のおそれ著しいものを取り扱う場所の附近

第八條 男子と女子とを同一棟の寄宿舎に收容してはならない。但し、完全な區劃を設け且出入口を別にした場合には、この限りでない。

第九條 寢室は地下又は建物の三階以上に設けてはならない。但し、建物の外壁、床、屋根、階段及び柱を（市街地建築物法施行規則第一條に規定する）耐火構造と爲した場合は三階以上に設けることができ

第十條 寄宿舎の棟の建築延面積は、六六〇平方メートルを超えてはならない。但し、六六〇平方メ

第十六條 寄宿舎には、適當な場所に必要數のたん壺を備えなければならない。

第十七條 階段の構造は次の各號の規定によらなければならない。

- 一 踏面二十センチメートル以上、蹴上二十二センチメートル以下とすること
- 二 勾配を平面に對し四十度以内とすること
- 三 高さ三、六五メートルを超える場合には、高さ三、六五メートル以内毎に踊場を設けること
- 四 踊場は、長さ一、二五メートル以上とすること
- 五 蹴込板又は裏板を附けること
- 六 廻り段を設けないこと
- 七 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること
- 八 幅は、内法一、二五メートル以上とすること
- 九 各段より高さ一、七メートル以内の障礙物がな

いこと
建物の外壁に附せられた屋外階段については第五號及び第八號の規定はこれを適用しない

第十八條 廊下は、片廊下とし、その幅は一、二メートル以上としなければならない。

第十九條 寢室は、次の各號の規定によらなければならない。

トル未滿毎に防火壁を設けてある場合には、この限りではない。

第十一條 常時十五人未滿の労働者が二階以上の寢室に居住する建物には、各階に適當に配置され容易に屋外の安全な場所に通ずる少くとも一つ以上の階段を設けなければならない。

労働者が十五人以上の場合には、前項の階段は二以上これを設けなければならない。

第十二條 階段並びにこれと連絡する通路であつて常時には使用しないものについては、これに適當な標示を爲して何時でも避難の用に供することの出来るように有効に保持しなければならない。

第十三條 寄宿舎の廊下から屋外に通ずる出入口の戸は外開戸又は引戸としなければならない。寄宿舎は何時でも容易に外部に避難ができるようにしておかなければならない。

第十四條 寄宿舎には、適當且つ十分な消火設備を設けなければならない。

第十五條 寄宿舎には、その清潔を保つため必要な掃除用具を備えなければならない。

一 一室の居住面積は、床の間及び押入を除き一人について二、五平方メートル以上とし、一室の居住人員は十六人以下とすること

二 床の高さは三十五センチメートル以上とし、寢臺を設けない場合には疊敷とすること

三 天井の高さは二、一メートル以上とし、且つ天井は小屋組を露出しない構造とすること

四 各室に寢具その他の雜品を收納するため、適當な押入又は個別の戸棚を設けること

五 寢室の外窓には少くとも雨戸及び障子戸又は硝子戸及び窓掛を設けること

六 寢室と廊下との間は戸障子、壁類で區劃し、廊下の外部には雨戸又は硝子戸を設けること

七 寢室には、その寢面積の十分の一以上の有こう面積を有する窓を設け、居住面積四平方メートルにつき一〇燭光以上の燈火を設けること

八 防寒の爲適當な採暖の設備を設けること
第二十條 蚊帳及び寄宿する労働者の各人に専用の寢具を備え、その枕標部を覆うための白布及び敷布を備え常にこれを清潔に保たなければならない。
第二十一條 就眠時間を異にする二組以上の労働者を同一の寢室に寄宿させてはならない。但し、交替の際、睡眠を防げないよう適當な方法を講じた場合には、この限りでない。

第二十二條 労働者が晝間すい眠を必要とする場合には、

は、暗幕その他適当な施設をしなければならない。

第二十三條 寢室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示しなければならない。

第二十四條 常時三十人以上の労働者を寄宿させる寄宿舎には、食堂を設けなければならない。

第二十五條 食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 食堂及び炊事場は採光と換気が充分であつて掃除に便利な構造とすること
- 二 食堂の床面積は食事の際の一人について一平方メートル以上とすること
- 三 食堂には、食卓及び座食の場合の外労働者が食事をするための椅子を設けること
- 四 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること
- 五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること
- 六 食器、食品材料、調味料の保存のため適當な設備を設けること
- 七 はえその他の昆蟲、鼠族及び犬、猫等の害を防

ぐための設備を設けること

八 飲用及び洗淨のために公共團體の水道より供給される清淨な水を十分に備えること。公共團體の水道より供給を受けられない場合には、公共團體の水質検査を受け、これに合格した水源の水を備えること。

九 直火式炊事の場合には、かまどの周圍二メートル以上に互り防火構造とすること

十 炊事場の床は土のままとせず、洗淨及び排水に便利な構造とすること

十一 汚水及び排物は、衛生上の共同の利益のため炊事場外において露出しないよう處理すること

十二 炊事従業員専用の便所を設けること

十三 炊事従業員には、炊事に不適當な傳染性の疾病にかかつている者を従事させないこと

十四 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること

十五 炊事場には、炊事従業員以外の者を目だりに出入させないこと

十六 炊事場には、炊事場専用の廢物を備え土足の多數な場合には、分散させること

二 男女用に區別しなるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること

三 便所の數は寄宿人員が百人以下の場合には、十人につき一個、百人を超え五百人以下の場合には、二十人につき一個、五百人を超える場合には二十五人につき一個の割合とし、男子用便所は男子用便所數の三分の二とすること

四 男子用小便所は、一人について幅〇、六メートル以上とすること

五 床及び腰板は、なるべく不浸透性の材料をもつて塗裝すること

六 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とし、汚物は適當にこれをぐみとること

七 流水式の手洗装置を設け清淨な水を十分に供給すること

八 照明のための必要な措置を講ずること

第二十九條 寄宿人員の數に應じ、男女用に區別した適當且つ充分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。

まま立入らせないこと

第二十六條 一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならない。

栄養士は食品材料の調査、撰擇、獸立の作成、營養價の算定、廢棄量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理者並びに炊事従業員と協力して行わなければならない。

第二十七條 他に利用し得る浴場のない場合には適當な浴場を設けなければならない。

前項の規定による浴場は、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 脱衣場及び浴場は男女別とすること
 - 二 脱衣場及び浴場には、必要な用具を備えること
 - 三 充分な採光及び照明の方法を講ずること
 - 四 浴場には、清淨な水を使用すること
- 第二十八條 便所は、共同の衛生上の利益のため、次の各號の規定により、且つこれを清潔に保たなければならない。
- 一 寢室から適當な距離のある場所に設け且つ便房

傳染性眼疾患用の洗面器は健康者のものと區別し
なければならぬ。

第三十條 便所及び洗面所には、共同の手拭を備えて
はならない。

第三十一條 寄宿舎に寄宿する労働者及び寄宿舎に使
用される労働者については、毎年二回以上健康診断
を行わなければならない。

法第五十二條第一項の規定による健康診断をうけた
者については、そのうけた回数に應じて前項の規定
による健康診断は、これを行わないことができる。

第三十二條 前條の規定による健康診断の結果、寄宿
舎に寄宿する労働者その他の居住者の衛生上有害で
あると認められた者を寄宿させ又は使用してはなら
ない。

第三十三條 常時五十人以上の労働者を寄宿させる場
合には病室を設けなければならない。

第三十四條 前項の場合には、寄宿舎の衛生管理のた
め、労働安全衛生規則第十一條の規定による衛生管
理者の外に醫師たる衛生管理者を選任しなければな
らぬ。

第三十五條 傳染性の疾病にかかつた者の使用した寢
具その他のもの及び寢室は傳染病豫防法施行規則第
五章の規定による消毒を行つた後でなければ他の勞
働者に使用させてはならない。

第三十六條 法第八條第三號、第六號及び第七號の事
業の附屬寄宿舎又は常時十人に満たない労働者を六
箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎について様式第
三號により所轄労働基準監督署長の許可をうけた場
合には、第八條、第十七條、第十八條第十九條、第
二十一條、第二十五條、第二十六條、第二十七條又
は第二十八條の規定はこれを修正して適用する。

前項の許可をうけた事項について適用される基準は
第三章に規定する基準を下つてはならない。

第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準

第三十七條 第二種寄宿舎とは、事業に附屬し労働者
を六箇月に満たない期間寄宿させる假設の寄宿舎を
いう。

第三十八條 第二種寄宿舎を設置する場合には、次の
各號の一に該當する場所を避けなければならない。

一 騒音及び振動の著しい場所

二 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所

三 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれある場所

第三十九條 寄宿舎の建築及び設備に關しては、次の
各號の規定によらなければならない。

一 寢室の居住面積は、一人について二・五平方メ
ートル以上とし、一室の居住人員は五十人以下と
すること

二 寢室は、床高三十五センチメートル以上とし、
成るべく疊敷とすること

三 寢室の天井又は梁下端の高さはなるべく二・一
メートル以上とすること

四 寢室には、採光のため充分な面積を有する窓等
を設けること

五 寢室の外窓には、雨戸又は硝子戸等を設ける
こと

六 寢室には、防寒の爲適當な採暖設備を設ける
こと

七 出入口は、避難を要する場合を考慮して二箇所
以上に設けること

八 労働者の手廻品を整頓して置くための押入若し

くは棚を設け又はこれに代る設備をなすこと

九 他に利用することのできる浴場のない場合には
適當な浴場を設けること

十 飲用及び洗淨のため、飲用に適する水を十分に
備えること

十一 衛生上の共同の利益のため、排物、汚物及び
ふん便を處理するための適當な設備を設ける

附 則

第四十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から
これを施行する。

第四十一條 使用者がこの命令施行の際、現に労働者
を寄宿させる寄宿舎について避けることのできない
事由によつて、この命令第二章の規定により難い場
合には、使用者は、様式第四號により所轄労働基準
監督に對して、暫定的に、同章規定の適用除外の申
請をすることが出来る。この場合に、労働基準監督
署長が十分な事由ありと認定するときは、一定の期
間を限り、適用の除外を承認することができる。

第六 技能者養成指導員資格檢定規則

(昭和二年二月六日公布 勞働省令第三十一號)

(通則)

第一條 技能者養成規程(昭和二十二年十月三十日)第十八條第一號の規定による指導員資格の檢定(以下指導員檢定という)に關しては、この命令の定めるところによる。

第二條 指導員檢定は、都道府縣勞働基準局長が行う。

(受檢の缺格條項)

第三條 左の各號の一に該當する者は、指導員檢定を受けることができない。

- 一 精神又は身體の障害によつて技能者養成に不適格であると認められる者
- 二 技能者養成規程第十九條の規定に該當する者
- 三 不正の方法によつて申請又は受檢したことが發覺した者

第四條 第七條の規定により指導員檢定の合格を取消された者

(檢定實施)

第四條 指導員檢定は、學科及び實技について行う。但し、都道府縣勞働基準局長が、勞働省勞働基準局長の示す基準に従い、その必要がないと認めたる者については、學科及び實技の一部を免除することができる。

2 學科の檢定は、左の科目について行う。

- 一 當該技能に必要な別表に定める關連學科
- 二 技能習得者の指導方法
- 三 技能者養成に關する法令

3 實技の檢定は、都道府縣勞働基準局長が、勞働省勞働基準局長の基準に従い、その都度定めるところによつて行う。

第五條 指導員檢定は、毎年一回以上行う。

(檢定の申請)

第六條 指導員檢定を受けようとする者は、様式第一號による申請書を當該技能の指導員檢定を行う都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

(合格の取消)

第七條 都道府縣勞働基準局長は、指導員檢定の合格者が指導員檢定について、不正の方法について申請をし、又は受檢したことが發覺したとき、その者の合格を取消することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(別表)

檢定關連學科目

技能名	科	目
金屬工藝師	工作法	意匠圖、案法
1 鍍金師	材料	〃
2 彫金師	〃	〃
3 鑄金師	〃	〃
4 鈔師	〃	〃
七寶細工職	〃	〃
寶石細工職	〃	〃
カットグラス工	〃	〃
グラヴメール工	〃	〃

職名	科	目
陶器師	工作法	材料、意匠圖、案法
1 漆器師	〃	〃
2 漆塗師	〃	〃
3 漆加飾師	〃	〃
竹籐細工職	〃	〃
金屬玩具職	〃	〃
織物職	織物通論、織物組織	〃
染色通論	織物原料	〃
機械大意	工作法、材料	〃
製鐵	〃	〃
鑄造法	材料	〃
鑄造法	鑄造法	〃
工作法	鑄造法	〃
材料	材料	〃
鍛冶	材料	〃
機械大意	工作法、材料	〃
造船學大意	工作法、製圖	〃
造船學大意	工作法、製圖	〃
機械大意	材料	〃
機械大意	工作法、材料	〃
治工具及金型仕上工	工作法、材料	〃

第二部 届出様式

配 管 工	タ イ 工	家 具 職	建 具 職	大 路 工	電 路 工	電 氣 工	精 密 印 刷 工	自 動 車 修 理 工	舟 大 工	機 組 立 工	自 動 車 組 立 工	機 組 立 工	内 燃 機 組 立 工	信 通 機 組 立 工	電 氣 機 組 立 工	理 化 機 組 立 工	精 密 機 械 工	レ ン ズ 研 磨 工
施行法	建築構造學	工作法	建築構造學	建設工業	電氣通論	電氣通論	製版印刷	學大意	造船學大意	自動車工	機械大意	内燃機關	電氣通論	電氣通論	電氣通論	機械大意	光學及光	
材料	施行法	設計製圖	工作法	設計製圖	工作法	寫真術	工作法	製圖	製圖	材料	工作法	工作法	工作法	工作法	工作法	材料	製圖	

●労働省令第四号
 技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)に規定する技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換並びに技能者養成指導員資格檢定規則(昭和二十四年労働省令第三十一号)に規定する技能者養成指導員資格檢定の手数料に関する件を次のように定める。
 昭和二十五年一月二十五日
 労働大臣 鈴木 正文

第一條 技能者養成規程第十八條の四及び第十八條の六の規定に基づく技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ手数料五十円を納めなければならない。

第二條 技能者養成指導員資格檢定規則第六條の規定に基づく技能者養成指導員資格檢定を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ手数料三百円を納めなければならない。

第三條 前二條の手数料は、収入印紙を用い、申請書にちよう付しなければならない。

2 既納の手数料は返還しない。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

様式の新設改廃一覽表

規則の種	新設されたもの	改正されたもの	異式の様式でよいもの	廃止されたもの
規則 労働基準 法施行規 則 労働安全 衛生規則	労働者死傷病報告 (26の1) 労働者死傷病報告 (26の2) 労働者食中毒發生報 告(26の3) 遺族補償支拂報告 (27) 遺族補償支拂完了報 告(28) 適用終了届(32の2)	災害補償實施 報告(99)	労働者名簿(19) 賃金臺帳(20) 貯蓄金管理認可申請書 (1)その他許可、認可、 認定の申請書の全部 時間外労働協定の全部 1)その他届出の全部 なお報告類は許されない	異式賃金臺帳使用許可申請書 (22) 金品返還に関する争報告(24) 遇休に関する特例報告(25) 労働者死傷報告(26) 障害補償分割報告(27の1) 障害補償分割報告(27の2) 遺族補償分割報告(28の1) 遺族補償分割報告(28の2) 額上拂報告(28の2) 額上拂報告(28の2) 災害補償に關する争報告(29) 災害補償義務引受契約締結報 告(30) 労働協約締結(變更)報告(31) 重要書類滅失報告(32) 歸郷旅 費報告(33) 貯蓄金管理報告(34) 使用證明發給報告(35) 法第二十六條の休業手当支給 報告(36) 最低賃金除外労働者數報告 (37) 年次有給休暇報告(4038) 制裁に關する報告(4038) 要注意者の措置就業の禁止、 業務上の疾病、食中毒報告

労働安全
衛生規則

(4) 衛生管理者選任報告

健康診断結果
報告(3)

内圧容器耐壓證明書(5)
摘要書(16甲の1)、(16甲)

要注意者の措置就業の禁止、
業務上の疾病、食中毒報告

第一 労働基準法施行規則の部

見出し	該當事項	法令	手続	様式	摘要
貯蓄金管理認可申請	労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとするとき (一) 天災事變その他やむを得ない事由のため に事業の継続が不可能となり解雇制限を 設けること (二) 労働者の同意を得ないで解雇の豫 告を同様の事由により労働者を解雇する こと (三) 労働者の同意を得ないで解雇の豫 告を平均賃金の三十日分の支拂を行う こと (四) 労働者の責に歸すべき事由により、解雇の豫 告を平均賃金の支拂を行わないで解雇しよ うとする場合	法一八則六	認可第一號		
解雇制限、解雇豫告除外認定申請	労働者の責に歸すべき事由により、解雇の豫告を平均賃金の支拂を行わないで解雇しようとする場合 一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合	法一九則七	認定第二號		
解雇豫告除外認定申請	労働者の責に歸すべき事由により、解雇の豫告を平均賃金の支拂を行わないで解雇しようとする場合 一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合	法二〇則七	認定第三號		
精神又は身體の障害による最低賃金除外認定申請	一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合 一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合	法三一則一	認定第四號		
試用期間中の最低賃金除外認定申請	一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合 一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合	法三一則二	認定第五號の一		
所定労働時間の短縮に最低賃金除外許可申請(個人許可)	一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合 一定の事業又は職業に従事する労働者につき、最低賃金が定められた場合、試用期間中の最低賃金をその金額に達しない賃金で使用する者がある場合	法三一則三	許可第五號の二		

事業附屬寄宿舎規則	技能者養成規程	女子労働基準	衛生管理
技能者養成資格免許申請書(2の2)	技能者養成資格免許申請書(2の3)	技能者養成資格免許申請書(2の4)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の5)	技能者養成資格免許申請書(2の6)	技能者養成資格免許申請書(2の7)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の8)	技能者養成資格免許申請書(2の9)	技能者養成資格免許申請書(2の10)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の11)	技能者養成資格免許申請書(2の12)	技能者養成資格免許申請書(2の13)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の14)	技能者養成資格免許申請書(2の15)	技能者養成資格免許申請書(2の16)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の17)	技能者養成資格免許申請書(2の18)	技能者養成資格免許申請書(2の19)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の20)	技能者養成資格免許申請書(2の21)	技能者養成資格免許申請書(2の22)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の23)	技能者養成資格免許申請書(2の24)	技能者養成資格免許申請書(2の25)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の26)	技能者養成資格免許申請書(2の27)	技能者養成資格免許申請書(2の28)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の29)	技能者養成資格免許申請書(2の30)	技能者養成資格免許申請書(2の31)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の32)	技能者養成資格免許申請書(2の33)	技能者養成資格免許申請書(2の34)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の35)	技能者養成資格免許申請書(2の36)	技能者養成資格免許申請書(2の37)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の38)	技能者養成資格免許申請書(2の39)	技能者養成資格免許申請書(2の40)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の41)	技能者養成資格免許申請書(2の42)	技能者養成資格免許申請書(2の43)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の44)	技能者養成資格免許申請書(2の45)	技能者養成資格免許申請書(2の46)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の47)	技能者養成資格免許申請書(2の48)	技能者養成資格免許申請書(2の49)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の50)	技能者養成資格免許申請書(2の51)	技能者養成資格免許申請書(2の52)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の53)	技能者養成資格免許申請書(2の54)	技能者養成資格免許申請書(2の55)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の56)	技能者養成資格免許申請書(2の57)	技能者養成資格免許申請書(2の58)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の59)	技能者養成資格免許申請書(2の60)	技能者養成資格免許申請書(2の61)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の62)	技能者養成資格免許申請書(2の63)	技能者養成資格免許申請書(2の64)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の65)	技能者養成資格免許申請書(2の66)	技能者養成資格免許申請書(2の67)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の68)	技能者養成資格免許申請書(2の69)	技能者養成資格免許申請書(2の70)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の71)	技能者養成資格免許申請書(2の72)	技能者養成資格免許申請書(2の73)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の74)	技能者養成資格免許申請書(2の75)	技能者養成資格免許申請書(2の76)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の77)	技能者養成資格免許申請書(2の78)	技能者養成資格免許申請書(2の79)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の80)	技能者養成資格免許申請書(2の81)	技能者養成資格免許申請書(2の82)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の83)	技能者養成資格免許申請書(2の84)	技能者養成資格免許申請書(2の85)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の86)	技能者養成資格免許申請書(2の87)	技能者養成資格免許申請書(2の88)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の89)	技能者養成資格免許申請書(2の90)	技能者養成資格免許申請書(2の91)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の92)	技能者養成資格免許申請書(2の93)	技能者養成資格免許申請書(2の94)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の95)	技能者養成資格免許申請書(2の96)	技能者養成資格免許申請書(2の97)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)
技能者養成資格免許申請書(2の98)	技能者養成資格免許申請書(2の99)	技能者養成資格免許申請書(2の100)	衛生管理者選任解任死亡報告性能検査報告(11)

就業規則變更命令 労働基準監督官證	就業規則又は變更 更届	業務傷病に關する 重大過失認定申請	監視、繼續的労働 に従事する者に對 する適用除外許可 申請	休憩除外許可申請	特殊日勤許可申請	集塵入坑の場合の 時間計算特例許可 申請
	既に届出した就業規則を變更した場合、及び使 用するに至り就業規則を作成した場合、及び使 常時十人以上の労働者を使用する場合、又は使 補償を行う義務を免れようとする場合 又は疾病にかつた場合、休業補償又は障害 又は重大な過失によつて業務上負傷し、 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、	法四一則34許 可第十四號	法四〇則32許 可第十三號	法四〇則26許 可第十二號	法三八則24許 可第十一號	坑内労働の場合集塵入坑及び出坑する労働者 の時間計算の特例許可申請の場合、 坑内労働の場合集塵入坑及び出坑する労働者 の時間計算の特例許可申請の場合、 坑内労働の場合集塵入坑及び出坑する労働者 の時間計算の特例許可申請の場合、 坑内労働の場合集塵入坑及び出坑する労働者 の時間計算の特例許可申請の場合、

代休附與命令書 可申請	一せい休憩除外許 可申請	時間外労働に關す る協定届	休日労働に關する 届	繼續的な宿直又は 日直勤務許可申請
災害その他避けることの出発しない事由によつ て臨時の必要があり、その必要の限度で法三 二條又は四十條の労働時間を延長しようとする 場合、但し右の場合でも事態急迫のため 申請を行う暇がない場合は事後に届出する	一定の事業又は職業に従事する労働者について 最低賃金が定められた場合、所定労働時間の 特にお金を一定の範囲の労働者による金額に達 しない賃金で使用しようとする場合 災害その他避けることの出発しない事由によつ て臨時の必要があり、その必要の限度で法三 二條又は四十條の労働時間を延長しようとする 場合、但し右の場合でも事態急迫のため 申請を行う暇がない場合は事後に届出する	一日八時間（法四〇條に基き九時間又は十時 間と定められていて、その事業についてはその時 間）を超えて労働させようとする場合	休日に労働させようとする場合	通常の労働時間の外に宿直又は日直勤務をさ せようとする場合
法三四則15 許 可第八號	法三三則13 は許可又 届第六號	法三六則17. 16 届 第九號の一	法三六則17. 16 届 第九號の二	法四一則23 許 可第十號
期間は一年 以内か認め られない	期間は一年 以内か認め られない	協定の労働者 は協定の労働 者による労働 時間外労働 は協定の労働 者による労働 時間外労働	協定の労働者 は協定の労働 者による労働 時間外労働 は協定の労働 者による労働 時間外労働	協定の労働者 は協定の労働 者による労働 時間外労働 は協定の労働 者による労働 時間外労働

労働者名簿	賃金臺帳(當時使用される労働者に對するもの)	賃金臺帳(日々雇入れられる者に對するもの)	適用事業報告	労働者死傷病報告	労働者死傷病報告	労働者食中毒発生報告	遺族補償支拂報告	遺族補償支拂完了報告
本名簿備付を要する場合	常時労働者(日々雇入れられる者でも一箇月を超えて引續き使用される労働者を含む)を使用する場合	日々雇入れられる者(一箇月を超えて引續き使用される者を除く)を雇い入れた場合	法第八條に該當するに至つた場合及び事業繼續中毎年一回	則第五七條第四號(イ)又は(ロ)の場合で、死亡又は休業見込日數八日以上のものについて	則第五七條第四號(イ)又は(ロ)の場合で、休業八日未滿のものについて	就業中または事業場、寄宿舎その他の附屬建物内で食中毒が発生した場合	遺族補償を行おうとする場合	遺族補償の支拂を完了した場合
法百七法53	法百八則55	法百十則55	法百十則57報	法百十則57報	法百十則57報	法百十則57報	法百十則57報	法百十則57報
第十九號	第二十號	第二十一號	告第二十三號	告第二十六號	告第二十六號	告第二十六號	告第二十七號	告第二十八號
				毎月一回報告すればよ				

適用終了届	災害補償實施報告
使用者が事業を廢止し又は讓渡しようとする場合、その他法第八條に該當しないこととなる場合。	
法百十則57	法百十則58報
届	告第三十九號
第三十二號	

様式第一號

貯蓄金管理認可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	保管の方法		返還の方法	管理の状況を周知させる方法
			事業預金の場合 右以外の場合	区分 預金先の名称 預金人の名義 利率 計算方法		
返還に要する期間			返還の態様		参考事項	

年 月 日

使用者 職 氏 名^印

労働基準監督署長殿

記載心得
一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
二、預金人の名義は、個人別預金の場合はその旨を、一括預金の場合は名義人の職氏名を記入すること。
三、計算方法は、利息計算についての期間その他の方法を記入すること。
四、返還の態様は、現金、小切手、通帳等の別を記入すること。
五、参考事項は、事業預金以外の場合についての定期、當座の別その他必要な事項を記入すること。

様式第二號

解雇制限除外認定申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	事由		事業の継続が不可能となつた具體的事情
			区分 天災事變 その他の事由	態様 発生年月日	
除外を受けんとする労働者の範囲			産前産後の女子	男子	事業の継続が不可能となつた具體的事情
法第二十條第一項但書前段の事由に基き即時解雇せんとする者			男子	女子	事業の継続が不可能となつた具體的事情
			人	人	計
			人	人	人

年 月 日

使用者 職 氏 名^印

労働基準監督署長殿

記載心得
事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第三號

解雇豫告除外認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
労働者の氏名	性別	生年月日
	雇入年月日	事業の種類
	平均賃金額	労働者の責に歸すべき事由

年 月 日

使用者 職 氏 名[㊟]

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、労働者の責に歸すべき事由は、具體的詳細に記入すること。

様式第四號

精神又は身體の障害による最低賃金除外認定申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一、労働者の氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務の種類
- 三、精神又は身體の障害の態様
- 四、最低賃金額
- 五、支拂おうとする賃金額
- 六、その他参考となるべき事項

年 月 日

使用者 職 氏 名[㊟]

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、従事せしめようとする業務の種類及び精神又は身體の態様は當該労働者の障害が作業に及ぼす程度を明らかにすること。詳細に記入すること。
- 三、従前最低賃金除外の認定をうけたことがある労働者については、その他参考となるべき事項欄に其の概要を記載すること。

様式第五號ノ一

試の使用期間中の者についての最低賃金除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、労働者氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務
- 三、試の試用期間
- 四、最低賃金額
- 五、支拂おうとする賃金額
- 六、最低賃金除外を必要とする理由

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第五號ノ二

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外許可申請書（個人許可）

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、労働者の氏名、性別、生年月日
- 二、従事せしめようとする業務の種類
- 三、当該労働者の所定労働時間
- 四、所定労働時間短縮の事由
- 五、最低賃金額
- 六、支拂おうとする賃金額

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得 事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。

様式第五號ノ三

所定労働時間の特に短い者についての最低賃金除外申請書（包括許可）

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
-------	-------	--------

- 一、最低賃金を下る賃金を支拂おうとする労働者の範囲及び申請時における労働者数
- 二、所定労働時間
- 三、前號の所定労働時間を定めた理由
- 四、支給しようとする賃金の最低額

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、第一號の範囲は作業場、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること。
- 三、第四號に關する定は、性別、年齢、業務の種類等によりなるべく詳細に記入すること。

様式第六號

非常災害等の事由による労働時間延長 許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地
時間延長を必要とする事由	事由發生年月日	延長時間
	期間	業務の種類
	男	労働者計
	女	

年 月 日

使用者 職 氏 名

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、延長時間は、一回限りのものについてはその始期、終期を記入することとし、數日に互るものについては各日の延長時間を記入すること。
- 三、期間は數日に互る場合にのみ記入すること。

代休附與命令書

事業の名稱
事業の所在地
使用者職氏名

右の者に對して、 年 月 日届出の労働時間の延長を不適當と認め次の休日を與えるべきことを命ずる。

休憩 時間

休日 日

(不適當と認める理由)

年 月 日

労働基準監督署長 印

一せいの休憩除外許可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地

- 一、休憩時間を一せいに與えることのできない事由
- 二、業務の種類
- 三、始業及び終業の時刻
- 四、休憩時間及びその與え方並に該當労働者の員數
- 五、期間

年 月 日

使用者 職 氏 名 印

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にありては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、事業の内容を詳細に記入すること。
- 二、期間は一年以内とすること。

